

12月6日(火曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 常任委員の選任について
- 日程第5 議案第96号 北姫財産区管理委員の選任について
- 日程第6 認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成5年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成5年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成5年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成5年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成6年度可児市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第77号 平成6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第78号 平成6年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第79号 平成6年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第80号 平成6年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第81号 平成6年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)につ

いて

- 議案第82号 平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第83号 平成6年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第84号 平成6年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第85号 平成6年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第86号 平成6年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第87号 平成6年度可児市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第88号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 可児市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 市道路線の認定について
- 議案第98号 市道路線の変更について
- 議案第99号 市道路線の廃止について
- 日程第7 請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化について

会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

議員定数 26名

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	瀨瀨義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山口正雄君
民生部長	小池勝雅君	経済部長	可児文一君
建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
会計課長	田口茂君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	筆橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	山田美保		

開会 午前9時30分

議長(林 則夫君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成6年第6回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会及び開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は26名です。したがって、定足数に達しております。これより平成6年第6回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、このたびの可児市長選挙、並びに可児市議会議員補欠選挙において栄えある御当選をされました山田 豊市長、並びに加藤新次市議会議員から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成6年第6回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には年末の何かと御多忙の中、御参集賜りまして、まことにありがとうございました。

加藤新次議員におかれましては、さきの市議会議員補欠選挙で御当選され、市議会議員として市政に参画していただきますこと、まことに喜ばしく、今後の御活躍を御期待申し上げます。

私も、このたびの市長選挙におきまして、議員の皆様を初め市民各位の力強い御支援により、無投票当選の栄に浴することができ、こうして本日、議会におきまして、8万6,000市民を代表される議員皆様方にごあいさつをできますことは、まことに感激のきわみでございます。同時に、私は今、躍進可児市の市長としての重責を改めて痛感し、みずからの決意を確かめているところでございます。皆様方御承知のごとく、本市は市制施行12年が経過し、この間、未曾有の人口急増という厳しい環境の中ではありませんでしたが、鈴木市政のもとで順調に発展をしていきました。しかしながら、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の大変動に伴い、本市政を取り巻く環境は、税収の落ち込み等一段と厳しさを増しており、行財政運営のかじ取りは非常な困難が予想されますが、私は全身全霊を傾けて8万6,000市民の信頼と負託にこたえていきたいと考えております。議員皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

当面は、来年春に開幕の「花フェスタ'95」の成功に向けて全力を傾けたいと思います。可児公園で開催されることになり、県内を初め、全国各地から大勢の人たちに可児市へのお越しをいただくことになり、市の知名度やイメージアップにつながり、経済の波及効果などはかり知れないものがあると存じます。そして、これを機会に交通網の整備を初めとする基盤整備を進め、将来を見据えた地域拠点都市としての確固たる地位を築き上げてまいりたいと存じます。

また、さきの立候補の際にも申し上げましたが、市民皆様が心から幸せを実感できる、人に優しく、本当に住みよいまちづくりに推進をすることを、私は大きな課せられた責務であると考えております。そのためには、心豊かな福祉のまちづくり、住みよさを実感できるま

ちづくり、活力と可能性を育てるまちづくりを三つの柱に、積極的で明るい市政を目指してまいります。高齢者や障害者、子供たちに配慮した心豊かな福祉のまちづくりを行う一方、市民がより快適な生活が送れるように、自然や生活環境に配慮した都市基盤整備を積極的に行い、食・住・遊・学の備わった活力あるまち、若者が住む魅力あるまちづくりを積極的に進めていきたいと存じます。その他懸案事項である一般廃棄物処理場環境センターの建設着手、文化センターの建設、東海環状自動車道の建設推進等にも全力を傾注してまいりたいと思います。いずれにしましても、このように多くの課題を抱える本市は、効率的、計画的な都市づくりが最も大切であり、財政的にも、時には事業の選択という必要度に応じた事業の順位を前提とし、その決定をあえてしなければならないと存ずる次第でございます。

私は、市政の運営に当たっては誠実と信頼をモットーに、市民参加の自治運営の原則に立ち、皆様方とも十分に御相談を申し上げ、解決しなければならない課題にひるむことなく、事に応じて英断を迫られる場合も出てくると覚悟し、全力で取り組んでまいりたいと存じております。何とぞ皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、決算の認定に関するもの14件、予算に関するもの12件、条例に関するもの8件、人事案件1件、その他の件3件の計38件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

議長（林 則夫君） 加藤新次君。

9番（加藤新次君） このたびの補欠選挙におきまして、多くの市民の皆様方より御支援を賜りまして、市会議員の仲間入りをさせていただくことになりました。何分にも非力非才な私ではございますが、諸先輩の御指導を仰ぎながら一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

議長（林 則夫君） 次に、事務局長が諸報告を申し上げます。

議会事務局長（林 邦夫君） それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございます。10月24日、中濃六市議会議長会が関市で開催されました。

11月14日、第222回、岐阜県市議会議長会が高山市で開催されました。その内容につきましては、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（林 則夫君） 以上をもって、諸報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において6番議員 小池邦夫君、7番議員 村上孝志君を指名します。

会期の決定について

議長（林 則夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月21日までの16日間と決定しました。

議席の指定について

議長（林 則夫君） 日程第3、議席の指定についてを議題といたします。

今回の補欠選挙において御当選になりました加藤新次君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号を9番に指定いたします。

加藤新次君、ただいま指定いたしました9番の議席にお着き願います。

常任委員の選任について

議長（林 則夫君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題といたします。

加藤新次君の常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、現在1名の欠員となっております建設委員会委員に指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものと認めます。よって、加藤新次君を建設委員会委員に選任することに決しました。

議案第96号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第5、議案第96号 北姫財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 議案第96号 北姫財産区管理委員の選任につきましては、前委員であります梅田 巴氏が病気により辞職され、その後任に鈴木大好氏を選任するに当たり、可児市北姫財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

鈴木氏につきましては、広見小学校長、今渡南小学校長等を歴任され、人格高潔にして経験豊富であり、財産区管理委員として適任であると考えまして選任することにいたしましたわけでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議はないものと認めます。よって、議題となっております本案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第96号 北姫財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案件を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本議案においては原案のとおり同意することに決しました。

認定第2号から認定第15号まで及び議案第76号から議案第95号まで並びに議案第97号から議案第99号までについて（提案説明）

議長（林 則夫君） 日程第6、認定第2号から認定第15号まで、議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第99号までの37議案を一括議題といたします。

提出案件についての市長の説明を求めます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 認定第2号から認定第15号までの、平成5年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、それぞれの事務事業の実績等につきまして、別冊の「平成5年度主要な施策の成果説明書」に取りまとめお手元にお届けいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

なお、決算の提出に先立ちまして、監査委員の慎重な御審議をいただき、別冊として「平成5年度可児市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添付いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第76号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,700万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を231億4,986万1,000円とするもの及び既定の債務負担行為、地方債の補正でございます。その主な内容は、「花フェスタ'95」推進への花飾り対策事業等7,000万円、周辺整備事業4,850万円、老人保健施設用地購入費4億2,456万5,000円及び市道改良工事費、教育施設整備費等であります。

次に議案第77号 平成6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,030万2,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を30億5,122万8,000円とするものであります。その主な内容は、一般及び退職被保険者の高額療養費の増によるものであります。

議案第78号 平成6年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を877万9,000円とするものでございます。その主な内容は、下刈り人夫賃等であります。

議案第79号 平成6年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を234万2,000円とするものでございます。その内容は、管理道路の整備工事費であります。

議案第80号 平成6年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を1,430万円とするものでございます。

議案第81号 平成6年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を330万円とするものでございます。

議案第82号 平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ9,990万4,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を33億9,491万8,000円とするものでございます。その主な内容は、医療給付費の減であります。

議案第83号 平成6年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,469万8,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を1億2,390万2,000円とするものでございます。その主な内容は、一般会計繰出金の減であります。

議案第84号 平成6年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を32億966万5,000円とするものでございます。その主な内容は、管渠施設工事費であります。

議案第85号 平成6年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を8億1,110万1,000円とするものでございます。その主な内容は、上水道工事の負担金であります。

議案第86号 平成6年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ5,769万2,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を4億3,099万8,000円とするものでございます。

議案第87号 平成6年度可児市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、既定の予算の総額から1,940万円を減額し、予算の総額を30億110万円とするものでございます。その主な内容は、上水受水費の減であります。

議案第88号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、公務で海外旅行中の職員の療養補償の範囲を、「自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当と認められるもの」にまで拡大するもの等であります。

議案第89号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会議員の期末手当の支給割合を平成6年4月1日にさかのぼり引き下げるものでございます。

議案第90号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、議会議員同様に、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を、平成6年4月1日にさかのぼり引き下げるものでございます。

議案第91号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告による一般職職員の給与改定に準じて当条例を改正するものでございます。その概要といたしましては、行政職給料表の改正、期末手当の支給割合の引き下げ、扶養手当の支給要件の改正等であります。

議案第92号 可児市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、「保健施設」の語句を「保健事業」に改めるものであります。

議案第93号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、69歳老人等を除く福祉医療費助成対象者の食事療養費を助成するものであります。

議案第94号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び葬祭補償の定額部分の引き下げ等であります。

議案第95号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金支給額を引き上げるものでございます。

議案第97号から議案第99号までは市道路線の認定、変更、廃止でございます。

詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（林 則夫君） 続いて、総務部長に認定第2号から認定第15号までの14議案を除く23議案の詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、お手元の資料番号5番から御説明させていただきます。

平成6年度の可児市一般会計補正予算（第4号）でございます。

まず1ページをお願いいたします。

平成6年度可児市一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ8億4,700万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,986万1,000円とするものでございます。あわせて、債務負担行為の補正、地方債の補正を行います。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

市税といたしまして、市民税で8,724万円の増でございます。これは現年度課税分でございます。また、固定資産税につきましても7,200万円の増、同じく現年度課税分でございます。

分担金及び負担金といたしましては、まず分担金で減額で89万4,000円。これは市単土地

改良事業の分担金で32万、林業整備分担金でマイナスの 110万 8,000円がございませう。それから負担金につきましては 227万 3,000円の増、これは保育園の児童措置費の 311万 4,000円、その他でございませう。

使用料及び手数料につきましては、まず手数料につきまして減額の80万円、これは家畜の各種手数料が減になっております。

それから国庫支出金につきましては、まず国庫負担金といたしまして 680万 1,000円の増でございませう。これは社会福祉費各種負担金の減がございましたし、児童福祉費の負担金が95万ほど増になっております。また、保険基盤安定負担金の増が33万 4,000円、それから河川災害復旧費が 1,839万 4,000円ほどございまして、増減でございませう。それから国庫補助金につきましては減額の 3,418万 9,000円でございませう。これは廃棄物再生利用等推進費補助金が 590万 6,000円と、それから小学校の改築事業が 817万 5,000円、そして防火水槽の設置事業で 207万 5,000円と、その他予算の増減がございました。それから委託金につきましては44万 3,000円の増で、これは基礎年金の事務費の交付がございました。

それから県支出金につきましては、まず県負担金といたしまして 330万 1,000円の増。これは保育所児童措置費で 451万 7,000円の増。それから児童福祉費の施設整備費といたしまして、減額でございませうけれども 266万 5,000円、その他増減でございませう。それから県補助金といたしましては減額の 250万 1,000円。これは「花フェスタ'95」の県振興補助といたしまして 200万円、それから乳幼児医療費の補助金は減になりますが 540万、それから可児・金山線の沿道修景事業の振興補助といたしまして 1,000万ございませう。それから委託金につきましては82万 9,000円、これは統計調査費の委託金と、それからふるさとの川モデル事業の事務費の委託費等でございませう。

財産収入につきましては、まず財産売払収入といたしまして7億 2,452万円の増でございませう。これは老人保健施設用地費が4億 373万 1,000円と、その他各種事業の代替地の取得費用でございませう。

それから3ページへ移ります。寄附金につきましては 781万 2,000円の増でございませう。これは社会福祉費の寄附金で、可児社会福祉事業協力会から 680万いただいております。

それから繰入金につきましては、まず基金繰り入れといたしまして減額の28万円でございます。帷子地域の振興基金繰り入れの25万円、それから久々利地内のため池の管理基金繰入金が減額で53万ほどがございませう。その他増減でございませう。また、特別会計繰入金といたしましては減額の 1,546万 2,000円。これは老人保健への繰入金の46万 2,000円の減、工水特別会計への 1,500万の減と、それぞれでございませう。

それから諸収入につきましては、雑入といたしまして90万 7,000円。ショートステイの負担金、あるいはその他の増減でございませう。

市債につきましては 500万円の減。これは臨時地方道の整備事業債、あるいは災害復旧事業債のそれぞれ増がございました。その他、公共事業の臨時特例債の制度の廃止がございまして 4,620万ほど減になっておりますので、差し引きでございませう。

歳入合計 8 億 4,700万円の歳入予算でございます。

続いて 4 ページをお願いいたします。まず歳出でございます。

今回は各款項とも人件費の増減調整を行っております。したがって、その部分は説明を省かせていただきます。

まず議会費でございますけれども、議会費といたしまして 172万 3,000円の減でございます。これは後ほど条例が出ますけれども、期末手当の率の改正によります議員報酬の減、その他でございます。

総務費につきましては、総務管理費といたしまして 5,509万 6,000円の増でございます。これは「花フェスタ'95」の推進事業で 7,000万円の増、その他でございます。それから徴税費につきましては減額の 199万 8,000円、過誤納付金の還付金が 570万円ございます。その他の増減でございます。戸籍住民登録費につきましては減額の 214万 9,000円。臨時雇賃金が45万 6,000円増でございますけれども、その他で差し引き減になっております。選挙費につきましては50万 4,000円の減。これは県議会議員の選挙の報酬と、それからさきの市長、市議選の予算調整によりまして減をいたしております。それから統計調査費につきましては 51万 2,000円の増、これは指定統計の事務費でございます。監査委員費につきましては98万 9,000円、一般事務でございます。

それから民生費につきましては、まず社会福祉費といたしまして減額の 4,654万 6,000円。これは社会福祉協議会、先ほど歳入で申しましたけれども 680万円、それから国保事業会計の繰り出しが 570万ほどございます。それから福祉医療費の扶助費の減額が 1,250万円、あるいは在宅福祉の促進事業費で 300万ほどございます。その他増減がございました。また、児童福祉費につきましては減額の 2,098万 1,000円の減でございます。これは児童措置費の委託料の 1,123万 5,000円の増、それから反対に扶助費といたしましては 1,140万の減が見込まれております。また、今度、めぐみ保育園の改築設計委託料を 500万見込んでおります。それから生活保護費といたしましては減額の72万 3,000円。それから災害救助費といたしまして20万の増でございます。先般の 2 戸の火災の見舞い等でございます。

それから衛生費につきましては、まず保健衛生費といたしまして 4 億 4,183万円でございます。老人保健施設用地購入費とその他でございます。それから清掃費につきましては減額の137万1,000円、資源回収奨励金の増と需用費の減でございます。上水道費につきましては 2,374万 9,000円の増でございます。これはさきの湧水対策の費用でございます。

それから農林水産業費でございます。5 ページに移ります。まず農業費といたしまして 1,016万 7,000円の増でございます。これは長洞農業集落排水事業への繰出金が 2,000万ほど、それから小淵ため池の周辺整備事業委託料で 200万、その他でございます。林業費につきましては減額の 362万 9,000円の減でございます。林業振興、一般経費でございます。17万 2,000円の減、あるいは黒岩林道、その他の林業治山振興経費の減がございました。

それから商工費につきましては、商工費といたしまして 454万 7,000円増減がございますけれども、主なものは明智城の周辺整備を今回行うということで 1,000万予算を計上いたし

ております。

それから土木費といたしまして、まず土木管理費として 676万円減でございます。人件費と、そして各種負担金の増減がございました。それから道路橋りょう費につきましては2億3,513万4,000円の増。これは248号線と東海環状用地、その他花フェスタ関連の用地取得が主なものでございます。それから次に河川費といたしましては8,610万円でございます。これはふるさと川の用地取得、その他増減がございました。それから都市計画費につきましては7,082万9,000円の増。これは中恵土・広見線の調査委託及び用地費の増減がございました。住宅費につきましては減額の5,338万5,000円でございます。特定優良住宅供給促進事業、さきにそういった制度ができましたけれども、今回、補助対象者がなかったということで減額をいたしております。

それから消防費につきましては387万7,000円の増でございます。これは防火水槽を大森、平林に1カ所設置と、その他の費用でございます。

それから次に教育費でございます。まず教育総務費といたしましては626万9,000円の減でございます。人件費、その他でございます。小学校費につきましては682万円の増。これは小学校の空調設備の事業の設計等を行いたいと思います。それと人件費の増減でございます。それから中学校費につきましては339万円の増。これは中学校の営繕と、学校図書、その他備品の購入でございます。それから幼稚園費につきましては1万8,000円、これは職員給の調整でございます。社会教育費につきましては25万9,000円でございます。公民館一般経費と、帷子、桜ヶ丘の図書館の図書が若干少な目ということで、今回、合わせて300万ほど予算計上をいたしております。その他の増減もございました。それから保健体育費につきましては減額で1,063万円でございます。予算の調整が主なものでございます。

それから6ページに移ります。まず災害復旧費といたしまして8,254万円でございます。これは公共土木災害復旧費といたしまして、大森、長洞の河川復旧工事等でございます。それから農林水産業施設災害復旧費といたしましては294万5,000円。これは土田、下切、あるいは柿田地内の農業用施設の復旧事業費でございます。

公債費につきましては償還金の利子等でございます。減額の2,533万4,000円でございます。

歳出合計8億4,700万円。歳入歳出それぞれ231億4,986万1,000円とするものでございます。

7ページの債務負担行為の補正でございます。追加でございますけれども、「花フェスタ'95」イベント業務委託事業といたしまして3,000万円追加をいたしております。これは平成7年の6月3日になりますけれども、最終日の前の日、この日を可児市の担当といたしまして一日事業をやる予定でございますので、それらの経費でございます。

それから8ページにつきましては、第3表の地方債の補正でございます。追加でございますけれども、臨時地方道の整備事業、あるいは農林水産業の施設災害復旧事業、それぞれでございます。

9ページの変更につきましては、特定優良賃貸住宅整備事業、あるいは公共事業等の臨時特例債、公共土木施設災害復旧事業にそれぞれ限度額の変更がございました。

以上、一般会計の補正予算でございます。

続いて資料番号6番をお願いいたします。特別会計補正予算書でございます。

まず1ページからお願いをいたします。

平成6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,030万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ30億5,122万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入といたしましては、国民健康保険税でございます。国民健康保険税といたしまして460万円の増。これは退職被保険者等の保険税の伸びがございました。それから繰入金につきましては570万2,000円、保険基盤安定の繰入金の増でございます。歳入合計1,030万2,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費といたしまして949万2,000円の増でございます。これは高額療養費の伸びによるものでございます。また、葬祭諸費につきましては81万円の増をいたしておりますが、今年度は見込みの葬祭の件数が予定よりは伸びたということで予算増を行っております。歳出合計1,030万2,000円でございます。

歳入歳出それぞれ30億5,122万8,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

平成6年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877万9,000円とするものでございます。

8ページでございます。まず歳入といたしまして、繰入金でございます。基金繰り入れといたしまして137万円、これは平牧財産区基金からの繰り入れでございます。また、繰越金につきましては、前年度繰越金3万円でございます。歳入合計140万円。

歳出につきましては、総務費といたしまして総務管理費140万円。財産区の区有林の下刈り等を行い、人夫賃が主なものでございます。

歳入歳出それぞれ877万9,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

平成6年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ234万2,000円とするものでございます。

14ページでございます。歳入でございます。まず繰入金といたしまして、基金繰り入れとして97万円の増。これは財産区基金からの繰り入れでございます。また、繰越金につきましては3万円の減。これは前年度繰越金の減でございます。歳入合計94万円。

歳出につきましては、総務管理費といたしまして94万円でございます。財産区の区有林の

管理工事費等でございます。

歳入歳出それぞれ 234万円とするものでございます。

続いて19ページをお願いいたします。

平成6年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

まず歳入歳出それぞれ10万円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ 1,430万円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

まず歳入といたしまして、使用料及び手数料で、まず使用料、これは水道の使用量の増によるものでございます。13万 2,000円でございます。それから財産収入といたしましては6万 2,000円、利子の増でございます。それから繰入金といたしましては、基金繰り入れといたしまして、減額でございますけれども31万 9,000円。使用料、あるいは繰越金増加に伴いまして、基金繰り入れを減といたしております。また繰越金につきましては、前年度繰越金として22万 5,000円。歳入合計10万円でございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費といたしまして11万 2,000円の増。これは水質検査をさらに追加をするということと利子の増でございます。それから予備費につきましては減額の1万 2,000円と。歳出合計10万円でございます。

歳入歳出それぞれ 1,430万円とするものでございます。

続いて25ページをお願いいたします。

平成6年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出それぞれ 330万円とするものでございます。

26ページをお願いいたします。まず歳入といたしましては、使用料及び手数料のうち使用料でございます。水道使用料の増によりまして9万 6,000円。財産収入におきましては11万 6,000円の利子の増でございます。繰越金につきましては8万 8,000円の増、前年度繰越金でございます。歳入合計30万円。

あと歳出につきましては、水道費といたしまして30万円増の補正を行っております。これは量水器の取りかえと、水質検査の強化を図りたいということでございます。

歳入歳出それぞれ 330万円とするものでございます。

31ページをお願いいたします。

平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出それぞれ 9,990万 4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 33億 9,491万 8,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。まず歳入といたしまして、支払基金交付金でございます。減額の 8,787万 8,000円でございます。これは現年度の医療費の交付金、あるいは過年度の審査支払手数料交付金の増減がございました。それから国庫支出金につきましては減額の 575万 8,000円の減でございます。現年度及び過年度でございます。それから県支出金につきましては10万円の減でございます。これは過年度分の医療費の負担金でございます。それが

ら繰入金につきましては 908万 2,000円の減でございます。これは一般会計の繰入金が減といたしております。繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして 232万 6,000円の増。諸収入につきましては、第三者行為の賠償金でございますけれども、58万 8,000円の増でございます。歳入合計 9,990万 4,000円の減でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして総務管理費で19万円。これは健康保険法の改正がございまして、パンフレットを作成して一般市民に配布したいということでございます。それから医療諸費につきましては減額の 9,974万 8,000円でございます。これは医療費の伸びが比較的伸びなかったということと、それからその反面、件数は伸びたということがございまして、療養費の給付費の負担金を 1億円減をいたしました。審査支払手数料については25万 2,000円の増を図ったということでございます。それから諸支出金につきましては、償還金として国庫等の精算金でございますが、11万 6,000円。繰出金につきましては、一般会計繰出金として46万 2,000円の減。歳出合計 9,990万 4,000円の減の補正でございます。

歳入歳出それぞれ33億 9,491万 8,000円の予算でございます。

41ページをお願いいたします。

平成 6 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 1,469万 8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億 2,390万 2,000円とするものでございます。

42ページでございます。まず歳入の使用料及び手数料でございます。減額の 1,504万 9,000円を計上いたしております。これは、本年の異常渇水によります使用料の減が大きく見込まれたということで補正をお願いいたしております。それから繰越金といたしましては、前年度繰越金の35万 1,000円の増。歳入合計、減額の 1,469万 8,000円。

また、歳出につきましては、水道費といたしまして 1,462万円の減をいたしております。これは愛知用水事業の施設管理費の責任負担金、こういったものが渇水、いろいろ等で 120万円の減。それから 2 期事業の建設負担金が 158万円ほど増になっております。差し引きでございます。また、一般会計の繰出金も 1,500万減をいたしております。予備費につきましては7万 8,000円の減でございます。歳出合計 1,469万 8,000円の減。

歳入歳出それぞれ 1億 2,390万 2,000円の予算でございます。

次に47ページをお願いいたします。

平成 6 年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 1億 3,408万 8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億 966万 5,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

48ページでございます。まず歳入といたしまして、国庫支出金でございます。国庫補助金といたしまして 2億 6,674万 2,000円の増でございます。これは下水道事業費の国庫補助金の増でございます。それから県支出金につきましては、県補助金として同じく 1,068万円の増でございます。繰入金につきましては 1億 2,276万 7,000円の減でございます。これは補

助の関係で、一般会計の繰入金を減といたしたものでございます。諸収入につきましては、雑入といたしまして23万 3,000円、消費税還付金でございます。それから市債につきましては、下水道事業債、減額の 2,080万円でございます。歳入合計 1 億 3,408万 8,000円でございます。

あと歳出につきましては、下水道事業費といたしまして、下水道施設費で 1 億 3,908万 8,000円。これは今渡、川合、下恵土地内で、現在、管渠布設工事を行いますけれども、これの 2 億 4,280万円と、その他の増減がございました。それから公債費につきましては減額の 5 00万円。これは一時借入金の利子等の減でございます。歳出合計 1 億 3,408万 8,000円。

歳入歳出それぞれ32億 966万 5,000円とするものでございます。

50ページの地方債の補正でございます。変更でございますけれども、起債の目的は公共下水道事業でございます。一部限度額の変更をいたしております。

それから57ページをお願いいたします。

平成 6 年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 4,000万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,110万 1,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

58ページでございます。まず歳入といたしまして、繰入金で 9,000万円の増でございます。これは広見東特環の一般会計繰入金でございます。また市債につきましては、同じく下水道事業債として減額の 5,000万円を行っております。歳入合計 4,000万円の増でございます。

それから歳出につきましては、広見東地区の下水道事業費といたしまして、上水道の工事負担金、その他の増減がございまして 4,000万の増をいたしております。歳出合計 4,000万円。

歳入歳出それぞれ 8 億 1,110万 1,000円でございます。

また、地方債の補正をあわせてお願いをいたしております。広見東地区特定環境保全公共下水道建設事業といたしまして、限度額の変更をお願いいたしております。

65ページをお願いいたします。

平成 6 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 5,769万 2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,099万 8,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正もお願いをいたしております。

66ページでございます。まず歳入の使用料及び手数料でございます。使用料といたしましては、塩河地区の下水道使用料が 426万円の増でございます。また国庫支出金につきましては、補助金といたしまして長洞地区の国庫補助金が減っております。 3,131万円減でございます。県支出金につきましては、県補助金といたしまして、国の補助金と連動いたします長洞地区県補助金が 806万円減でございます。繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れ、長洞地区の一般会計繰入金でございます。 2,037万円の増でございます。諸収入につき

ましては、消費税の還付金4万8,000円。それから市債につきましては、事業債、減額の4,300万円の減でございます。歳入合計、減の5,769万2,000円でございます。

あと歳出につきましては、塩河地区の農業集落排水事業費といたしまして285万円の増でございます。これは下水道施設改修工事と汚水管の移設、その他でございますけれども、これは一部橋のかけかえがございまして管の移設を行っております。それから長洞地区の農業集落排水事業につきましては、長洞地区の管渠布設工事費が減でございます。予備費といたしまして145万8,000円の増。歳出合計、減額の5,769万2,000円でございます。

歳入歳出それぞれ4億3,099万8,000円でございます。

68ページでございます。まず地方債の補正といたしまして、変更でございます。長洞地区の農業集落排水施設建設事業の限度額の変更でございます。

それから75ページでございます。

平成6年度可児市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

まず業務の予定といたしまして、今回の給水件数が160件ほど増になっております。それから年間総配水料が、このたびの異常渇水によります予定給水量の減によりまして、約5.4%でございますけれども、補正予定量を減とさせていただいております。また、1日平均給水量も、同じく年間総配水量と一緒にございますけれども、異常渇水によりまして平均給水量についても減をいたしております。

それから収益的収入及び支出につきましては、まず収入でございますけれども、7,200万ほど減をいたしておりますけれども、これも異常渇水に伴います給水予定量の減に伴って収益の減、あるいは渇水対策の補助金の増等がございまして、減を計上いたしております。

それから76ページの支出の方でございますけれども、水道事業費といたしましては、これも渇水によりましての県水受水量の減がございました。したがって、収入減と、職員の異動に伴います人件費が若干含まれておりますけれども2,000万円の減でございます。

それから資本的収入及び支出につきましては、まず収入につきましては変更はございませんが、支出につきましては職員の若干の異動がございましたので、人件費の増が60万円計上させていただいております。主なものは以上でございます。

以上で特別会計の補正予算を終わらせていただきます。

続いて、資料番号1番をお願いいたします。定例会の議案書でございます。

まず10ページからお願いをいたします。

なお、これ以降につきましては、お手元に平成6年第6回可児市定例会の提出議案説明書が7から10までの番号が入っておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

まず議案第88号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは地方公務員の災害補償法の施行令の一部改正がさきにございまして、議会議員その他非常勤の職員が公務で外国旅行をする際に向こうで災害等に遭われた場合、療養補償の範

囲を拡大するというものでございます。その他、条文の整備をあわせて行っております。

それから11ページの議案第89号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは国家公務員の給与改定に準じまして、議会議員の報酬等についても12月の期末手当の支給率を、従前の「100分の260」から「100分の250」に引き下げるものでございます。したがって、12月に支給されますのは現在のままでお支払いをすることになりますけれども、3月の手当につきましてはその分を減額させていただくという措置の条例でございます。

それから12ページでございます。議案第90号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これはただいまの議案第89号と同じですので、省略させていただきます。

それから議案第91号でございます。可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

13ページから15ページにわたってそれぞれでございます。これはこのたびの人事院の勧告によりまして、可児市職員の給与額等をあわせて改正をするものでございます。主な改正につきましては、15ページでございます別表の給料表の改正と、そして当市には関係はございませんけれども、現在適用はいたしておりませんが、初任給の調整手当を、医師にあっては月額「29万4,000円」から月額「29万9,000円」に変更するということと、医療系の教官、その他職員については月額「5万100円」を月額「5万500円」に改めるというものでございます。当市にはこういった該当する者はありません。

それから扶養手当については、満16歳から22歳までの者について扶養手当ということでございますけれども、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額を、1人につき「1,000円」を「2,000円」に引き上げるというものでございます。

それから12月の期末手当の支給率を「100分の200」を「100分の190」に、先ほどの条例と同じくそれぞれ改め、引き下げるものでございます。いずれも3月の手当で調整、減額をする予定でございます。

それから16ページでございます。

議案第92号の可児市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは保健法の一部改正に伴いまして、従来の「保健施設」という字句がございますけれども、これを「保健事業」にさらに改めたということでございます。

それから17ページの、議案第93号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは健康保険法等の一部改正によりまして、これまで保険給付の対象となっておりました食事療養の給付が一般の療養給付から切り離されたということで、今まで医療費が無料であった福祉医療費助成対象者も、今回、食事療養費を負担することになったことは既に御案内のとおりでございます。その助成を、それらを今度は市が助成の措置といたしまして、そ

の負担分を社会的弱者や子育てに要する経費等を負担するという、いわゆる軽減をするということで、平成6年10月1日以降の入院分から市が負担をするものでございます。なお、この中で69歳老人等につきましては、老人保健法との整合性から、助成の対象外ということで外してございます。

18ページでございます。

議案第94号でございます。可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が先般一部改正をされまして、これに伴いまして可児市消防団員等の公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正は、損害補償の補償基礎額の改正と、葬祭補償の定額の部分を「26万5,000円」から「28万円」に引き上げるというものでございます。また、扶養親族のうち、満15歳以上満22歳までの子がある場合には加算制度が新たに新設されたということと、療養の範囲を居宅における療養まで今回拡大をしたということでございます。主な点はその3点でございます。

それから20ページでございます。

議案第95号の可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは消防団員等の公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正がございまして、団員の退職報償金の支給額を改正するもので、別表の改正でございます。

それから23ページをお願いいたします。

議案第97号の市道路線の認定でございます。

道路法第8条の規定によりまして、久々利地内で1111号、柿田地内で3251号、下恵土地内で5334号線をそれぞれ市道として新たに認定をするものでございます。

それから24ページをお願いします。

議案第98号 市道路線の変更でございます。

道路法の10条の規定によりまして、これまで49号線を新たにグリーンパーク、現在造成工事を行っておりますけれども、グリーンパーク地内の道路から、久々利サカイ地内の101号線を経由して土岐・可児線まで延長するというものでございます。

続いて議案第99号の市道路線の廃止につきましては、ただいまの議案第98号でございますけれども、49号線を延長したことに伴いまして1001号を廃止するというものでございます。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

請願5号について（提案説明・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第7、請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化についてを議題といたします。

紹介議員による提案理由の説明を求めます。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 労働省は5日、きのうでございますが、女性の就業者が去年は18年ぶりに減少した。また、完全失業者は増加し、新規学卒者の就職率は大幅に低下するなど、女性を取り巻く雇用環境が厳しくなっていると発表いたしました。白書は、女性の離職理由の約8割が育児や介護など家族に絡む問題であると指摘し、男性も積極的に家事にかかわるとともに、国、地方自治体、また企業が、働く女性の環境整備をそれぞれの立場で進めなければならぬと提言した。きょうの朝刊に発表されておりました。

そこで、請願書の朗読をもって、介護休業、また短時間勤務制度の早期法制化について、請願の内容を御説明させていただきます。

現在、国における新ゴールドプラン、自治体における高齢者保健福祉計画、在宅介護などを中心としていろいろな施策が進められているところでございます。

さて、現在、婦人少年問題審議会婦人部会において介護休業制度の法制化問題の審議が行われています。私たちは男女労働者の仕事と介護を両立させるために、介護休業・短時間勤務制度の法制化を、94年から95年、政策制度要求の重要課題として取り組みを進めております。

93年に家族の介護のためやむなく退職した者は8万1,000人（うち90%は女性でございます）に上り、その数は今後さらに増加することが予測されております。連合本部が本年3月に実施しました介護休業・短時間勤務制度取得者実態調査には、「介護休業制度があったために退職せずに済んだ」という声が多く寄せられております。男女労働者の介護休業制度の法制化は何としても急がなければなりません。

企業規模の大小にかかわらず、すべての勤労者に介護休業・短時間勤務制度を適用させるために、左の内容で法制化に向け貴議会における決議と、政府に対し意見書を提出されるよう要望いたします。

1. 目的でございます。家族の介護を必要とする労働者が一定期間休業し、介護を行うための介護休業制度と勤務時間の短縮を設けることによって、雇用の継続を図ることを目的とする。

2. 対象者。介護を必要とする家族を抱える労働者。

3. 家族の範囲。原則として配偶者と血族、姻族の2親等までとする。

4. 期間。1年間を最長として、必要な期間とする。

5. 休業中の生活保障。休業中の生活保障として、従前賃金の60%相当を介護休業手当として支給する措置をすること。

6. 休業後の職場復帰。原則として現職復帰を行うこと。

7. 労働時間の短縮。介護のための短時間勤務制度を設ける。

8. 勤続年数の算定。休業期間は勤務したものととして算定する。

9. 不利益取り扱いの禁止。休業の申し出及び休業をしたことによる解雇、その他不利益

な取り扱いを禁止する。

10. 罰則。罰則を設ける。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 以上で紹介議員による提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております本請願については、総務委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、議案の精読のため、あすから12月11日までの5日間を休会とすることといたします。

散会の宣告

議長（林 則夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

次は12月12日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり、御苦労さまでした。

ありがとうございました。

散会 午前10時46分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年12月6日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

12月12日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第99号まで

日程第4 議案第100号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第101号 請負契約の締結について

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

議員定数 26名

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	纈纈義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山口正雄君
民生部長	小池勝雅君	経済部長	可児文一君

建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
会計課長	田口茂君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	山田美保		

議長（林 則夫君） 皆さん、おはようございます。

本日会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において8番議員 渡辺佳彦君、9番議員 加藤新次君を指名いたします。

一般質問

議長（林 則夫君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） さっそうと初当選をされました山田新市長、御就任まことにおめでとうございます。今後の行政手腕を大いに期待をさせてもらうものでございます。

で、私からは1点、新市長の今後の行政の取り組みについてお伺いをするものでございます。

地方の時代が唱えられてから久しいですが、特に近年、民活が叫ばれております。私は、むしろ官活こそが最も望まれるのではないかと思います。事実、財源、人材、情報などの面から見ましても、最も厚い蓄積と、たくましいエネルギーを秘めておるのが自治体であることにまず気がつかなければならないと思います。この自治体の活性化を中心として、創造的
地域づくり、主体的生活づくりを展開することが地方の時代を名実ともに進めることになるのではないのでしょうか。これからは地域特性に応じた政策の選択を迫られるのであり、ちょっと古いですが、ふるさと宅急便、一村一品運動は最もナイーブな地場産業の掘り起こしてあったと思います。

また、観光事業一つを例にとってみましても、これまで消費産業は天然資源に依存する観光都市に限られておりました。例えば熱海、白浜、下呂がその典型であります。今やコンベンションが加わってその制約がなくなり、東京ディズニーランド、明治村、大正村など、

無から有をつくり出す観光の時代ともなったわけです。

スポーツ、文化すらも地域振興の戦略として重視されつつあり、海洋性スポーツ、コンベンション文化施設などがセットとなって人々を引きつけ、地域で消費する誘因をつくり出しているわけです。人間と同じように、どのような地域にもすぐれた特性を秘めていると思います。それをいかに地域振興への活性源となし得るか、それはひとえに行政管理から行政経営への発想の転換が不可欠であると思うわけでございます。

住民ニーズに積極的にこたえようとする経営的発想をもって、官僚性の創造的破壊がなければならぬのではないのでしょうか。でありますから、首長は政治家であり、行政管理者であり、そして有能なセールスマンであって、そこには行政の甘えは許されず、冷厳な市場メカニズムが支配しております。これからは財源で線引きをするのではなく、住民ニーズにこたえるため官庁システムの変革を図られ、常に限られた条件のもとで可能最大限の努力をされ、官活の本領を山田市長なら発揮されると私は確信をしております。

そこで市長に、行政改革と仕事のシェーブ・アップについてどのようにお考えか、お示しをいただきたいと思えます。

さらに第1項といたしまして、縦割り行政を是正した各局の連携でございます。例えばパトロール業務の統合で効果的な市内パトロールを目指し、各局ばらばらな業務を見直し、統合する等々のお考えはないか。

第2項といたしまして、権限の委譲、市役所内の分離の促進でございます。例えば学校への権限を委譲し、学校施設の目的外使用の許可、給食アレルギー児童の対応等々でございます。

3項といたしまして、委託化、OA化、その他事務改善の推進でございます。福祉総合システムの構築、福祉と保健が連携した総合的なシステムづくり、OA化を、さらに建築確認審査のOA化、建築確認申請を書面にかえてフロッピーディスクにより提出する等々でございます。

4項といたしまして、形式主義意識の改革でございます。例えば文書の減量、文書のA判化で削減を図られて、帳簿改善については記入項目、判こなど不用なものはないかの根本的な見直し、文書関係につきましては、一般公印のうち、部課長印の廃止等々でございます。

5項といたしまして、職員採用に際して、出身大学を聞かない職員採用試験の実施の御意向もお聞きしたいと思います。これは今年10月11日の中日新聞の社説で、瀬戸市職員採用の新しい試みとして掲載をされておったものでございます。人間の価値は出身大学によって決まるとは限らない。愛知県瀬戸市が全国の自治体で初めて、受験生の大学名を聞かない職員採用試験で合格者を決めた結構な試みであると。史上最悪と言われる大学就職戦線の中、陶器のまち愛知県瀬戸市は、全国自治体では初めて出身大学を聞かない職員採用試験（短大卒以上）を実施し、このほど13人の合格者を決定した。試験を実施した職員課によると、この採用試験に対し、全国22都道府県から前年より150人多い411人が応募、実際に試験を受けた者も307人に上った。大変な人気だったとあります。採用が決まった学生の出身地は、横

浜、京都が各1人など、市外7人、市内6人。市内が常に8割以上を占めたこれまでの試験結果とは大きくさま変わりし、スポーツのキャプテン経験者や生きがい教育に尽くしたいなど、しっかりした目的意識を持った青年が採用できたといいます。来春から市役所に勤める彼らの働きぶりが楽しみだ。学歴偏重社会のひずみを正そうという声はいつの時代にも声高に叫ばれており、しかし現実にはなかなかその構造が崩れない。今でも民間企業はほとんどが出身大学名を書かせて採用試験を実施している。ひどいところでは、指名校制度といって、特定大学の学生以外受験をさせない企業もあると。自治体でも中央官庁から県や市町村に至るまで右に倣えで、これまでずっと大学名を書かせると。だが、自治体の職員として出身大学が重要かどうかはあまり関係ないのではないか。仕事のできふできは、ひとえに本人の努力にかかわるのであって、瀬戸市の試験官は、実際の効果は1年、2年と仕事をやらせないとわからないだろうが、ペーパーテスト、面接試験を見る限り、明らかに今までとは違った意欲的な学生が見られた云々とあります。当市におかれましてもこのような意向はないのか、お伺いするものでございます。

以上、1点、数項目にわたり質問いたしました。山田新市長の勇気ある御答弁を期待するものでございます。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

最初に縦割り行政の是正ということでございますが、縦割り行政の弊害が言われ始めまして久しいものがありますけれども、改めて申すまでもなく、過度の縦割りは、事務の合理化、合理性、統一性を阻害するものでございまして、議員御指摘のパトロール業務においては、現在、道路関係のパトロールは土木課、ごみの関係、交通安全施設関係については環境課がというように、それぞれの部署が目的を持って随時パトロールを行っております。ここで、仮に土木課が道路パトロールの最中に交通安全施設の不備を発見した場合、自分の管轄ではないとして報告もしなかったのでは、これは典型的な縦割り行政と批判されるべきものであります。また、市役所から外に出る場合、単に車を走らせて目的地に着くだけ。つまり、道すがら市民生活の障害になるものはないか、常に気を配らないのでは、これまた縦割り行政の弊害と批判されるものであろうかと思えます。現在、市の機構では、パトロール部門を1カ所に集めておりますが、平時がパトロールという意識をどの部署の職員にも徹底して職員の意識改革を進める中で、全庁的に四六時中パトロールを行っている状況をつくり出すということにより、より効果的なものになるものと考えております。常に事務の見直しを行い、統合すべきところは積極的に統合し、効果的な行政ができるよう引き続き心がけてまいりたいと存じます。

次に質問の第2点、権限の委譲ということでございますが、行政の効率化を考える場合、その方法としてはさまざまな形があります。よく言われますのですが、減量型の改革とか参加型の改革でございます。議員御提案の市役所内部での権限委譲、権限分離、この行政改革の重要な方策であり、従来の権限に固持することは、事務の合理化、近代化を阻むことにな

ろうかと存じます。御指摘の学校開放につきましては、現在、各地区で体育指導員、体育振興会、学校を中心とした学校開放運営委員会がつくられ、その場で施設の利用調整が図られ、スムーズに運営されており、市としては減量型、市民としては参加型の権限委譲が図られております。

もう1点の食事アレルギーの問題については、なかなか難しいところがございますが、現在、学校給食センターで、アレルギーの原因となる材料を使わないとか、毎日の使用材料を献立表の形で各家庭に配るとか、必要な子供には個別に栄養価、塩分量を知らせるとか、その方法をとっております。また、学校の現場においては、食事アレルギーのある子供を把握するとともに、学校給食センターからの資料を通じて各家庭との連携を密にしております。この問題については、家庭と学校と給食センターが三者一体となって対処していかなければならないという点で困難なところがございますが、今後もケース・バイ・ケースで権限委譲、権限分離することにより、効果が上がるものについては積極的に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをします。

次に委託化、O A化、その他事務改善の推進という御質問でございますが、申すまでもなく、人口の急激な増加は行政にさまざまな需要を生み出しましたが、それに伴う大量の職員の増加ということは望めるものでもなく、まして昭和50年代後半には行政改革による人員削減が世の風潮でありまして、人口急増市町村にとってはまことにつらいことでありました。もちろん、すべて行政が自前で事務・事業を進めるのではなく、それぞれの分野における専門があるわけがございますから、機能分担を図りながら、民間委託できるものは進めております。道路建設等に伴う調査、測量、設計、施設建設に伴う設計監理委託、あるいは廃棄物の収集、庁舎清掃管理等の民間委託、ホームヘルパー等の社会福祉協議会への委託等々、できる部分についてはかなりお願いをしているのが現状であります。逆に、そうでなければやってこれなかったのが実情であると思えます。

また、O A化につきましては、電算化につきまして岐阜県行政情報センターとの機能分担を図りながら、導入に当たっては必要経費と投資効果が検討されながら進めているところでございます。住民記録、税情報、収納管理はその最たるものでありましたが、また本年度は全庁財務オンライン化を進めており、将来は全課へのパソコンの導入を図り、庁内ネットワークを考えております。また、ワープロを全課に導入済みでございますが、ファクスの導入にあっては、その効果たるや目覚ましいものがあると思われまます。

また、議員御指摘の福祉総合システムの構築については、これから迎える高齢化社会に向けて、現在、担当各課の保管していますところの個人情報、プライバシー保護の面をクリアしながら総合情報化を図り、福祉、衛生、年金等、関係各課の情報ネットワーク化の検討をしております。

次に、建築確認審査のO A化、建築確認申請書のフロッピーディスクによる提出については、平成5年2月に建設省がO A化を打ち出し、岐阜県においては昨年10月から、当市においても本年の4月から導入し、一部データ管理を初めましたが、将来は図面も含めてフロッ

ピーによる申請書の提出とするよう検討しております。また、事務改善についても、事務効率研究委員会等において随時検討を進めるなどしておりますが、いずれにしましても、これから国際化、情報化、高齢化社会へ移行していく中で、行政需要もますます複雑多岐にわたると思われまますので、さらにOA化、事務改善を図り、民間、あるいは各種団体への事務委託について推進していかなければならないと考えております。

次に、形式主義、意識改革という御質問でございますが、行政を運営する場において、いわゆる形式主義、事なかれ主義は厳に戒めなければならないこととございます。今までがこうであったからという取り組み方では業務に発展性は望めません。議員例示の文書のA判化につきましては、本年度から実施いたしました。実施に当たっては単に文書のサイズを変えるだけでなく、A4判1枚の文書で意思を伝える工夫をするワンベスト運動、不用な資料をなくし、両面印刷をして文書の枚数を減らすレスペーパー運動を進めております。同時に、申請書などについては、項目の見直し、内容の簡素化を指示しており、また議員の提案により取り組みました施設の利用申込書の押印廃止も今年4月から実施、あわせて市役所内部の書類についても不用なものは押印を廃止しました。しかしながら、部内の起案文書、会計伝票などについては証拠上問題もあり、廃止に至ってはならず、引き続き押印が廃止可能なものについては基準に沿って廃止してまいります。公印につきましては、法律に権限の委任規定のある生活保護法、児童福祉法などの事務に用いる福祉事務所の所長印のほかは、部課長印をつくらぬことにいたしております。仕事は一つのことを済ませたら終わるのではなく、そこから新たな展開ができるものと常に考えております。実り多いものとならないという認識のもと、職員一人ひとりが形式にとらわれず発展性のある仕事ができるよう、研修等を通じて意識改革を進めてまいります。

次に、職員採用に際し、出身大学を聞かない試験の実施についての御質問でございますが、議員御質問の出身校名を問わない職員採用試験につきましては、他市町村で愛知県瀬戸市が今年度から申込用紙に学校名を記入せず、成績証明書も不用とする方法を、大学、短大卒職員の採用試験に取り入れました。全国の公共団体で初めての試みであるこの方法は大きな反響を呼び、その目的は、職員採用に当たり、今までも大学名で採用していたわけではなく、殊さら新しいことを始めたということではないものの、学歴不問を実行することにより、本当に学歴でなく、人物による職員を採用していますという態度も広くPRすることにあつたようでございます。その結果、申込者数も、民間企業、愛知県内の他市の採用手控えもあり、前年対比50%増加という結果になったと聞き及んでおります。

可児市の職員採用試験の場合は、1次試験、筆記試験の一部を岐阜県人事委員会に委託しており、その他1次試験に市単独の専門の択一試験、適正検査、2次試験においては集団討論、個人面接等を実施し採用者を決定しておりますが、現在までのところ、申込書に出身校名を記載させています。御承知のとおり、組織を動かしているのは人であり、企業は人なりと言われるように、市役所も人なりとも言われます。これからますます時代の変化が厳しくなり、職員に求められる資質もそうした世相を反映したものを求められるようになってまい

ります。具体的には、豊かな発想力、先見性のある思考力、対外交渉能力など、より重要なものとなってまいります。そのためには、ただ単に出身校による職員を採用するのではなく、人物、能力重視の職員採用を行うべきであると考えております。本市の場合、従来から出身校によって職員を採用していたわけではなく、出身学校名を記載しないことについては実質的には今までとさしたる変化もなく、受験者の疑義を少しでも晴らし、より多くの応募者を募る上からも検討してまいりたいと存じます。しかし、それ以上に重要なことは、人物をペーパーテストもしくは出身校のみで優劣を判断するのではなく、ペーパーテスト以上に、個人が有する資質を加味し多面的に判定を下すことが必要であると言えます。そのため、瀬戸市のように民間企業の会社説明会に参加し、一般試験においては若干職員のみ判定による集団討論を実施し、社会人採用枠を設けるなどユニークな採用方法をとっています。可児市の行政を将来にわたり担える有望な若手職員を確保するよう、今後とも職員採用の方法については、よいと思われることは取り入れて鋭意検討を加えてまいりたいと存じます。

〔25番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） 市長の初答弁、ありがとうございました。

また、新市長の能動的な行政の取り組みについては高く評価するものでございます。確かにドラスチックな改革は職員に戸惑いもあると思いますけれども、どうか徹底した事務の見直しで、人とお金を重点施策とした決断と実行で、新市長の船出を大いなる期待を持って今後とも見守ってまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（林 則夫君） 以上で25番議員 林 義弘君の質問を終わります。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。

私は、地区福祉関係問題を3件、その他の件で1件、計4問質問を申し上げます。

第1番目でございます。選挙投票率の向上策について。

可児市の選挙投票率は、県下14都市中、10、11位と常に低位にあります。さきに10月23日に行われた市議会議員補欠選挙では22.71%と最も低く、市制施行後最低でありました。県全体で見ても、人口急増地域は低位にあります。投票率の向上のための広報車による啓発も実効が上がらないようであります。市はこの現状をどのように考えているのか。選挙投票率の向上策をあらゆる角度から検討して、良策は考えられないものか、お伺いいたします。

次に2番目でございますが、ケアハウスの建設設置についてであります。

長寿社会の新しいニーズに対応するため、これまで軽費老人ホームの新しいタイプの老人福祉施設として創設されたケアハウスは、長寿社会への進行に伴い、日常生活では支障はないが、1人では不安である。つまり、ひとり暮らし老人、さらには高齢者夫婦の急増するという現状に対応して、この施設を市内でも各方面から要望されているところであり、高齢者に明るい健康的な生活の場を提供し、充実した福祉社会を築くための一助として、厚生

省のゴールドプランに呼応するこのケアハウスの建設設置について特に要望いたします。なお、用地は、環境面から桜ヶ丘ハイツなど適当と思います。なお、近くでは美濃加茂市下米田町に建設中で、今年中に入居開始予定であります。

次に3番目でございますが、市民ニーズに対応したホームヘルパーの供給についてであります。

介護を必要とする高齢者が増大する中で、着がえやおむつの交換等の介護に限られた時間を、また夜間でもヘルパーを派遣し、在宅における生活を支援するなど、市民ニーズに応じた派遣時間や時間帯を考慮した新たなホームヘルパー供給体制を整備すべきではないかと考えますが、いかがなものでございますか、お伺いいたします。

4番目でございますが、障害児療育センターの建設促進についてであります。

経過を申します。重度障害児を持つ親の会では、かねてから熱心に障害児療育センターの建設についてたびたび強く要望がありました。平成4年3月の定例議会の一般質問では、私はこの実態を訴え、現養護訓練センターの隣接地にこの障害児療育センターの建設を要望したところ、当時の鈴木市長からの回答では、土地の購入を予算化し、この養訓の増改築のほか、特に保護者から要望の強い作業所の利用なども考えていくと、このように前向きな答弁がありました。私どもは大いに期待待ちをしていたところ、その後2年6ヵ月余経過しても何ら具体的な建設計画を示しておらず、今日に至っております。この軽視は全く遺憾に考えるものであります。

市長に申します。この療育センターの建設問題については引き継ぎされていると思いますが、以上申し述べました経過であります。この療育センターの建設について現状をお聞かせ願ひ、一層の建設促進をここに強く願うものであります。

以上であります。ありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君、ケアハウスと障害児センター、同時に御答弁願ひます。

市長(山田 豊君) 村瀬議員さんの2番の御質問の、ケアハウスの建設設置についての御質問にお答えをいたします。

本市におきましては核家族化が進行している中で、今後、昭和40年から50年代の人口急増期に転入の世代が高齢期を迎え、加速的に人口の高齢化が進み、ひとり暮らしの老人や高齢者夫婦世帯の急増が予想されることから、ケアハウスの需要の増大が見込まれるところでございます。事実、社会福祉法人寿恵会が国・県及び本市を初め可茂管内の市町村の補助を受けて、美濃加茂市下米田町の特別養護老人ホーム隣接地に建設した「ケアハウス飛驒川」では、近く入所開始予定のところ、定員50人に対し、申し込みが100人を超え、本市からも25人程度の申し込みがあるとのことで、その需要の高さがうかがわれます。こうしたことを踏まえて、目標年度を平成11年度とする可児市老人保健福祉計画では、市内に70人定員のケアハウスの整備を目標に掲げているところでございますが、整備に当たっては相当な事業費が見込まれますので、今後、具体的な整備計画を立て、実現に向けて取り組んでまいりたいと

考えております。なお、建設場所については桜ヶ丘ハイツが適当との御提案ですが、確かにケアハウスについては単なる入所施設ではなく、できる限り自立した生活を送れるよう支援する施設であります。計画を立てる中で、生活上の利便や環境を考慮し、具体的な場所を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に4点目の障害児療育センターの建設促進についてでございますが、在宅で生活したいという重度障害児・者の自然な欲求や、自分たちで介護できる間は可能な限り一緒に在宅生活をしたいというのが、親を初めとする身内等の気持ちを尊重していくことはノーマライゼーションの実現に向けての基本姿勢であると認識しております。本市には就学年齢前の在宅障害児の通所型福祉施設として養護訓練センターがございますが、就学年齢以降の在宅の重度障害児・者の通所型福祉施設はございません。そこで、さきの基本施設に立つならば、就学年齢以降の、とりわけ一般企業での就労の困難な在宅の重度障害児・者の生きがい対策として、小規模授産機能等の就労の形態そのものも不可能な在宅の最重度の障害児・者にとっては、当事者や介護者同士が交流でき、既存の養護訓練センターとの連携を図りながら、可能な限りの療育機能も兼ね備えた通所型福祉施設は必要と考えますので、今後建設構想の検討を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。なお、この施設の建設構想の位置づけに当たりましては、当事者関係の各位と今後懇談を重ねてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、私からは、投票率の向上策があるかどうかという御質問でございます。

選挙管理委員会といたしましては、この投票率の向上という話を聞きますと、胃の痛む思いが毎年いつもしております。何とかという気持ちでいつも仕事はしておりますけれども、なかなかその結果が伴ってこないということで大変責任を感じております。いわゆる民主主義の原則であります国民の主権ということで、これは憲法ではっきり明言しておりますけれども、市民皆さんが政治に参加をいたしまして、市民の意思によって政治が行われるという、これは国・県・市の政治を決定する最高の権力者は国民であるということをはっきり言っておるわけですが、したがって、国民、県民、市民にそういった権限があるという広い意味をひとつ皆様にも考えていただきたいということでございます。また、現在の選挙を通じて代表者を選ぶという、いわゆる国民が代表者を通じて間接的に政治的決定・執行に参加するという制度、いわゆる間接民主制とでもいいますか、こういった制度で今実際に行われているものでございます。それには、選挙が民主主義のかなめであるということは御案内のとおりでございます。

議員の御心配のとおり、先般の市議会議員補欠選挙に限らず、最近の選挙につきましては、投票率も十分満足いける結果は出ておりません。いわゆる選挙に参加する人が少なくなればなるほど、いわゆる先ほど申しました民主主義の理念から遠ざかっていくのではないかとこの心配をいたしております。選挙に参加することの重要性を有権者の一人ひとりがよく認識

していただくことが大事ですし、みずからの意思を投票であらわしていただくことが何よりも大切なことであろうと考えております。そういった一つ一つのことをさらに認識をしていただく、高揚をしていただくための啓発が大事ではないかと思っております。その意味で、今回の投票率の低さにつきましては、有権者である市民みずからがその権利と責任を放棄されたと、言葉としては言い過ぎかもしれませんが、そういうことも言えるのではないかと考えております。まことに残念なことで、投票にはぜひ行っていただきたいと、自分の権利を使っていただきたいと考えております。

市といたしましても、有権者の投票行動を誘い出すため、今回の選挙につきましても、啓発活動にはできる限りの力を入れたつもりでございました。しかしながら、投票結果を見ますと、御指摘のとおり啓発の効果がほとんど上がらなかったということで、深く反省をいたしております。しかしながら、啓発活動が実際どの程度、投票に行っていたか行動に結びつくかということ、このあたりについて、今後、さらにいろいろな角度から検討しなければならないという気持ちでおります。つまるところ、投票行動に移っていただくのは、有権者の選挙への関心を持っていただく気持ち、いわゆる心の問題であろうかということも考えておりますし、これまで行ってきた啓発運動が市民皆様に十分受け入れていただけなかったと、こういった実際のはっきりした線が出ておりますので、これは春の統一選挙に向けて啓発の方法、いわゆる皆さんが投票に行っていたか、行動を起こしていただく啓発が必要であると。これまでの啓発の方法を再検討しなければいけないということに迫られております。これについては、議員皆様方にもひとつ御協力をいただいて、いろいろ御提案等をしていただきたいし、事務局としてもこれについて対応、検討しなければいけないと思っております。

なお、今回の選挙につきましては、年代を通じて投票率が低かったのでございますけれども、今までの選挙におきましては、やはり若い世代の投票率が若干少なくなってきております。今後の考え方としては、児童・学生も含む若い人たちに的を絞って、時間をかけて啓発していくということが必要ではなからうかと思えます。がしかし、直近に迫っております選挙もございまして、あまり時間をかけてはおれませんけれども、しかし片一方ではそういった気の長い、子供たちから、若い世代から、啓発についての重要性というものを説いて聞かせていくのも一つの方法ではなからうかと思っております。啓発の具体的な方法につきましては、まだ成案を持っておりませんが、他市町村でこういった啓発の方法のいろいろ資料を収集しまして、さらに研究をしてみたいと思っております。ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 市民ニーズに対応したホームヘルパーの供給につきましてお答えをいたします。

デイサービス、ショートステイとともに、在宅福祉の3本柱の一つでありますホームヘルプサービスは、寝たきりや、痴呆や、ひとり暮らしなどの要援護老人の在宅生活支援のための根幹的なサービスでございまして、本市では社協に委託して事業を実施いたしております。

現在、社協の常勤ヘルパー17人と非常勤ヘルパー14人のスタッフが112人の要援護老人家庭へ、それぞれの身体状況や家庭状況に応じて週1回から3回、1回当たり2時間程度訪問いたしまして家事援助や身体介護サービスを行っているところでございます。着がえやおむつ交換等の介護につきまして、限られた時間や夜間でも対応できるような、市民ニーズに対応した新たなホームヘルパー供給体制を整備すべきではないかとの御質問でございますが、現状のホームヘルプサービスは月曜日から金曜日の昼間を原則として、1回当たり2時間程度訪問する、いわゆる滞在型サービスとなっております。休日や夜間につきましては家族による対応が基本でありますことから、市民ニーズに十分対応し切れない面があるのも現実でございます。確かに、今後、要援護老人の増大が予想される中で、核家族化の進行による世帯規模の縮小や女性の社会進出の拡大などによりまして、例えば短時間でも必要なサービスを必要なときに提供できる24時間対応をすることが可能な巡回型サービス体制の整備が求められつつございまして、既に国におきましても導入の検討が始まっているようでございます。本市におきましても、今後こうした動向を見ながら、市民ニーズに柔軟に対応できる体制の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現在のホームヘルパーは、採用時点で休日や夜間等の勤務を想定していないことから、勤務条件の変更も容易ではなく、また交代勤務等を考えますと大幅な増員が必要となるなど、24時間対応に向けて検討すべき課題が多いのも事実でございますので、とりあえずそうした面での研究・検討を進め、全国的な動向も視野に入れながら体制整備を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔8番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 再度、市長に申し上げます。

この療育センターの建設に当たっては、要望するところの肢体不自由児を持つ父母たちは、この建設される時点での運営資金として、これを確保するため、現在、バザーを開くなど、またクッキーなどを売るなどして資金集めを行い、涙ぐましい活動を続けております。去る12月9日は障害者の日でありました。現在、その週間中でございます。どうかこの障害児を持つ両親の胸中を理解されまして、一刻も早く建設されんことを重ねてお願い申し上げます。

それから次に、ケアハウスの建設でございます。市でも建設計画があるようでございますが、これは各都市もその建設を計画している現状でございます。これらに立ちおくれのないように、計画実施を進められんことを願っておきます。

それからホームヘルパーの供給について申し上げましたんですが、全体的に夜間も今後考えていかなければならないではないかということでございますが、なかなか難しいようでございます。しかし、この問題は厚生省でも既に発表しておるとおり、夜間のホームヘルパーも供給することを発表しております。どうかもう少し真剣になってこの計画実施について進めていただきたいと、このように思うものでございます。

それから選挙投票率の向上策でございますが、私はこの席で、ある程度具体的な方法を考え、発表されるかと期待しておりましたけれども、まあ実情を聞くと、実際難しい問題でございます。それかといって、この低位にある可児市の投票率をこのままほかっておくわけにはいきません。何らか方法を考え、みんなで考えて良策を出して、今以上に投票率の向上をせんと、私はこのままほかっておくわけにはいかないと思います。

簡単ではございますが、本日の回答を率直に聞いて、お答えを体して、以上、私の意見を申し上げておきます。私の一般質問はこれで終わります。大変ありがとうございました。議長（林 則夫君） 以上で18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

19番議員 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） それでは通告に基づきまして、市長の基本政策に基づきました具体的な取り組みを中心に8点について質問をさせていただきます。

誠実と信頼をモットーに、人に優しく本当に住みよいまちの建設を訴えられまして、見事に無投票で3代目の可児市長ができました。まことにおめでとうございます。激務が続く市長職であります。みずから求めた道であります。健康には十分留意され、公約の実現に向けまして全身全霊を傾けられますようお願いをいたします。私も推薦者の一人といたしまして、時にはポイントの切りかえを要求することもあるかと思っておりますけれども、厳しい目でサポートしてまいりたいと考えております。

市長は、選挙に立候補するために8月3日に収入役を辞職、長い公務員生活に一たん終止符を打たれ、一市民として可児市を冷静に見詰めることができた73日間は、多くの人と出会い、フリーに積極的に意見を交換されました。私は、この期間が、今後厳しい市政運営に当たる山田市長にとって大きな財産になったのではないかと思います。去る11月7日の初登庁の訓示においても、職員に対し、親方日の丸の発想を払拭し、職員の意識改革を強く求められました。私も全く同感であります。今後は株式会社可児市として、最小の投資で最大の効果が上がるよう、民間的経営感覚の発想を定着させていただきたいと思っております。

さて、山田市政がスタートいたしましたが、可児市を取り巻く環境は前市長時代とは比較にならない厳しい環境にあると思っております。一つには、公約の実現に必要な財源の確保であります。国におきまして、来年度、40年ぶりに前年度比3%の減収と言われております。私たちの可児市においても、税収の伸びが大きく期待できないのではないかと思います。前市長の12年間は、人口の伸びと好調な経済環境に恵まれ、年率10%を超す伸び率で市税収入が伸び続け、12年間で実に約3倍市税収入が伸びました。この好調な市税収入の伸びが要因で、地方交付税の不交付団体になったわけでありまして。しかし、バブル経済崩壊後の昨年度は、個人市民税、法人市民税ともに前年度割れを生じ、市税合計でも前年度を下回る結果となりました。政府は昨年10月が景気の底と発表いたしておりますけれども、平成6年度民間企業の間接決算状況から見ましても、大半の企業が前年度を下回る決算を発表いたしております。加えて、昨今の円高により、ますます内外価格差は拡大する一方で、民間企業は国際競争力を高めるために、人件費を含めて、従来以上に企業の存続をかけたリストラが進行するもの

と思います。このような経済環境は、結果として、個人・法人市民税に多大な影響が出てくるものと思います。

二つには、山積いたしております重要課題であります。新興住宅地と言われてきました若葉台団地も既に高齢化は 11.42%と高率で、新興住宅団地を中心に急速に押し寄せる高齢化社会対策、環境センターの建設、全市下水道化や都市基盤整備、ゴールドプランの具体化、文化会館建設構想の確定など、多額の予算を必要とする大型プロジェクトがメジロ押しであります。

三つには、可児市の将来像を明確にすることと思います。市民の声が行政施策になかなか反映されない、まちの中心が見えない、まちに活気がない、若者が集う場所がない、多くの優秀な若者が市外へ流出していると、一部にはこのような指摘がございます。このような声にこたえるためにも、可児市の将来はこのようなまちにしたいと、市民に対して明確な夢を与えることが必要ではなからうかと思えます。このような背景のもとで、具体的な質問に入りたいと思えます。

まず第1点に、平成6年度及び平成7年度の市税収入の見込み額について質問をいたします。

二つには、政府は今年度、所得税と住民税の2割減税を実施いたしました。来年度以降も引き続き実施する方針のようで、私ども納税者の立場にとっては大変ありがたい施策であります。この減税は市民が後世に負担をしていかなければならないのか、政府が負担をしてくれるのか、2割減税の補てんの方法を質問いたします。

三つには、平成7年度の予算編成が進められておりますけれども、この予算編成こそ、山田新市長の「人に優しく本当に住みよいまちを」というスローガンや政策を実現できるまたとないチャンスであります。8万6,000市民の期待と注目が集まっております。市長みずから、心豊かな福祉のまちづくり、住みよさを実感できるまちづくり、活力と可能性を育てるまちづくりの3本柱を市政の基本方針として掲げられました。その基本方針を具体化するために、新年度、何をポイントに予算編成に取り組まれるのか、質問をいたします。

四つに、市長は民間企業と市役所を比較し、親方日の丸的な職員気質から、全体の奉仕者という公務員の原点に立ち返るよう職員に意識の大改革を求めておられますが、組織と仕事、成果と人事管理など、具体的な改善項目を質問したいと思えます。

また、岐阜市におきましては、12月支給のボーナス分から管理職のボーナスに勤務評定を加味した成績率制度を導入されました。せんだっての新聞報道によりますと、この制度に部課長のうち12人が該当となり、6人が5%減額、6人が5%増額となり、増減の差額は最大値で約4万5,000円と発表をされております。市長は、岐阜市で採用されました勤務評価制度をどのように考えてみえますか、質問をいたします。

次に、市民との対話をどう進めるかであります。

今回の市長選挙は、結果として無投票となり、市長の人柄や政策を訴えることなく当選をされました。新興住宅団地の振興により、今や新旧住民比率が逆転し、市政に対する要望も

複雑多岐にわたっております。同時に、市内には各界で活躍中、あるいは活躍された方も多く聞いております。このような皆さんに、積極的に行政施策に提言、参加をしていただくことも大切なことと思います。市長みずから市民との対話を求めておられます。大変勇気の要ることではありますが、ぜひきめ細かく実施をしていただきたいと思います。具体的な方策をお聞かせ願いたいと思います。

次に、可児市総合計画、前期計画の進捗状況及び見直しについてでございます。

第二次可児市総合計画は平成3年度から平成7年度までを前期計画として進められ、4年を経過しようとしておりますが、計画に基づいた成果の報告を求めたいと思います。

さらに、第二次可児市総合計画策定時は高度成長の頂点でありました。政治、経済、社会環境がさま変わりの時代になった今日、これまでどおりの3年間のローリング方式を進めていけるのか、計画そのものを見直す必要があるのかを質問いたしたいと思います。

次に、可児市廃棄物減量等推進審議会について質問いたします。

環境センターの建設問題につきましては、塩河地区の皆様の深い御理解と関係職員の熱意により、前市長の最後の仕事として、建設に向け第一歩を踏み出すことができました。関係者の皆様に深く感謝と敬意を申し上げます。これまでも、一般質問や環境センター建設特別委員会で、私を初め多くの議員の皆さんから、環境センターの建設はもちろん必要であるが、ごみそのものを減量する対策の強化の必要が強く主張されてまいりました。昨年10月1日に可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例が施行され、その中の第3条、一般廃棄物の減量に関する事項、処理計画に関する事項、その他一般廃棄物の適正な処理に関する事項を審議するため、可児市廃棄物減量推進審議会を置くと条例化されました。第1回の審議会は、ことし3月の議会に、ごみ問題について私が一般質問の通告をした後に開催をされております。それ以来、一回も開催をされておられません。審議会で議論されたことや、成果を発表していただきたいと思います。私は、たとえ環境センターが建設されたとしても、ごみの減量は強力に進めていかなければならないと思いますが、9ヵ月間も開催されていないことは、既に目的を達成しているのか、審議会そのものの必要性がないのかを質問いたします。

最後に、ケーブルテレビ可児について質問をいたします。

昨年12月19日にケーブルテレビ可児が開局され、現在9,400世帯が加入されていると聞いております。1年を経過しようとしている今日、計画に対する評価と今後の取り組み、決算予測について、あわせて南部開発や団地開発、大規模のマンション建設計画等に加入促進ができないのか、質問をいたします。また、小・中学校の利用実績、今後の計画等がありましたら御答弁をいただきたいと思います。

以上でございます。(拍手)

議長(林 則夫君) ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、激励やら、全般にわたるところのお言葉をいただきましたことに対しまして、まさにお話のとおり、全身全霊を傾けて努力してまいりたいと存じます。

最初に、平成6年度及び平成7年度の市税収入見込みということについての御質問でございますが、若干数字を上げて具体的にお答えをさせていただきます。

平成5年度決算と平成6年度決算見込みにつきましては、平成5年度決算において市税総収入が129億4,300万円、平成6年度決算見込みにおいては、今、議会において1億5,900万円の補正を行い122億3,900万円ということで、約7億400万円の減収が見込まれます。これは、個人市民税の特別減税による税減収分8億9,600万円が大きく影響したことによるものでございます。次に平成7年度の市税収入見込みでございますが、個人市民税において、平成6年度に引き続き平成7年度も減税が行われます。平成7年度の減税については抜本的な制度的減税で、税率構造の変更及び基礎的な人的控除の引き上げに伴う減税分が約4億6,100万円で、平成6年度と同じような特別減税、所得割の15%相当額、最高限度額2万円の減税分が約4億3,400万円で、二通りの減税、合わせて8億9,500万円となり、平成6年度と同程度の減税が見込まれ、平成6年度収入見込み額41億1,200万円に対し、2%程度上昇の42億円を見込んでおります。また、法人市民税については、景気の底を打ったと言われておりますが、増収は見込まれず、平成6年度収入見込み額と同程度の9億2,500万円を見込んでおります。固定資産税については、償却資産に対する課税において、景気の動向を考えると大きな上昇は見込まれません。土地において、納税者の急激な税負担の上昇を避けるため、毎年少しずつ税負担を上昇させる負担調整措置による上昇と、家屋の新增築に伴う上昇により、平成6年度収入見込み額56億2,900万円に対し、5%程度上昇の59億4,500万円を見込んでおります。都市計画税については、土地に対する負担調整措置に伴う上昇及び家屋の新增築に伴う上昇により、平成6年度収入見込み額11億900万円に対し、都市計画税は償却資産に課税されないため、固定資産税より高い10%程度上昇の12億2,400万円が見込まれることとなります。その他、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税についても、平成6年度収入見込み額とほぼ同額の3億9,400万円を見込んでおります。以上、市税の主な税目について説明しましたが、市税全体としては、平成6年度決算見込み額122億3,900万円に対し、平成7年度市税収入見込み額は4.5%程度上昇の127億8,800万円を見込んでおります。

次に、第2点目の政府の特別減税についてお答えをいたします。

今年度の特別減税の予算措置につきましては、6月議会に提出いたしました。市民税9億2,977万6,000円の減税に対しまして、その補てん措置として市税8億2,970万円の借り入れで対応をいたしました。この市債は償還期間10年で政府資金を借り入れることとなりますが、

御質問にあります市民の方々に後世にわたる負担としていただくこととなりますが、この市債の償還に対しましては、国により元利償還金の75%が交付税措置されるわけでございます。また、平成7年度におきましても、特別減税の特別措置として同様な措置がなされるものと予想いたしております。

次に、3本柱の市政の基本方針を具現化、具体化するための新年度予算編成の取り組みについてでございますが、平成7年度におきましても、経済状況は回復基調にあるというものの、依然として厳しい状況であり、市税収入の伸びは減税分を考慮してもほとんどない見込みであると考えられます。したがって、今年度と同様、財政規模の大幅な伸びは期待できません。一方、こうした状況の中で、普通交付税においては不交付団体となっており、財政力指数などの財政力を示す各指数は全国的にも上位に位置し、健全な財政の運営を数値の上で示しております。しかし、年とともに、扶助費、公債費など義務的経費を初めとする経常経費は増加しており、将来においては建設事業などの投資的経費を圧迫することになりかねません。したがって、補助費、物件費などの経常経費におきましても細部にわたり十分精査し、極力削減し、最小で最大の効果を上げるべく努力するとともに、建設事業を初めとする投資的経費につきましては、国・県の補助制度、市債を積極的に活用し、限られた財源の中で健全財政を堅持し、積極的な事業展開を図っていきたいと考えておる次第でございます。こうした中でも、人に優しく本当に住みよいまちを具現化するための3本柱を軸に、積極的に諸施策を推進していく所存であります。

まず心豊かな福祉のまちづくりにつきましては、医師会などの御協力を得ながら、医療面での在宅福祉の充実、春里苑の開所によります高齢者福祉の充実など、ソフト面からの充実を進めるとともに、今あります各施設に福祉の面から改善を進めていく所存であります。また、ボランティアを初め、市民の皆様方とともに、福祉施策の推進に向け取り組んでいきたいと思っております。

二つ目には、住みよさを実感できるまちづくりにつきましては、現在進めております下水道、街路、公園の整備、環境センターの建設など、ハード面を主体として生活関連施設の整備・充実を積極的に図っていく所存でございます。

三つ目に、活力と可能性を育てるまちづくりにつきましては、「花フェスタ'95」の開催、名城大学の開校と西可児地域の整備、義務教育を取り巻くハード、ソフト両面からの環境整備、文化センターの建設に向け、諸施策、生涯学習の推進などを積極的に推進していく所存であります。

次に、人事管理の具体的な改善項目、管理職の期末勤勉手当への成績率の導入についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問の人事管理の改善につきましては、可児市職員勤務実績報告制度を平成7年度から導入できるよう取り組みをいたしております。この制度は、職員一人ひとりが明確な組織目標、個人目標を設定、仕事への取り組み姿勢、意欲等にみずから意識改革を図り、個人個人の、ひいては市の職務遂行能力のレベルアップを図るものでございます。個々の人につ

いて、そういう考え方でございます。現在の人事管理は、民主的人事の推進、能力の育成、意欲の向上、指導力の向上、職員の適正配置にあると言われております。この勤務成績実績報告制度により、能力の育成、意識の向上、指導力の向上を重点目標として掲げ、職員一人ひとりの能力のレベルアップを図ることを目指してまいりたいと考えております。市の業務を遂行するのは、職員、すなわち一人ひとりの人間であり、市のサービス内容も、個々、人の職務遂行能力に依存する部分も多く、将来の可児市を考えると、職員一人ひとりの能力開発に今以上に積極的に取り組んでいかなければならないと存じます。可児市8万6,000人市民の負託にこたえるためにも、市のあらゆるサービス分野において職務遂行能力向上を図らなければ、現代の地方公共団体の責務は果たせないと言っても過言ではありません。職員の意識改革、組織の活性化を図る上からも、勤務実績報告制度の導入を推進したいと思います。また、勤勉手当に成績率制度を導入することについては、即刻実施することはできませんが、勤務実績報告制度を職員に定着させ、評価方法の統一化を図り、検討を加えてまいりたいと存じます。

次に、市民との対話についての御質問にお答えをいたします。

市民との対話についての御質問でございますが、私が標榜する市民本位の姿勢を行っていく上で、最も大切にしていかなければならないことと考えております。価値観が多様化する中、市への要望もまことに多岐にわたるようになってきました。こうした中、ことし7月には市民3,000人を対象に市民意識調査を実施し、市政全般にわたって市民の皆さんから率直な意見をお聞きしたところでございます。市民との対話については、市政懇談会の開催や市長への手紙などの実施がありますが、そのような形式的な形やスタイルにとらわれることなく、積極的に各種会合や大会に参加し、自然な形で直接市民と交流を図り、意見交換を図っていきたいと考えております。また、開かれた市政を目指し、市民を交えて構成される委員会や審議会の活性化を図り、市内各界で活躍される方たちの意見を施策に積極的に取り入れていきたいと存じます。

次に、可児市総合計画、前期計画の進捗状況及び見直しについてでございますが、御案内のように、可児市第二総合計画は平成3年を初年とし、平成12年を目標年度として策定しております。計画の構成については、将来の望ましい都市像と基本目標を定め、これを達成するために施策の大綱を定め、基本構想と、その目的を達成するための基本的施策を総合的かつ計画的に示す計画としての基本計画から成っております。基本計画は、平成3年度から平成7年度を前期計画、平成8年度から平成12年度までを後期計画としているわけで、施策ごとにその事業をできるだけ具体的に掲げております。さらに、具体的な事業の実施に当たっては実施計画を策定し、毎年度の予算編成及び事業計画の指針として、社会経済の流動的情勢にも対応するため、3年間のローリング方式により毎年補完しております。基本計画では各項目に前期計画の主な施策として具体的な事業を掲げておりますが、限られた財源、社会経済状況の変化等により、すべての事業に着手しているとは言えないわけですが、御指摘のように、前期計画については既に4年が経過しようといたしております。各事業計画

の進行管理と申しますか、進捗状況についての全般的な把握については、前期計画の最終年となる来年度早々に実施することとしております。

次に、計画そのものの見直しをする必要があるのか、3年間のローリング方式で進めていくのかという御質問でございますが、これにつきましては前期計画の進行状況を踏まえた上、また政治経済、社会情勢の変化のもとで市民の思考も多種多様化していると思っておりますので、市民あっての行政ですから、本年度実施しました市民意識調査の結果も踏まえて後期基本計画も策定するものであります。議員におかれましても、また御意見、御提言をいただければ幸いと考えております。また、3年間のローリング方式で進めている実施計画につきましては、毎年度の予算編成の指針とするものでありますので、これについても今までどおり進めてまいりたいと思っております。

議長（林 則夫君） 助役 瀧澤義昭君。

助役（瀧澤義昭君） 渡辺議員のケーブルテレビにつきましてお答えをいたします。

御存じのように、会社設立以来1年が経過いたしまして、この間、大変皆様方からいろいろな御叱正、あるいは御注意、あるいは御意見、さまざまお話をちょうだいいたしまして、何とか今日まで経過してまいりました。この後におきましても、十分心して、会社発展のために頑張らなくてはならないと、それが市民の皆さんに対するお答えだというふうに思っております。

お尋ねの加入状況につきましてですが、この12月1日現在で9,467件でございます。加入率に置きかえますと約40%ということでございまして、この種の加入率といたしましては非常に高い率でございます。これも大変な御理解をいただいたおかげだと感謝しております。

2点目の決算状況でございますが、平成4年6月に事実上設立をして試験放送に入っております。そして昨年正式に運用いたしておりますけれども、平成4年度においては、そういう状況の中で経常損益が1,540万円出ました。そして、さらに平成5年度の状況でございますけれども、経常利益で1億4,000万円を計上することができましたけれども、典型的なケーブルテレビは設備産業でございまして、加入料等の圧縮等をいたした関係で、決算としては約1,500万円の損失となっております。今後におきましても、これをいかに圧縮するか、早く黒字転換をするかということで努力をしてみたいと思っております。

それから3点目の評価でございますけれども、市自体の取り組みについては既に御存じのとおりでございますが、市の広報番組と生涯学習に関する番組を制作委託いたしまして、広範囲な地域情報番組を提供いたしてきております。メディアとしてかなりの効果は出てきておるのではないかと、手前みそな言い方でございますけれども、考えております。視聴者の皆さんからは、いろんな御意見があります。中には、同じものを繰り返しやるということで、もっと何とかしろという御意見がございますけれども、総じて、今まで知らなかったまちのことが本当につぶさにわかるようになって大変ありがたいと、こんな感想がかなりの量ございまして、多様化してまいりました市民の皆さんのいろんなニーズにそれなりにおこたえをしてきておると、こんなふうに思っておりますし、あわせて可児市の市民としての帰属

意識と申しますか、ふるさと意識と申しますか、この醸成、あるいは地域活動の活発化、こうしたことにもやはり一つの大きな効果はなしてきたのではないかと、こんなふうに考えております。

今後の取り組みでございますけれども、御存じのとおり、ケーブルテレビそのものが法人企業でございます。したがって、企業努力、そして営業努力によりまして一日も早く黒字転換を果たし、そして地域情報化計画の中での中核的事業として発足はしておりますけれども、このケーブルテレビにはいろいろと、単なる行政メディア以外に、社会福祉に幅広くこれを活用、利用するという幾つかのメニューが盛り込んでございますので、これはやはり段階的に一つでも早く実現をしていかなきゃならないと。このためにも、やはり経営安定でございます。この経営安定の私どものめどといたしましては、加入件数1万5,000ということを目標にしております。予定といたしましては非常に予測しがたい面がございますけれども、少なくとも5年以内には転換を果たすべきであるという使命感で今社員を督励しております。ちなみに年内の加入件数も、そういうことで1万件達成を絶対使命ということで厳しく指導してまいりましたけれども、残念ながら若干それに及ばなかったというのが現状でございます。

そして、さらに議員御指摘にございましたように、当然、やはり集団加入、これは当然、方策的には考えなくてはなりませんので、これまでもお答えしておりますように、難視聴解消のための共聴施設組合、こういうところとの積極的な話し合い、そしてまた会社としての設備撤去等、できる限りの対応をすることによっての促進を図っておりますけれども、御指摘の特定住宅団地の加入促進、これはもう絶対にやらなくてはなりませんので、現在、虹ヶ丘との折衝をしつつございます。御存じのように、桂ヶ丘は既に一括加入を果たしております。お話にありました南部開発も当然そういうことに持っていきたいということで、今現在考えております。集合住宅等についても、雇用促進住宅を初め、一部の集合住宅では実現を図りました。さらに、今後の現在建設中のマンション、アパート等についても積極的に努力をしてまいりたいと、このように思っております。

なお、学校教育面につきましては、まだ実績面として、こうであるということを申し上げる段階にはございませんけれども、御存じの岡崎市がああしたテストを開始しております。そうしたことも踏まえながら、今後、十分教育委員会とも協議をしながら、活用については図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 民生部長 小池勝雅君。

民生部長（小池勝雅君） 私からは、第7点目の可児市廃棄物減量等推進審議会につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま議員から御指摘いただきました、審議会で論議された成果はどうかということでございますが、その後、ボカシにおきましては、現在のところ月平均500個ぐらいふえておるといことで、皆さんに御理解いただいて御使用いただいておりますというふうに理解をしておるところでございます。

それから、その目的は達成されているかということでございますが、残念なことに、まだその目的は達成されておられません。

それから審議会そのものは必要はないかという御指摘でございますが、これは必要でございますので、私どもも続けてまいっていかなくちゃならないというふうに思っております。

こうしたことを議員から御指摘をちょうだいいたしましたことは、私の力不足から生じたことでありまして、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。どうもすみませんでございました。今後は、二度とこういうことは生じないように十分注意して努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうもすみませんでした。

〔19番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 19番議員 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） 8項目という大変たくさんの中で、具体的に丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

前市長の鈴木市長からも、前市長時代の継承をしなくてもよいと、こういう発言がありましたけれども、私はやっぱりその背景には、過去非常に伸びてきた財政的な裏づけがもうないよと。したがって、新しい市長におきましては、健全な財政を誇りつつ、事業の選択をしなきゃいかんよと、こういう示唆があったのではなからうかなというふうに考えております。そういった意味におきまして、大変市税収入の伸びが厳しい中でございますけれども、先ほど市長が申されました3本柱を中心に、ひとつ積極的な予算編成をお願いしたいと思います。

その中で、意見として申し上げるならば、各課へ参りますと予算編成の今作業を進められておりますけれども、市長の3本柱の方針を、各部の方針、部長方針として展開をされまして、さらにそれを課長方針に展開をした中で予算の肉づけをしていくということではないように思うんですね。どちらかということ、昨年度の予算を中心にまず予算編成をしながら、結果として施政方針にマッチをさせていくと。こういう、ちょっと民間企業の経営のやり方と全く違うような施策、予算の編成の仕組みではないかなと思います。この辺は御意見として申し上げたいと思っておりますが、いずれにしても大変な状況でございますが、しっかり来年度予算で我々は判断をしてまいりたいと思っております。

それから、助役の方からケーブルテレビを熱心に答弁をいただきまして、ありがとうございました。せんだって、私も初めてですが、市政バスに乗りまして市を見学させていただきました。車の目の高さでバス目の高さで見ますと、相当可児市というのは違った目で見ることができました。そういった意味で、8万6,000の市民の皆さん方がやっぱりケーブルテレビを通じまして、新しい可児市の発見なり、魅力を感じるのではなからうかなと思いますので、さらに積極的に進めていただきたいと思っております。

それから、あと太田さんが控えてみえますので簡単にしたいと思いますけれども、民生部長の方から申しわけないということでお話ございましたが、私は先ほども申し上げましたように、ことしの3月に1回審議会を開催されまして、以来1回もやられていないと。本当にいいかなということをおもうんですね。これはいろいろひも解いてみますと、塩河地区への環

境センターの建設用地の願いに行ったときにも、市の方の公式文書としても出しておるわけですね。減量委員会をやりますということ、はっきり塩河地区の回覧板といいますが、そういうのにも出ておるわけです。ですから、ちょっと我々も落ち度があったもわかりませんけれども、やっぱり建設問題とごみ減量化というのはもっともっと積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

せんだって埼玉県の越谷市で稼働ということで、「これぞ究極のごみ処理」と、皆さん方読まれたと思いますけれども、すべてをエネルギーに置きかえていくと。一つも捨てないという、こういう発想で、電力におきましては東京電力に年間13億円売ると、こんなようなすばらしい計画ですが、そこの中で言われておりますのは、心配になるのはごみ減量や分別リサイクルが後退しないかどうかということが心配をされておりますが、施設運営費の85%をごみの搬入量で割っていくと。したがって、各市町村がこの負担金を減らすためにもごみ減量化については徹底してやっていると、こんなような新聞報道が出ておりました。まさに私どもの場合、大変失礼な言い方ですが、用地確保の方に全力投球をしておきながら、肝心のもう一方の方が私は若干置き去りにされているんじゃないかなと思います。したがって、やっぱり地域の皆さん方にもそういう方向でお答えになっておりますし、可児市におきましても施設運営費の何がしかがごみの排出量で拠出をしていくということですので、より一層ひとつごみの減量化に向けて、本当の意味で活動のできる審議会にさせていただきたいということをし添えまして、終わります。

議長（林 則夫君） 以上で19番議員 渡辺重造君の質問を終わります。

4番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） 5番議員 太田 豊です。議長の許しを得ましたので、一般質問をいたします。

新市長さんの就任、おめでとうございます。市長は誠実と信頼をモットーに、人に優しく本当に住みよいまちづくりに全力を傾注されると力強く言われました。市民の多くの皆さんが私に言われました。それは、市長は決断と実行の人ですよ。たくさんの懸案事項があります。「花フェスタ'95」は成功させなければならない。おくれる都市基盤整備、ごみ処理場の建設、文化会館、高齢化対策等々、決断と実行がなければ一步も進みません。8万6,000市民が期待しています。市長の決断で、市長を初め執行部と議会と市民が一丸となって懸案事項に取り組み実行すれば、限りなく住みよいまち・可児をつくり上げることができると思います。

私の一般質問は2件で、一つは文化センター建設について、二つ目は消防用設備等についてであります。市長の前向きな御答弁をお願いいたします。

1番目の文化センター建設について。

文化センター建設基本方針が、平成5年8月13日に議会全員協議会で決定となりました。この中に建設時期について、市制20周年に当たる平成14年に竣工することを目標とする。さらに本年度都市計画決定、都市計画事業認可申請となっておりますが、この計画どおりになっ

ているのかをお伺いしたい。

私は、この計画を早めて、国民文化祭が平成11年度に実施されます、これに合わせて文化センターを完成させることができるかお伺いしたい。

文化の国体とも言われる文化庁の第14回国民文化祭が、平成11年度に県内で開催されることが本年6月28日に決まっております。梶原知事は県庁で記者会見し、県内は他県に比べて、文化がハード、ソフト両面でおくれている部分がある。国民文化祭という目標ができたので、伝統文化を守り、育てるということから始め、幅広い生活文化を育てていき、県民総参加の文化祭を実現したいと語られました。県内各地域で、文化、芸術の分野別フェスティバルを開催し、アマチュア文化活動、地域文化活動の国民的祭典とし、国民・県民総参加で元気の出る文化祭を目指したいということであります。

可児市もこの国民文化祭に合わせて文化センターを完成させて、新しい文化の創造、文化発信できるようにされたい。広報「かに」11月1日号に、無投票で初当選、新市長に山田豊さん。山田さんは当選のあいさつで、来春開かれる花フェスタをきっかけに可児市は大きく変貌を遂げなければならない。全力で市政運営に当たりたいと力強く述べられました。人に優しく本当に住みよいまちを目指し、心豊かな福祉のまちづくり、住みよさを実感できるまちづくり、活力と可能性を育てるまちづくりの3本柱であります。活力ある魅力的なまちづくりのため、生涯学習体系の充実を図り、文化会館と運動文化複合施設の建設など、市民からの要望の強い多様化した都市機能の整備であります。

私たちのまちが魅力あるまちであるための条件に、文化施設は絶対に必要であります。それは、市民が高度な芸術に触れる機会をつくるとともに、みずから創造する喜びを体得することです。梶原知事も、ハード、ソフト両面でおくれていると言われましたが、まずハード面の箱をつくり、その施設が拠点となって文化団体が集結し、市民が豊かな文化を享受し、生活ができると思います。可児市文化協会、可児市民文化を考える会も文化会館の早期実現を願っていると同時に、市民参加の仕組みで文化会館づくりを進めるなら、市長が言う活力と可能性を育てるまちづくりとなり、市長を先頭に市民一人ひとりが希望と勇気を持って前進ができると思います。

すなわち、文化施設について、文化ホールを中心に鑑賞と発表の各種イベントの施設のみならず、研修、練習、試作、小規模の催し、交流のための施設。文化ホールでは、舞台、楽屋、会議室、展示室、道具置き場の施設が必要であります。また、邦楽と洋楽とでは発声方法が異なることから、音響装置については全然別のものが要求されます。さらに文化センターの公演も要る等々、これら使用する側の市民が主体となって考えていただく。市長は市民に考える場を提供していただきたい。市長の考えをお伺いしたい。

文化センター用地は、市の中心部で、248号バイパス線と東西線（広見・土田線）の交差点で、西には愛知用水を挟んで可児市福祉センターがあります。このような立地条件のため、不動産業者が地権者に、買収、または賃貸契約をしようとして次から次へと来るので、地権者も断るのに大変であります。これに伴う市当局も、議会全員協議会で決定した土地である以上

は、議員は不動産業者から守らなければならないと。執拗な不動産業者から逃れる手段として、文化センター建設基本方針について、平成5年9月11日、地権者に説明されました。用地取得は税制の優遇措置を受ける。すなわち5,000万円控除の適用は平成7年度以降であると説明されました。地権者も、早急に買収を望んでいます。平成7年当初から、用地取得に前向きに考えていただきたい。なお、不動産業者から守るために、文化センター用地に、「この用地は文化センター建設用地である」と、土地区画を描いた看板を掲出できないか、あわせて市長の考えをお伺いしたい。

最後に、11月30日の岐阜新聞に、山田可児市長インタビューに、「文化センターは、心豊かで文化の薫り高いまちづくりのため、さまざまな人からの意見を多く取り入れ、親しみの持てる文化の殿堂として整備したい」と言われました。市長は、「行政とは真心で市民と接し、納得していただきながら進めるものだと思っている」。私はこの一言が、活力ある可児のまちができると確信いたしました。市長は市民との対話を基本ベースにして進められることはよくわかりました。職員を前面に押し出して、積極的に早急に、問題があれば取り組み、解決することが大事だと思います。可児市には夢があります。文化センター建設の促進をお願いいたします。

2番目としまして、消防用設備等とは、消防法施行令第7条に規定する消防の用に供する整備、消防用水及び消化活動に必要な施設の総称であります。私はその中の防火水槽と屋外消火栓について一般質問をいたします。

1番目の、防火水槽についてお尋ねいたします。

平成6年4月1日現在、消防水利の現況で、防火水槽40立方以上、40トン以上ですが284個、20から40立方未満で70個、井戸が15個となって、合計368カ所あります。これは、公設消防隊が使用することを目的として設置されていると思います。すなわち368個の防火水槽は、可児市は全部公設であります。私設のものはありません。防火水槽を私たちの自治会で見てみますと、昔の有力者が土地を提供して、部落総出で戦時中につくったものが大半だと思います。悪くなったのは、それなりに修理されたもの、または取りかえられて現在に至っております。防火水槽の土地が個人の土地の場合に返還要求が持ち上がってきます。これは祖父の時代に、必要なため土地を提供して防火水槽をつくり、世代がかわり、相続する場合等に発見されますが、昔は土地はそれほどでもなかったが、現在の土地の高騰と、防火水槽は道路つきで一番価値の高いところに設置してあります。地主は当然返還を求めます。防火水槽の土地が個人のものであるため、固定資産税を支払っている方もあります。防火水槽の老朽化等で、取りかえ、または新設する場合のとき、土地について問題が生じます。防火水槽が公設で公設消防隊が使用するものであるならば、土地も公設、すなわち市のものにしていただきたい。現在、防火水槽承諾書には、所有者が市長に提出します。「施設設置用地は可児市名義にすることを認めます」となっています。消防法第20条の2、防火に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持し、管理するものとあります。公設の防火水槽は全部可児市名義とすることだと思っております。現在の可児市の公設の防火水槽のうち、水槽施

設設置用地が個人名義になっているところがあります。固定資産税等の優遇措置がありますが、今後、個人名義の用地はどう対処されますか、お伺いしたい。

次に、屋外消火栓についてお伺いいたします。

消防法施行規則、屋外消火栓設備に関する基準の細目、第22条の1で、屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱、すなわち屋外消火栓箱は屋外消火栓から歩行距離5メートル以内の箇所に設けることとなっています。現在、消火栓は公設で410個あります。私設のものはありません。消火栓にホース等を格納してある屋外消火栓箱は全部セットで設置されているとは思われません。消火栓は、火災が発生した場合に初期消火活動に備えるもので、消防車が到着する前に火災発生現場の人たちが協力して放水するのであるから、ホースがなければ初期消火活動はできません。ホースは消火栓とセットで設備したい。屋外消火栓箱を自治会で手配する場合は、可児市防災施設整備事業補助金交付要綱で、補助金の額は、事業費の総額から、寄附金、補償金、その他市長が控除することが適当と認めた経費を控除した額の3分の1と決められています。公設の消火栓ならば、公設の屋外消火栓箱を設置したらどうかお伺いします。消火栓箱を設置した場合、工事費を含めてどのくらい経費が必要かお伺いしたい。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) 先ほど4番議員 太田 豊君と申し上げましたが、5番議員 太田 豊君の誤りでございました。議長の名において謹んでおわびを申し上げ、訂正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 太田議員さんの御質問にお答えをいたします。

文化センター建設についての御質問でございますが、御承知のように、平成4年度に「文化でつくるまち」をテーマに掲げ、可児市生涯学習まちづくり基本構想を策定しました。以来、その推進体制の整備を進める中で、文化の薫り高いまちづくりの最重要施策であり、かつ市民要望の高い文化センターの建設は必要不可欠なものであると考えております。

そこで、文化センターに関する現在までの経緯は、議員の御発言にあったように、平成4年に地元議員の方から建設位置の御提案をいただき、市内部でも検討し、平成5年8月に市議会議員の御同意を得、下恵土字北林泉地内の約3万1,000平方メートルに決定いたしました。その後、下恵土地区各自治会長や地権者の方々への説明会を開き、用地確保、並びに御協力をお願いしている中、今年、一部地権者との合意が得られ、市道広見・土田線沿い用地の1区画を買収しました。現在はコンサル業者に委託し、文化センターの機能等、概要を研究し、早急に都市計画決定ができるよう、県都市計画課と協議をしながら、その準備を進めているところでございます。

建設の時期につきましては、今までは市制施行20周年の平成14年を目標としてきましたが、市民意識調査でも文化センターが今後必要な施設の最上位にランクされていること等を考え合わせますと、私としては今ここで何年に建設すると明確にはできませんが、選挙を通じ申

し上げてきましたように、できるだけ早く建設するよう財政フレームを検討し、努力してまいりたいと思っております。

また、建設資金にあっては、基金が、現在のところ、本年度の積立金を合わせて約29億円となり、起債対象等、できる限り有効な方法を用いて建設したいと思えます。なお、総資金として現時点では積算しておりませんが、用地代も含め、総額 100億から 120億以上必要ではないかと考えております。

市民参加の文化センターづくりにつきましては、文化センターにはさまざまな期待があると思えます。例えばクラシックの専用ホールが欲しい、演劇ホールが欲しい、あるいは成人式等の大イベントが一堂に会してできる大ホールが欲しい。また、ホールのほかに図書館の併設とか、子供館の併設等々、多種多様な要望があると考えておりますので、市民との対話を重視した行政を進める上で、いろいろな形で意見を聞いていきたいと思えます。また、市民代表者の参加を得て文化センター建設委員会を組織し、利用者としての御意見や御希望を取り入れて本格的な基本構想を策定し、建設工事に着手したいと思えます。

何はともあれ、現時点では用地確保が最重要課題であります。建設予定地に看板の設置については、弊害も考えられますので、用地確保後、あるいは見通しがついた時点におきまして考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。何とぞ、市民の皆様を初め議員皆様の絶大なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） ただいまの防火水槽と屋外消火栓についての御質問にお答えをいたします。

防火水槽設置については、大勢の方々から、個人的には用地提供等、いろいろと御協力を願っております。深く感謝を申し上げたいと思えます。これら防火水槽の設置につきましては、水路の確保を図るために、ここ十五、六年前から国庫補助を受けながら、容量40立方以上の施設を普及、設置することで事業を進めてまいっております。以前は地区で負担金をお願いして、土地についても公有地、または個人の協力者に頼ってまいった時期がございましたけれども、現在は水槽の設置工事費等は市費と国庫補助金ですべて賄っております。また、それ以前の施設等については、先ほどお話がございましたように、地区の勤労奉仕や、地下水の高いところでは井戸水などの利用が図られておりまして、水利台帳には、維持管理上、また使用目的から市の施設として掲載させていただいております。その所有については、依然として個人、または自治会のものがその大半を占めております。こうしたものについては、現在、所有権を変えることに抵抗があることや、施設の機能が十分でないところがあるございまして、これら更新や代替施設として整備をするときに、また関係者と御相談を申し上げながら進めていきたいと思っております。

最近設置しております防火水槽では、民地をお借りしてする場合は、お願いして市名義にすることに御承諾をいただくようお願いをし、そして工事を施行いたしておりますが、実際のところは登記名義の変更を嫌がられる場合が多くございまして。それは施設が設置されま

すと、永年的な工作物でございますので、移動や取り壊しが困難なことが当然でございます。だから、そういう理由で変えることを嫌がられる部分が多くございます。したがって、名義を変えなくても、永年使用の承諾書や、そういったもので対応できないかということで考えております。これらの土地の固定資産税については、御承諾をいただければ、施設用地分のみになりますけれども、減税、もしくは非課税の対象として御協力におこたえをしていくのが当然ですし、そうしていきたいと思っております。今後、個人名義の施設用地については、これもお許しをいただければの話ですが、市名義にしていくことを一応は原則とはいたしますけれども、それにこだわらず、充足率を少しでも高めるために、御要望の際は、なるべくなら公有地で利用できるような御相談をしたいし、それができない場合は、地域の方々から、またこれまでどおりの御協力をいただきたいと考えております。その御要望をいただいたときに、近くに、先ほども申しましたように、市有地、あるいはそれに準ずるような土地があれば、そこで設置していただいて、なるべくなら個人の土地から遠ざけたいということも考えております。

それから屋外消火栓については、これは先ほどのお話ございましたように、消防法施行規則の第22条の2でいう、屋外消防施設設備の放水用器具を格納する箱の設置は施行令第19条でということであるというお話ございました。お話の中にもございましたように、防火対象分がこの条例では大規模の防火物を対象といたしておりますので、いわゆる名古屋パルプ、そういったような事業系の屋外消火栓ということで条例では決まっておりますけれども、一般的に皆さんのお世話になっております消火栓の格納設置については、法令では義務づけられておりません。がしかし、その施設の利用上、格納があれば、初期消火についても、水利の確保についても十分に図られるということから、これまでは自治会にお願いして、自治会の負担も大きいと思われるので、新規及び補修等につきましては事業費の3分の1の補助金を出してございます。これは要綱で決めております。したがって、設置費用につきましては、1台当たり、大体全部一通りそろえますと8万円から10万円ぐらいになるかと思えます。これは箱とかハンドル、あるいは中にホース、そして取り付け工事とか、いろいろそれに要する費用がかかりますけれども、大体8万円から10万円ぐらい。その3分の1は市が補助をするということで現在行っております。これも将来的には重要なものですから、いろいろ考え方もあると思えます。市としても十分検討していかなくやなりませんけれども、現在の状況はそのような状況でございます。以上です。

〔5番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） 5番議員 太田 豊です。

再度質問したいんですけれども、文化センターについては市長からる説明がありましたけれども、要するに土地の問題が一番大きいと思えますので、何とか今の県の都市計画課と打ち合わせて都市計画決定が早くできるようにというようなお話がありましたんですけれども、いずれにしても、土地の買収をもう来年からできるようにひとつ取り組んでいただ

きたい。というのは、248号線のバイパスができ、周辺がいろいろ変わってきますと、さらに文化センターの用地を取得するのに困難になるんじゃないかと思imasので、積極的に進めていただきたいと思います。

それから消防施設の方ですけれども、防火水槽について固定資産税を支払ってみえる方がたくさんあると思imasけれども、要するに戸数が400戸不足でするので、市の方で積極的に、今は申告制度だと思imas。うちに防火水槽があるからこれを免除してくれと、こういう申告制度だと思imasけれども、そうではなしに、市の方で400戸ぐらいならコンピューターで早くつかまるかなと思いたんですけれども、そういう方は、今言うように固定資産税の控除を市の方から積極的に取り上げてできないかと思imas。

次に消火栓ですけれども、消火栓のホースの格納箱なんですけれども、ないのがたくさんあるわけで、それは今の市の方では屋外消火栓については義務づけがないぞと、こんなような御返事ですけれども、一応は今言うように消火栓箱も必要だと考えます。それが、今、市の方で財政的に困難で積極的につくれないというならば、補助金の額を上げていただけないかと思うわけです。例えば、今の集会施設建設事業費等に対する補助金については、上限がありますけれども、2割5歩の補助をいただいております。それから防犯灯の設置事業補助金は事業費の2分の1補助していただけるわけです。これも枠はありますけれども、屋外消火栓については3分の1ですよということですので、今言うように屋外消火栓をこの逆ぐらい、例えば防犯灯の補助金の2分の1になるか、あるいは3分を1を逆にして3分の2ぐらいの補助はできないかということをおもうわけですが、その辺の御返事をいただきたいと思います。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） お説のように、用地確保が最大の事業だと思imas。当然、建設ということになりますと、これは単年度ではできないわけでごさいますて、まず用地を確保して、その上で計画的な一応構想が打ち出せると、こんなふうにお思imasので、最善を尽くして用地確保に努力してまいりたいと思imas。よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） まず固定資産税の問題でごさいますけれども、これは当然、そういう方針を出しておりますので、まだ十分行き渡っていない部分があるかもしれませんので、水利台帳を持っておりますので、それに対応して減免措置は当然とらなきゃいけないと。ゲートボール場だとか、そういったいろいろなものは、もちろん申請という言葉もありますけれども、そういった減免措置を講じておりますので、それ以上のものですから当然だと思imas。進めていきたいと思imas。

それから消火栓の補助につきましては、この補助要綱は平成5年にたしかできたものだと。最近できたものでごさいますけれども、確かに3分の1ということで、ほかの防犯灯も今現在3分の2の補助に最近変えておりますので、率は随時上げております。がしかし、この面については今のところ3分の1ですが、これは将来にわたって一遍十分検討させていただ

て、これはこういった補助が各自治会さんに多少御負担をいただいて普及していくなら、それも大切なことだろうと思いますので、もう少し時間をいただきたいと思います。現在ちょっとまだ検討いたしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔 5 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 5 番議員 太田 豊君。

5 番（太田 豊君） 親切な御回答を、どうもありがとうございました。

私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で 5 番議員 太田 豊君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後は 1 時ちょうどから再開をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

16 番議員 大江金男君。

16 番（大江金男君） 16 番議員 大江金男でございます。

通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず第 1 点でございますが、市長の初日のごあいさつ、つまり所信表明についてお尋ねをしたいと思ひます。

山田新市長の本議会初日のごあいさつは、無投票当選とはいえ、10 月の選挙後、初の議会であり、市民に夢と期待を抱かせる具体的な所信表明がなされると期待しておりましたけれども、新年度予算編成前とはいえ、残念ながら失望をしたところであります。午前中の質問の中で、渡辺重造議員も市長の姿勢に触れておられましたが、行財政面を中心に株式会社可児市を目指せというふうな表現もなされておったようですが、私は、限られた市財政の中にあつて、市民福祉重視の立場から、山田市長が触れられた言葉を引用して若干の質問をさせていただきますというふうに思ひます。

まず第 1 点ですが、「バブル経済崩壊後の社会情勢の大変動に伴い、本市政を取り巻く環境は税収の落ち込み等、一段と厳しさを増しており、行財政運営のかじ取りは非常な困難が予想されますが」云々と述べられました。これまでの新市長になる前の収入役さんとしてのごあいさつならば、市役所庁舎内から物を見るという点でよろしいかというふうに思ひますが、8 万 6,000 市民の代表という新市長という立場からすれば、バブル経済崩壊後、最も打撃を受けているのが市民であります。その中で、とりわけ中小・零細業者は非常な経営難に陥り、その存続さえ危うくなつてゐる状況にありますが、そうした対策をどうするのか、示すべきではないでしょうか。

二つ目に 3 本柱の問題でありますけれども、「市民皆様が心から幸せを実感できる、人に優

しく、本当に住みよい都市づくりを推進することこそ私に課せられた責務であると考えております」と述べられました。しかし、人に優しく、本当に住みよい都市の中身が見えてきておりません。高齢者や障害者、子供たちに配慮した心豊かな福祉のまちづくりとは具体的にどのようなものなのでしょうか。高齢者対策、障害者対策、あるいは児童福祉対策について、その具体策の一端をお聞かせ願いたいと思います。また、市長が考えておられる活力あるまち、若者が住む魅力あるまちづくりをどのように進められるのか、お尋ねをいたします。先ほど渡辺重造議員の質問に対する答弁の中では、ハード、ソフト面というふうにおっしゃいましたけれども、いま一つ具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、障害者福祉について質問をしたいと思います。

これも午前中、村瀬日出夫議員の質問とも若干関連をいたすわけではありますが、まず障害者のデイサービスセンターの見通しについてお尋ねをしたい。

さらに、通所型授産施設の建設はどうかという点であります。特に重度障害者の場合、養護学校の卒業後、現在のところ行くところがございません。家に閉じこもって変化のない生活の繰り返しで、中には、学校卒業と同時に、しばらくして亡くなってしまう悲しいケースも出ております。たとえどんなに重い障害を持ってしようと、一人の人間であります。現在、市内には障害の重い子供を連れて出かける場所は皆無と言ってよく、昼夜を問わず、世話を明け暮れる介護をしておられる、特に親御さんたちは疲れ切っているのが現状であります。障害者自身も単純生活の繰り返しでストレスがたまり、肉体的にも、精神的にも、非常に不安定な日々を過ごしていると聞いております。障害者や介護者同士の触れ合いができるふれあいの家のようなものが、今、早急に要求されておるのではないのでしょうか。中国のことわざで「轍鮒(てつぷ)」とか、あるいは「わだちのフナ」というふうなことわざがあるわけですが、将来こういう立派なものをつくりたいということも大事なことですけれども、現状、今どうするかということが非常に問われているのではないかとこのように思います。轍鮒については、皆さんも既に御存じのことわざだと思いますが、あすのたくさんの水よりも、きょう1杯の水が大事だということが問われているというふうに思います。当面の問題として、例えば福祉センターの一室を改造して、自由に訪れることができ、障害者、介護者の交流とアドバイスが受けられるような配慮はできないのでしょうか。また、障害者の歯科診療、特に重度の場合ですが、障害者の歯科診療はほとんど断られているというふうに聞いております。コロニーでしか診てもらえないという声も出ております。市内で歯科診療ができるような対策はどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、三つ目に可児市議会議員補欠選挙、先般ありました補欠選挙の投票率についてお尋ねをするものです。

これも午前中、村瀬議員が質問をいたしておりますけれども、答弁が非常に具体性に欠けるということで、あえて質問をさせていただきます。

まず、投票率の結果をどう見ているかということです。市議補選につきましては、市長選

が無投票になったということもありまして 22.71%という結果でありました。投票率アップにどのような対策を講じたか、この辺が村瀬議員と同一の質問であります。十分なお答えがなかったように思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、選挙があるということで皆さんの目につく掲示板ですが、掲示板の数は他市と比較してどのようになっておるのか、お聞かせをいただきたい。

さらに、可児市の場合、住宅団地が非常に多いんですけれども、私も住宅団地だけではなくて、一定の地域の掲示板にポスターを張って回ったわけですが、住宅団地については非常に数が、その人口比にして少ないというふうに前々から感じておりました。人口だけではないというふうに思いますけれども、それにしても少ないなということを感じております。その辺についてお答えをいただきたいというふうに思います。

ちなみに、隣の美濃加茂市と少し比較をして数字で見たいというふうに思います。可児市の場合、有権者人口が6万1,447人、市の面積は84.93平方キロメートルです。お隣の美濃加茂市は、有権者数3万3,442人と、可児市よりも半分より少し多い人数です。市の面積は、可児市より約10平方キロ少ない74.75平方キロメートルであります。次に投票所の設置数ですが、可児市は現在24カ所です。お隣の美濃加茂市は、6万1,447人と3万3,442人の人口差がありながら、逆に28カ所と4カ所多くなっております。掲示板の数は、これは可児市の175カ所に対しまして187カ所と、やはり12カ所多くなっております。可児市の場合、掲示板の数が目につきにくい、あるいは投票所が遠いという声を非常に耳にするわけですが、なるほど数字を比較してみるとこのようになっておると。これも、一つは選挙啓発の面から見て、非常に投票所数、さらには掲示板の設置数ともに不十分な状況にあるのではないかとこのように思います。

また、選挙の広報活動ですが、選挙中に広報車を回して啓発を呼びかけたり、あるいは同報無線で投票日は特に集中して流しておったようなんですけれども、いろんな方法があると思うんですけれども、例えばケーブルテレビではほとんど選挙についての啓発活動はなされておらなかったというふうに感じております。こういったことを、だれが出ておるのかということも含めて、こういったケーブルテレビの活用はできんのだろうかというふうに思うわけです。そういった点で御答弁をお願いしたいと思います。

次に4番目ですが、公共下水道の普及促進についてであります。

面整備が終了いたしました若葉台、長坂の両団地を初め、帷子の一部の地域、あるいは土田の一部の地域がこの10月から公共下水道利用可能となりました。普及状況についてのお尋ねをしたいと思います。

また、普及促進のために指定店の数が現状に合っているかどうか。これは、私は下水道対策特別委員会におりますので、一部重複して質問をすることもありますけれども、現状の指定店の数では、今年度はうまくいったとしても、来年度以降、今年度じゅうにやり切れなかった部分について、来年度、新たな面整備の地域がふえてまいります。3年後はさらにそれに上乗せをされていくわけでありまして、そうした状況の中で、いかに効率的に進めるかと

ということもあるでしょうけれども、絶対的な数として指定店が十分に充足しているのかどうか、この辺の見直しを含めてお尋ねをするものであります。

それから最後になりますが、請負工事契約についてであります。

私もこの壇上から、従来の指名競争入札から条件付きの一般競争入札の導入を進言をし、当局も約束をしまいましたが、一般競争入札の導入状況はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと請負工事契約に関連してであります。ことし道路交通法の改正がございました。その中で特に積み荷の問題、過積載問題が非常に大きくクローズアップをしております。当然、今まで過積載といいましょうか、大体ダンプカーでも実際の重量数の倍、あるいはそれ以上積んでおったというふうに聞いておるわけですが、それが大変厳しくなりました。定量積載に今なっておるといふふうに思いますけれども、そのことが見積もり単価の積算にどのように反映されてきておるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、大きく五つの問題につきまして明快な御答弁をお願いして、壇をおりたいと思いません。よろしくお願ひします。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 大江議員の御質問に対してお答えをいたします。

初日のあいさつについての対応が不十分ではなかったかということでございますが、まず御質問の中小・零細業者への不況対策についてでございますが、景気が少し上向きになってきているものの、依然として景気低迷、円高不況が続いている現状ではないかと思われまます。また、経営不振の中で、とりわけ行政での対策としては融資制度ではないかと思われまます。市の小口融資も年々増加傾向にあり、ことしも昨年と同様、市小口融資への原資の増大を行ったところでございます。また、平成5年度から指定銀行での受け付けを行い、中小・零細業者の皆様には早く貸し付けできるように心がけてまいりました。以前と比べて、銀行での受け付けとなったため、市から銀行への問い合わせの手間も省けて時間の短縮となり、少しでも早く貸し付けができるようになったと思っております。一方、県の中小企業融資制度資金の中には、小口融資以外に額の多い融資制度があります。いずれにせよ長引く不況の中、中小の商工業者は言うに及ばず、大企業でさえリストラを断行してこの不況に立ち向かっているときであります。市としましても、このようなとき、職員個人個人の意識改革を行い、20年、30年の将来を見据えた部署を控えた総合的な事業展開ができる行政を目指して、組織の活性化を図ってまいります。そして、さらに市民ニーズの把握に努めるとともに、コスト意識を持った施策の推進を行っていく所存であります。今後、さらに不況が長引けば原資の増大を行い、中小・零細業者の皆さんに少しでも役に立てるよう、不況対策に向けて施策を進めていきたいと思っております。

次に、人に優しく本当に住みよいまちとは、高齢者や障害者、そして子供たちなどが何の心配もなく安心して暮らすことができるまちでもあります。そして、このまちづくりのためには、ことし春、作成しました住みよい福祉のまちづくり基本計画の実施に積極的に取り組

んでいきたいと考えます。この基本計画は平成5年度から12年度までの8ヵ年計画で、「待ちの福祉から先取りの福祉」へ、「与える福祉から参加する福祉」を提唱し、具体的な69のプログラムを計画しています。公共施設入り口のスロープ設置やエレベーターの改造など、現在までに実施したのものもあります。最近では、一般公募で優しさマークを選定し、1月からこのマークを使って福祉版マル適制度を開始する予定であります。塩河地内の特別養護老人ホームの工事も順調に進行中であり、この基本計画に沿って各種事業を進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。

また、活力あるまち、若者が住む魅力あるまちづくりについては、虹ヶ丘に建設中の名城大学を一つの核として、この可児市をレベルの高い文化・学術の交流の場に築き上げていきたいと考えています。そして、さらに商工業を振興して、魅力ある店や働きがいのある職場を誘致するとともに、「花フェスタ'95」も一つのきっかけにして、食・住・遊・学のそろった魅力あるまちづくりに努めたいと考えております。

次に、障害者福祉についてお答えをいたします。

市議の言われる障害者のデイサービスセンターが、老人のデイサービスセンターのような入浴サービスを中心としたものをイメージされておられるならば、訪問入浴サービスの弾力的な対応とあわせて、既存や同種の施設の有効利用の推進という観点から、当事者のニーズの動向に勘案しながら、既存の老人デイサービスセンターや、建設中の特養老人ホーム春里苑に新設される老人デイサービスセンターの併用の可能性について検討していきたいと存じます。

また、障害者や介護者同士の触れ合いが中心となる障害者のための一般的な通所型福祉施設ということで述べられておられるならば、通所型授産施設の建設のお尋ねとあわせまして、村瀬議員からの御質問に対する回答のとおりでございます。障害者や介護者同士の流通スペースとして、福祉センター内の部屋の利用の固定化につきましては、現在の各部屋の繁用な利用状況から推察しまして固定化することは困難でございます。これにつきましても、村瀬議員からの御質問に対する答弁で申し上げましたとおり、今後、検討を重ねてまいります障害者のための通所型福祉施設の方で対応してまいりたいと存じます。

そして障害者の歯科診療につきましては、一口に障害者と申しましても軽度の方から重度の方まで見えるわけございまして、現実には市内の歯医者に通院されたり、在宅診療を受けてみえる障害者の方もあやに聞き及んでおります。ただし、重度の障害者を介護する身内には、コロニーで日々障害者の方ばかりを診察している歯医者の方が何となく安心して診てもらえるというような感情を抱かれる方もあるでしょう。市議の御指摘の障害者が歯科診療を断られるケースがどういう要因によるものか、今後吟味していく必要があると存じますが、在宅診療でその要因を少しでも解消できるものがあるならば、次年度に導入の検討をしております。訪問歯科診療事業において、こうした観点からこの制度の活用を考えてまいりたいと存じます。

議長（林 則夫君） 助役 瀬織義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 大江議員の一般競争入札の導入状況についてお答えをいたします。

御存じのように、私ども検討委員会を設置しまして、研究結果、当面のまず方向として、平成6年度から工事費において2億円以上、経営事項審査総点において1,000点以上を一応めどに、新年度から試行するという事を申し上げてきておったわけでございます。それについてのお尋ねだと思いますが、第1回目といたしましては、本年の5月26日に公告をいたしました下恵土クリイチバー帯で施工をしてきております工事でございます。これは6月29日に入札を実施いたしましたところでございます。

続いて二つ目といたしましては、今回、11月10日に入札公告をいたしました下切汚水幹線管渠築造（その1）の工事でございます。12月9日、つい先日入札を実施いたしました。1回目の参加企業は37社、今回は29社の参加がございました。参加者が多くなりまして競争性が増したということで、それはそれなりに効果はあったなというふうに私どもとしては判断をいたしております。今後におきまして、大規模なものについては原則としてこの一般公開入札方式、もちろん制限つきでございますが、実施してまいりたいと思います。

ちなみに県下の状況でございますけれども、議員御存じのとおり、14市のうち、多治見市1市のみが2億円以上の工事費を一般公開入札方式に付すということを決済済みでございます。他に試行中のまちが岐阜、土岐、高山、本市という状況でございます。来年度以降、これらの市がどのような方向をおとりになるかは今はところわかりませんが、本市においては、少なくとも来年度以降も引き続き試行をするという考え方は現在持っておりません。今年度の試行結果を踏まえて、来年度以降については3月いっぱいまでに新年度に対する対処の仕方を決めていきたいと。その間に、必要に応じてまた議会の皆さん方にも御意見をいただく場合もあるかもしれませんが、よろしく願い申し上げます。

それから、次に過積載問題に関連しての御質問でございますけれども、議員御存じのとおり、本年の5月10日付でもって改正道交法が施行になりました。これについては、過積載車両に対する規制を強化するという事に改正のねらいがございまして、いわゆる積載量の変更ということにはなっていないというふうに認識しております。したがって、これまで工事の積算単価、工事見積もりにつきましては、従来、標準積載量に基づいて積算をしてきておりますので、特に今回の改正に伴いまして、これを見直さなくてはならないという必要はないというふうに判断はいたしてきておるところでございます。ただし、問題は、現実に過積載ということにおいて、経費面で見積もりと実態とに乖離があるかないかについては、これまでもチェックはしてまいりました。それは結果において、それなりのチェック、評価をしたという意味でございます。法に基づく、それによる標準積載量によって積算するのが順当でございますので、それから今後におきましてこの過積載については十分注意をして、また業者指導も厳重に、やはり私どもも行政の立場としていかななくてはならないと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、私からは選挙関係をお願いいたします。

全部で5点、それぞれ御質問をいただいておりますので、その都度お答えをいたします。

まず最初に、今回の投票率の低さについてというお話でございます。

先ほど村瀬議員からも御質問をいただきましたけれども、有権者である市民の皆様が投票という権利を行使していただけなかったということで、一つにはまことに残念なことであるということで考えております。これは、さきの市議補選では、平成5年の知事選が40.72という投票率がございましたけれども、それを下回る投票率でございました。これは選挙関係の者たちにとっては大変ショックでございましたけれども、投票率の低さというものは、有権者みずからの関心がないというだけでは済まされない問題もあるかと思えます。啓発のあり方、いわゆる言うて歩く、見るだけの啓発から、それ前後のいろいろのフォローが必要であるということは今回言えたかもしれません。これからは今回の低率を一つの教訓といたしまして、当然見直しをしなければいけないと思っております。近く選挙管理委員会を開く予定でございますし、これを問題として提議して検討していただくようお願いをしております。具体的な方策としてはまだ成案を得ておりませんが、早急に対策を上げていきたいということを考えております。

次に、第2点目の投票率アップ対策には、今回の市議選にはどのような方策を講じたかということでございます。

まず一つとしましては、見る啓発といたしましては、御案内の広報「かに」10月1日号で記事を掲載いたしました。これは、選挙期間中には投票所の案内図を載せた啓発ビラ等を、新聞折り込みで全戸配布いたしましたことは御案内のとおりであります。また、公用車については、選挙時にはいつも行いますが、ステッカーを張って多少なりとも啓発を行うということと、市役所を含め市内5ヵ所には啓発の幕を掲げてやりました。次に聞く啓発といたしましては、選挙期間中、毎日公用車による啓発は、これは当然ずっと行いましたけれども、防災無線も利用し、投票行動の誘発に努めたところでございます。また、もう一つ、ポスター掲示場の数につきましては、公職選挙法施行令で定められております111条の規定によりまして、それぞれの投票ごとに有権者数、あるいは面積によりまして数が定められておりますけれども、これによりまして可児市のポスター掲示場は全部で175ヵ所となっております。

また、3点目としてポスター掲示場の数は他市と比べてどうかという御質問がございました。これは、他市におきましても、公職選挙法の規定によりまして定められた数のポスターの掲示場を定めておると思えます。それだけではいけません、これは先ほど申しました111条の3で定められております。これは選挙人名簿の登録者の数及び面積、あるいは人口密度、地勢、交通等の事情によりまして合理的に決めなさいということで指示をされております。ちなみに先ほどお話がございましたけれども、美濃加茂市は確かに掲示場が187ヵ所、それから可児市が175ヵ所となっております。これは地形的、あるいはその投票区の決め方、そういったいろいろの面がこれにかかわり合っておると思えます。ちなみに私ども可児市におきますと、平成3年には広見を第1、第2と細分化しておりますし、羽崎についても羽崎

1と2に分けました。それから4年には桜ヶ丘を二つに分離したという作業は行っておりません。そういった方式でこれは決めております。もう少し詳しく申しますと、ポスター掲示場の配置等につきましては、人口に応じ設置するではなく、土地柄をよく見て決めなければいけないということになっておりますので、そのようにいたしているところでございます。広い投票区ですと集落が何ヵ所かある場合もございませぬけれども、ただ集落に一つずつということではなくて、諸般の状況を考えて基準どおりに配置しておるということでございます。

団地のポスターの掲示場の問題でございます。これも、ただいま申しましたいろいろな諸般の状況によりまして決めております。確かに田舎と、それから団地と、いろいろな面がございませぬけれども、この法令の定めたものに多分クリアしておる、そういった方法で集落を決めておりますので、これからは人口密度、そういったもののいろいろの検討をしながら、これも再度やっていければいけないかもしれません。ちなみに団地向けに設置したのものについては、団地が集中しております帷子地区を例に例えばとってみますと、ポスター掲示場が全部で32ヵ所ございます。そのうち団地向けに設置したものは22ヵ所ということで、率としては68%ほどになるものでございます。次に有権者の割合を見てみますと、団地内の有権者は帷子地区の場合91%となっておりますけれども、数字だけを比較いたしますと、ポスターの掲示場と有権者のバランスがアンバランスのような気がいたしますけれども、総体的に見て、この程度ならよろしいではないかということを考えております。

それから、ケーブルテレビ可児の番組の中で使ったらどうかということでございます。今回、市からのさまざまな情報を伝えるものとして、広報カレンダーという文字放送がされる枠がございました。しかし今回の選挙につきましては、放送日の関係等いろいろございましたので、カレンダーは利用をいたしておりません。がしかし、テレビの威力というのは何と云っても映像の力が大きいですので、有権者の皆さんが選挙を実感されるのは、テレビから流れる選挙報道によるところが啓発では一番最高だと思っております。その意味で、今回の選挙におきましては、選挙管理委員会ではさまざまな場面にカラメ持ち込みを許可いたしまして放送をさせていただきました。一つには、選挙の事前の準備風景から立候補予定者の説明会、それから立候補受け付け、そして開票の様、当選証書の付与式、こういったものを一連の映像にまとめましてCTKで放送をしてくれました。ちょうどCTKトピックスといたしまして1週間放送をしてくれましたが、これはテレビの威力の一つで、いろいろな人から聞きますと、内容がよくわかったというお話も聞きましたので、それは有効であったと思います。今後とも、ケーブルテレビにつきましては、この特性を生かしまして選挙に100%使っていくようにということを考えております。ただ、番組の編成上、CTKと我々の希望と、日曜日に始まって土曜日に終わるといふ若干のずれがございませぬので、そういったものをクリアできれば、また違った面の放送の仕方もあるかと思ひます。努力させていただきます。以上です。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） それでは、私からは4番目の公共下水道の普及促進についてお答

えをいたします。

木曽川右岸の流域関連公共事業につきましては、昭和63年に事業認可を得まして以来、順次整備を進めてきております。御周知のとおり、この10月1日には、先ほどお話がありました地域、市内の西部で約200ヘクタールの区域において供用を開始し、約3,550戸で公共下水道の利用が可能になりました。そこで普及状況でございますが、この11月末現在では58件の接続工事の完了を受けております。また、工事の計画確認申請は既に200件を超えておりますので、今後は順調に接続工事が進んでいくものと考えております。

次に下水道の工事指定店の数についてでございますが、水道指定店19社のうち18社を下水道の工事の指定店として指定しております。現状に即して十分充足しているかということでございますが、私の方としては十分とは申せませんが、この下水道工事の指定店につきましては、水道指定店であることとか、あるいは排水設備工の技術者を置くというような条件がございますので、現在、即時に指定店をふやすというようなことはちょっと困難であると考えております。また、今後の対応についてでございますが、今年度は最初の供用開始の年でありまして、3,000を超えるというような一度に多くの供用開始が可能になったわけでございますが、来年以降、農業集落等、まだ入ってくるものもありますけれども、毎年1,000戸程度の供用開始を見込んでおるわけでございます。したがって、指定店の数からしますと積み残しということは懸念されてはおりますけれども、何とか順次追いついていくのではないかと考えております。

そこで、私どもはこうした状況を踏まえまして、接続工事の促進について指定店組合とも協議をしてきておりますけれども、組合ではそれぞれ指定店の能力に応じて、組合一丸となって進めていきたいということをおっしゃっておられますので、私どももその方針に沿って現在指導をいたしておるところでございます。今後、促進が図られますよう一層努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔16番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） ちょっと順不同で再質問をさせていただきます。

まず一番簡単というのが、お答えしやすいやつから再質問をさせていただきます。

まず最後にお答えいただきました公共下水道の普及促進についてであります。毎年1,000戸ほど拡大されていくわけですね。今年度が3,000ちょっとだというふうに思いますが、来年度以降、順次拡大されていく。で、1社平均、平均といっても業者の能力がそれぞれ違いますからあれですが、1社平均1,000戸やるについては、18社で換算をしますと五十数件ということになるわけですね。実際には今年度は非常にその何倍もやらなければならないということで、非常に懸念がされるわけでありまして。それで下請の関係を見ても、この地域、美濃加茂も同時に行っておりますし、それから坂祝、さらにはその他の地域、御嵩町も年度を追って供用開始の部分が出てくるわけで、下請の業者も含めまして、指定店の職人さんの取り合いという状況がまさに始まっているというふうに見ておるわけですね。そうい

う点で、粗雑な業者をつくれということではなしに、優良な指定店をつくる方策を持っておるのか持っておらないのか、明快にさせていただきたいというふうに思うわけです。

それから補欠選挙の問題で関連してありますが、先ほど総務部長は、投票所の面積、あるいは人口の中で掲示板の数、あるいは投票所の数が設置されておるということで御答弁いただきました。先ほど私は冒頭発言の中で、美濃加茂市の状況をあえて有権者数、市の面積を明確にしながら、そういうお答えが当然出てくるだろうという予測をしまして発言をしたわけですが、その有権者数、市の面積、どれをとりましても、投票所の数についても、掲示板の数についても、可児市の方が率としては非常に少ないというふうに思うわけですね。とすると、面積や、あるいは有権者の数とは何らリンクしていないじゃないかと。少なくとも美濃加茂市と比較する限り、全くリンクしていない。どういうところに原因があるのかさっぱりわかりません。したがって、これは、一つは先ほど選挙啓発の中で目に見える部分、音に聞こえる部分というふうに御答弁いただきましたけれども、啓発ではなしに、これはもう絶対的なものですね。掲示板についても、投票所そのものについても、これは努力してやるとか、そういうものではなくて、絶対的なものだというふうに思うわけです。むしろ、それが最も大きな啓発効果があるんだというふうに思うわけですね。そういう点から、いま一度、なぜリンクしないのかお答えをいただきたいというふうに思います。

それから次に請負工事契約の問題ですが、1回目、2回目と、これで今回まだ、きょう、もしくはあす上程される予定でありますけれども、下切の汚水幹線管渠築造（その1）工事が条件付きの一般競争入札で行われて、これで2回目だというふうに思うわけですね。先般、1回目の6月29日の入札の問題について効果があったと、価格的にも思ったより安くいったというふうに御答弁がたしかあったというふうに思いますが、今回は、入札後、日にちがそんなにありませんから十分な分析はされておらないと思いますけれども、実際にどうだったのか。事務量は大変煩雑になったということを推察いたしますけれども、金額的な問題等についてはどうであったのか、ちょっと一言触れていただければありがたいと。上程前なので言いにくいところもあるかもわかりませんが、日程に入っておりますので、お願いできたらというふうに思います。

それから改正道交法の問題につきましては、おっしゃるとおり、別に積載量が減ったというわけじゃなしに、規制が強化されたために、従来、倍も、あるいは場合によっては3倍も積んでおった土砂等が適正に定量に落ちついたということで、そのことそのものは当然のことだというふうに思うわけですが、ところが、従来そうした基本的な標準積載をもってしてきたと。で、実際現場へ行きますと、確かに積み荷の量を見ても少ないです。簡単に言いますと一番土砂の関係が多いわけですから、砂利、あるいは土砂等を見ても、本当に前は山ほどダンプに積んでおりましたけれども、今は本当にすりすり、すり切れちょんちょんぐらいですね。その結果はどういうことが起きてきておるかといいますと、ダンプの運転されておられる、白、青に問わずですが、いわゆるダンプの走り回る台数が逆にふえておるということになるわけです。で、単価等が実際の発注単価に影響していなくても、実

際にもらう側の単価の方は大きく変わってきておるわけですね。その辺が、従来どおり同じ標準積載、工事見積もりは標準積載を基準にしておったんなら、今までいわゆる中間業者というのか、建設業者がもうけ過ぎておったのか、どうなのかという見解をちょっとお聞きしたいというふうに思います。いわゆるこちらが同じであれば、出す量は一緒であれば、もうけ過ぎておったのかと。僕は違うと思うんですね。その辺でちょっと見解をお尋ねしたいというふうに思います。

それから障害者の福祉の問題であります。あえて先ほど中国のことわざを持ち出しまして、轍鮒についてお話をさせていただきました。先ほどの市長の答弁では、いわゆるデイサービスセンターについても、通所型の授産施設の建設についても、今どうするかということは全く抜きにして、こういう方向でいきたいというだけなんですね。具体性もないし、今、じゃあそれで困っておる人たちをどう救うんだということが全く示されておりません。市長が選挙公約の中でも、また初日の所信表明の中でも、大変耳にはいい言葉を聞かせていただいておりますが、残念ながら、その具体策については一体どうなっておるのか、当面どうするのかと。例えばという、これは別にこうせよということじゃないんですが、一つの例として福祉センターの一室を開放して、当面いいものができるまでの間、そういった形ででもできないかという提案をさせていただいておるわけですが、にもかかわらず、従来のデイサービスセンターについては、老人の今行われておるデイサービスセンターの併用も考えてみたいとか、こんなことは今まででも言っておることなんですね。今の可児川苑にしても、あるいはこれからできる特養老人ホームについても、デイサービスについては別に老人に限ったことではないんです。障害者だってできるはずなんですね。そういったことをまた同じような形で持ち出しながら、具体的に今どうするんだということをちょっとも示されんわけですわ。これじゃあちょっと、本当に人に優しいとか、福祉を重視するとかいうふうに言葉だけで言っても、言葉だけが上滑りしておるんじゃないかというふうに思うわけです。そういう点で、もう一度お考え方をはっきりしていただきたいというふうに思います。

とりあえず、それだけ再質問します。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 午前中の村瀬議員さんにもお答えをいたしましたように、療育センターにつきましては、それぞれの立場で福祉事務所が主になって御相談を申し上げたことがあるようでございますが、その障害児の程度、いろいろまた関係の皆さんの御意見をお聞きしたところによりますと、なかなか調整ができなかったというようなことも言われております。それで改めて、前市長もいろいろな角度で検討の指示をされておったようでございますが、結論から言いますと、今お話のように緊急のものから、いわゆる多少の期間は待ってもいいというような、そういう考え方の方もあるわけですが、何を言いましても今候補地として考えられておるのが、御承知のように養護訓練センターの隣の土地でございます。その土地をいかに有効に利用するかということについては、これは今お話し申し上げたように協議をしていく中で、行政側の指導のもとに最大限の努力をしてその方向づけをしたいと。すなわち

建設に持っていけるように内部調整、すなわち関係者の御意見を調整したい。通所施設なり、それから療育センターなり、いわゆる入所施設、授産施設、こういった内容が異なっておる関係からいきますと、十分調整を図って建設計画を立てる必要があるということで、今後も積極的に取り組んで皆さん方と御相談をし、方向づけをしたいと、こういうふうに申し上げておきます。

議長（林 則夫君） 助役 纈纈義昭君。

助役（纈纈義昭君） 効果について、先ほど金額的にということを経員おっしゃいましたけれども、お断りをいたしますけれども、私、金額的にということを経して効果がありというふうに申し上げたつもりではございませんが、ただ一番端的に言えるのは、やはりこの問題だろうと思います。やはり競争性の中で、確かに効果ありというふうの判断はいたしております。先ほどお答えしたとおりでございます。ただ、この場におきまして、数値をもって、パーセントなり金額をもってお答えすることだけは、申しわけありませんけれども御遠慮申し上げたいと思います。と申しますのは、やはりこれは見積もり額、もしくは予定価格に対して落札結果の額は対何パーセントだとか、あるいは金額を公表するということとなりますので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。ただし、議員がこれについて、一遍自分なりに研究するからというお話には、これは十分おこたえをさせていただきたいと思いますので、本会議の場においてはひとつお許しをさせていただきたいと思います。

それから過積載の問題でございますけれども、これについては非常に難しい問題でございます。私どもも本当にこの過積載に対しての、いわゆる言い方は悪いんですが、メリットが果たしてどこに、どの過程で発生してあるかということが非常につかみにくいと。私どもはこれまでとってきた対応としては、専ら直接的に工事を請け負った側、受注者に対して、そういう過積載、道交法違反を犯しておるものを承知で購入するとか、あるいは適正な価格を割って、それをあたかも強いるような行為はしてはならんというふうに指導をしてきておるわけです。今後もちろん、この方向でチェック、指導をしていかなきゃならんと思っておりますけれども、そういう意味におきまして、私も議員が御指摘になるように、あながちすべて受注者側、工事施工者のすべてメリットになっておるといふふうには判断はしておりません。これはやはり流通経路、過程の中で、どこかで、だれかが時には犠牲になり、時にはそれなりのメリットを受けておるといふことには判断はしておりますけれども、なかなかこれはちょっと決めつけてどうこうと、なかなか議論できないところに私どもとしても問題、悩みはございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 投票区についてでございます。ちょっと舌足らずのことで大変御迷惑をかけました。法によりますと、投票区につき5カ所以上10カ所以内において政令で定める掲示場をつくりなさいという定めがございます。これはどういうことかと申しますと、いわゆる投票区ごとの面積に応じということですから、可児市の場合ですと、今うちが3.53平方キロメートル、これが大体投票区1カ所の面積の割合にしております。決めの111条の

ポスターの掲示場という施行令によりますと、1投票区が1,000人以上5,000人未満の場合は、例えば4平方キロメートル未満の場合は7カ所つくりなさいという定めもございます。そういった規定によりまして当てはめておるわけでございます。美濃加茂市のことについては詳しい数字は持ち合わせておりませんのでわかりませんが、この規定は遵守してやらなければいけませんので、やっていらっしゃると思います。したがって、この関連で、各投票区に設置するポスターの掲示場の数はという規定もございませうけれども、これは投票区の選挙人名簿登録者数及び面積に応じ、ただいま申し上げました1,000人以上5,000人未満は云々というものに準じて決めなさいと。それと、先ほどちょっと触れておりましたけれども、各投票区に設置するポスター掲示場の配置は、投票区内における人口密度、そして地勢、交通等の事情を総合的に考慮して決めることができるということになっております。可児市におきますと6万1,447人という、これまでの投票の選挙人名簿によりますと84.93平方キロメートル、そして全体の24カ所、それを計算してきますと175カ所ということになるわけです。したがって、面積からいくと先ほど申しました3.53平方キロ、そして1投票区当たりの平均が2,560人という現在の状況でございます。美濃加茂市がたしか3万三千何ぼだというお話がございましたので、多少うちの投票区の方が人口的には多い設定をいたしておるということでございます。ちなみに可児市全体での団地、特に団地が目についたというお話も先ほどございましたけれども、全体で考えてみますと、有権者は約6万1,123人中2万8,371人、約46%が団地の有権者でございます。したがって、ポスター掲示場については175カ所中53カ所、約30%が団地内に設置をいたしております。これも家の建ちぐあい、それから道路の変化などによって、時々、先ほどちょっと触れておりましたけれども、見直しをかけております。美濃加茂市との比較がはっきりできませんけれども、向こうの投票区の関係がどういふふうになっておりますかわかりませんが、可児市の場合はそのような方法で投票区を決めておりますし、掲示板の数を決めておるということでございます。以上でございます。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） それでは、私からもう一度、指定店の充足についてでございますが、先ほど、めどがあるかどうかということでございますけれども、議員もお話しありましたように、下請の利用とか、あるいは応援を頼むということについては、近隣の市町村においても同じような状況でございますのでなかなか難しいとは思いますが、現在は現状の指定店をうまく利用しまして何とか乗り切っていきたいということで、その下請とか、あるいは応援を頼むようなことについても強く指導をしてきております。そのほかと申しますと、やはり現指定店の拡充といえますか、その店の充実を図るようなことについても十分指導をしてまいりたいと思っておりますので、先ほど申しましたように、即指定店にできる店というのも、市内には多少下請的に水道の工事のみをやっておるような方もおられるようですが、まだそういうところには排水技術工なども置いていないというような方でございますので、それをすぐ指定店の方へ向けていくような指導もできない部分もありますが、なるべく

そういう方にもそういう資格を取るような方向にも進めていくような、そういう方策も考えていきたいと思います。よろしくお願いたします。

〔16番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 最後の質問になるかと思しますので、要点だけお話をしたいと思します。

まず、投票所と掲示板の問題が非常にリンクしておるようですね。投票所の数によって掲示板の数も決まるということでおっしゃってありましたが、先ほど私にも同じようなことをおっしゃいましたし、それから村瀬議員の質問にも同様趣旨のことをおっしゃいましたが、国民・市民の権利行使の放棄だと。民主主義の理念の欠如だというふうにおっしゃって、僕は非常に憤慨をするものです、この言い方については。といいますのは、今、たまたま美濃加茂市を例に挙げましたけれども、面積も人口も多いにもかかわらず、人口に至っては倍近くも可児市の人口があるにもかかわらず、掲示板の数は少ないということを端的に申し上げておりますように、やはり行政サイドの側にもっと選挙啓発を真剣に取り組む必要があるんじゃないかと。例えば投票所の数と掲示板の数がリンクするんであれば、投票所の数も実際にお聞きしますと、遠過ぎやせんかと、あるいはようわからんという人たちもたくさんおるんですね。そういうことからいけば、投票所の数をふやすことだって当然のことですし、それで掲示板の数もリンクするんであれば、投票所の数をふやしていただきたいというふうに思うんです。そして、できるだけ選挙が身近に行えるように、できるようにしていただきたいというふうに思います。

ちなみに選挙前日、当日、あるいは選挙後も含めて、いろいろ市民の皆さんにいろんな形でお聞きしたわけですがけれども、市の方の啓発活動を知っておったかと、あるいは選挙があることを知らなかったと。投票が終わっても知らなかったと。この辺は総務部長が言うように、権利行使の放棄や理念の欠如かもわかりませんが、前日でも、前日いるんなところへ電話した中でも、選挙があるのを知らないよという人も結構おるんですね。それから当日もそうなんです。ですから、そういう意味で、やはり啓発活動の問題と、それから啓発活動だけじゃなしに、やはり投票所だとか、あるいは掲示板の数等、これも一つの形ですがけれども、そういったものもきちっと見直す必要があるんじゃないかというふうに思います。したがって、その要望をしておきたいというふうに思います。

それから市長にお尋ねするわけですが、当面どうするかという話は一向に、どうするんですかと先ほど僕は質問しました。当面の問題として、今困っていらっしゃる方の問題についてはどうするんですかというふうな質問に対して、将来、通所型授産施設、あるいはデイサービスセンターも含めて、今の養訓センターの隣につくっていく方向で考えたいと。要するに答弁になっておらんです。当面どうするんですかと言ったら、当面ありませんということならありませんで結構じゃないですか。そういう答弁をいただきたいというふうに思うんです。問題の質をはぐらかさないでいただきたいというふうに思います。

それから先般、重度障害者の御父兄の方々が福祉事務所を訪れて、現状の問題やら、いろいろ要望等、あるいは実態を知っていただきたいということで訪問をされました。その中でも、繰り返すようですけれども、学校を終わってしまうと行くところがない。どこか行くところをつくってくださいというような本当に切実な叫びがあったんですね。そういったことを聞いていらっしゃると思うんですけれども、それを当面どうするかという問題です。別に恒久的なものを今すぐつくれということは無理でも、恒久的なものについては先でも、今どうするかということについての答弁をいただきたいということなんです。

それから69項目に及びますアクションプログラムができておりますけれども、やはりこういったことももっともっとやっぱり市民に知らせる必要があるだろうというふうに思います。特に福祉対象になる方々に、こういうふうになりますよと、こういう計画でありますよということを、アクションプログラムでどんな方法をとるかは別にしまして、お知らせをしていく必要があるのではないかとこのように思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） お答えが不十分だというお話でございましたが、実は前市長からの引き継ぎから、当面、御要望をいただいて今日まで来た中で、まだ内部的に来年度の予算の作業の中でも十分詰めをしまっている考え方ではありますが、今の段階ではまだ私が全く整理できておりませんので、当面の問題としては御辛抱をいただくより方法がないと、こういうことに御理解をいただきたいとこのように思います。当然ながら、先ほど申し上げましたようなふうで十分検討をして進めてまいりたいというふうに思っています。

それから障害者へのアクションプログラムのことについては、これも当然ながら莫大な予算を必要といたしますし、福祉の予算の中で、順次、緊急度に応じて対応していくものについては、来年度の予算の中で対応していくという考え方がありますので、御理解をいただきたいとこのように思います。

議長（林 則夫君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

〔「総務部長の答弁は」と16番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 投票区の分割のことではございました。先ほど触れましたように、これまでも3回、3カ所ほど投票区の分割を行っております。これは絶対に決めたんだから、それだけしかだめだということではありませんので、見直すことも必要ですし、またその作業に一遍当たってみることも大事ですし、地域を考えていろいろやることももちろん大事ですので、十分承っておきます。

議長（林 則夫君） 再度申し上げます。以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

。

21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

通告をいたしました初めの市長の所信表明について書かれておりますが、これは大江議員の質問と一緒にいたしましたので、この細かい点については省かせていただきます。ただ、新市長におかれましては「人に優しく本当に住みよいまちづくりを」と上げておられますが、8万6,000市民が住みよいまちだなど一人ひとりが実感できる、そうした市政、また柔軟な対応をしていただきたいと、このことを要望させていただきます。

質問の第1点ですが、消防団員に緊急通信システムを貸与できないかということです。

10月1日から、火災等が発生したとき、12時の時報など、サイレンの取りやめによって市民の間には多少の混乱がありました。殊に消防団員の間では、「サイレンが鳴らないのは不評だったよ」という声も上がっていました。同報無線では聞こえにくいところもあるということです。サイレンから同報無線への切りかえに対して検討の期間が短過ぎたのではないかと。同報無線の聞こえない地域の団員には、ケーブルテレビの告知スピーカーの貸与はできないか。また、携帯用の戸別受信機で適当なものはないでしょうか。

2点目ですが、保育園への入園申請手続についてでございます。

自営業状況申立書を、平成7年度入園申し込みについて、民生児童委員の証明の上で市に提出となったようでございます。民生児童委員は、この内容を申し上げますと、自営業状況申立書、これは可児市福祉事務所長あてでございます。申し立てる方が、自営主の住所、自営主氏名、印鑑、保育園名、児童名、そして私の自営業の状況は平成何年何月何日現在下記のとおりですということで、自営場所、事業所名、電話、それから自営内容、営業時間が何時から何時まで。そして家族の書く欄は、従事者氏名がありまして、児童との関係。そして中心になって自営業をやっている方が、協力者であるかどうかということと、従事している仕事の内容。そして使用人数。その下が家族の平均月収、そして休日が何週に何日の何曜日というような項目があるわけです。で、調査員の意見欄というのがあるわけですが、これは民生児童委員の方が市役所の福祉課の方かちょっとわかりませんが、こういう欄がございます。今申し上げた項目について、上記のとおり相違ないことを証明しますということで、民生児童委員の氏名、印鑑が要ると、こういう申立書になっているわけです。民生児童委員は、この内容を保護者の家庭内に立ち入って調査することはできないと思うわけですが、このような申立書がなくても自営業であることはわかるはずですし、保護者にも民生児童委員にもこれは困ったなという印象を与えるものでございます。平成8年度からはなくすようにしてほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。

3番目の質問ですが、骨粗しょう症予防のために健診の実施をしていただきたいということです。

寝たきりになる原因のうち、脳卒中に次いで多いのが骨折で、我が国では400万人から500万人の骨粗しょう症の患者がいるというふうに言われています。女性は閉経後、急激にこれが進むと言われております。骨粗しょう症の診断が出た場合でも、早期発見であれば、生活改善とか、治療によってカルシウムを補うことができ、定期健康診断の重要性が明らかに

されております。市の衛生課保健指導係から出された文書の中でも、20代から30代の骨粗しょう予備軍がふえているというように記されているところを見ましても、すべての女性を対象に健診の実施をされることが望まれると思うわけです。

以上の点につきましての御答弁をよろしく願いいたします。私の質問を終わります。

議長（林 則夫君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2 時16分

再開 午後 2 時26分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 消防団員に対する緊急通信システム、これを貸与できないかということでございます。

その前に、サイレンの吹鳴についてちょっとお尋ねがございましたんですが、このサイレンの吹鳴については、これまでは12時の時報及び火災のときの災害時に、市内13カ所ございますけれども、その施設から鳴らしてありました。その音はすぐそばで 120ホンぐらいあるようでございます。そういうことから、付近の住民の方々からサイレンを鳴らしますと、すぐ苦情が数多く参って参りました。そういうことがございましたので、もう以前から団の幹部と、それから役員会でこのサイレンの吹鳴についていろいろ協議をいたしておったやさき、さきの9月議会の一般質問でも同様の質問がございましたので、再度、消防団と幹部会を開きまして協議をいたしたところでございます。したがって、10月1日から時報及び災害時の一斉吹鳴はやめるということで、皆様にも御報告を申し上げたとおりでございます。しかしながら、やめたと申しましても、消防団の担当地区で火災が発生しましたときは当然にサイレンを使わせていただきます。これは消防団とサイレンは切っても切れん縁がございますし、また、これが地域の人たちに周知徹底する有効手段としては一番大事なものでございます。したがって、その地区だけのサイレンで団員を招集すると。火災の起きた地区だけサイレンを鳴らして団員を招集するということはこれまでどおりと変わらず行いますので、御理解いただきたいと思います。

また、今、ケーブルテレビの関係の告知スピーカーにつきましては、以前にも御提案があったような気がいたしますけれども、ケーブルテレビの電波と同報無線の音声電波を同時に有線で送っているということで、音声のみを送ることは技術的に困難であるというお話でございました。団員に貸与することは、これは任期の差が、大体2年ぐらいで交代いたしていきますので、取りつけ、あるいは取り外し工事などを伴いますと管理上かなり無理な部分が出てこようということで、これも消防団の中では一度検討課題に上がりましたけれども、話をやめたことがございます。その他、戸別受信機につきましては、現在、消防団の幹部のみ、分団長以上のみ持っております。これは1台約5万円ほどしますけれども、これは消防の無

線、そして救急車の無線、全部消防関係のものはわかるというものでございますので、それはかえって個別に、火災だから出なさいとか、そういった一報を受信することがなかなか難しいようでございます、区別することが。それと消防団だけに使うということではなくて、周波数が消防署と同じでございますので、非常に使いにくく、極めて効果も低いんじゃないかという結論に達しております。その他、無線機を持たせたらどうかとか、いろいろあちこちから話はございますけれども、無線になりますと、今度は小さなものは効果がありませんので、大きなものを持たせれば資格の問題等も起こってきます。こういうことで、いろいろあれもこれもと検討はいたしておりますけれども、まだ実現に至った、それに適当なものが見つかっていないということでございます。いずれにいたしましても、今後はそういったもののできなければ、ちょうど可児市がただいま行っております行政無線が56年初年度で設置をいたしておりますので、そろそろ更新の時期に、あちこち多少故障も起こっておりますので、もう数年のうちには更新を始めていかなければならないという時期に参っております。現在 143局ほどございますけれども、これのレベルアップを図るためにデジタル式の無線設備に順次かえていこうという、今、内部の検討だけでございますけれども、それでひとつ図っていきたく。それで対応できないだろうかと。もちろんその地区で再検討をして、もう一遍現地調査をしなきゃいけません部分が出てきますけれども、こういった防災無線の更新によってさらにレベルアップして、それにかえていけないだろうかとということで検討をいたしております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 民生部長 小池勝雅君。

民生部長（小池勝雅君） それでは私から、第3点目の骨粗しょう症予防のために健診の実施をということでございますが、この骨粗しょう症という病名すら聞いたことのない人がほとんどであったのは、つい五、六年前のことだと思います。今、この病名は四、五十代の女性にとって、議員も御指摘ありましたように耳なれた病気になってまいりました。議員はこの骨粗しょう症というものをどんな病気か十分御承知だろうと思いますが、簡単にちょっと振り返ってみたいと思います。骨のカルシウムが少なくなって軽石のようにすかすかになってまいる病気でございます、ですから、ちょっと畳の上で転んだだけでも骨折するというような状態にあるようでございます。そうしますと、高齢の方では、こうしたことが重症になってまいりますと、せきをしたぐらいのショックでも骨折をするということが言われております。特に先ほど議員からもお話がございましたように、閉経後の女性に多く見られるのは、要するに骨からカルシウムがあまり外へ出ないようにブレーキの役目を果たしているエストロゲン —— これは女性ホルモンだそうですが —— の分泌が減少していくために女性に多いと言われておるようでございます。ちょっと専門的な言葉が出てまいりましたので、私ちょっとわかりませんが、書によりますとそういうことが書いてあるようでございます。その大きな原因としては、議員も御指摘いただきましたようにカルシウム不足にあるようでございまして、このカルシウムだけは、飽食時代と言われる現代の中でも、10年来変わりになく平均値以下の摂取率であるのが現状のようでございます。

ここで問題になるのは、それじゃあどうなるのかということでございますが、骨折によって寝たきりや高齢の場合は治療期間が長引くために、ぼけが併発しやすくなるというようなことが一つの社会問題となっているようであります。

そこで、本市におきましては、御承知のように、去る10月29、30に「市民ふれあいフェア」を行いました。その健康イベントといたしまして、骨密度測定を実施いたしました。その結果、2台の器械を使って、1日半でございますが137人の方が実は測定を受けられました。その測定の内容をちょっと見ますと、これはYさんで58歳の方でございますが、あなたの年齢ですと、パーセント割合がございまして、その割合を見ますと84%以下が低骨強度と、医者からの指導を受けなさいよという項目があります。85から89%の場合は境界群と申しまして、食事、運動、日照に留意しないさいよと。それから90から110%が正常範囲でございまして、特に問題はありませぬということでございます。111以上になりますと高骨強度といたしまして、骨がかたいということで大変結構ですという、こういう分類がされておるようでございます。このYさん、58歳につきましては、実は72%の骨強度であるという、通例でいきますと結果が出ておるようでございますが、その結果、93%という測定がなされたということで問題は特にありませんというようなことで、お医者さんが、もしこれが低い場合には、こうしてください、ああして下さった方がいいですよという御指導をちょうだいしておったようでございます。そういう結果表に基づいて、皆さんが以後お取り組みいただいておりますことだと思います。いずれにしましても、今回のこの健康イベントにつきましては大変な人気で予約が殺到したということで、これも時代に反映した人気イベントであったかということがうかがえたのでございます。

さて、その骨粗しょう症を予防するには何だということになりますが、第1がその予防でございまして、その予防といたしましては、バランスのよい食事と適度な運動という、ごく基本的なことに尽きると思いますが、何といたしましても自分の健康は自分で守り管理するものという意識を育てることが大事ではなからうかと思っております。そこで本市といたしましては、栄養、運動、バランスのよい食生活、並びに適度な運動への市民の意識高揚を図ることで、より健康的な生活へ改善するよう動機づけるように、食生活改善推進協議会の組織活動を通してカルシウムを十分とるための料理メニューの紹介や実習等を行ってところでございます。また、生き生きライフ教室の開設によって運動習慣づくりの推進等も行っており、予防教育の充実に努めておるところでございますが、なお議員から実施できないかということでございますが、この問題につきましては、先ほど申し上げました健康イベントとしてはこれからはもうずっと実施してまいりたいと思っておりますが、今年度はそうした器具が少なかったということで、来年度からその機器をふやして、一人でも多くこうしたものに測定をしていただいで自分で守っていただく、あるいはお医者さんの指導を受けてもらうというようなことをしていきたいと思っております。検診の実施につきましては、今後も他市でもそういうことがあろうかと思っておりますので、その辺のところを情報交換しながら検討してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 松本議員の保育園への入園申請手続についての御質問にお答えをいたします。

議員御存じのように、保育所は保育に欠ける児童を入所させる施設でございます。入所の措置につきましては、一定の要件を設定し、例えば保護者や同居の親族などが会社等へ勤めていたり、内職や自営業に従事していたり、病気であったりして、児童を保育することができない場合、その児童を入所しております。その基準は児童福祉法や可児市保育所入所措置条例によってその範囲を明確にしております。私どもはその基準に沿って措置をいたしております。議員御指摘の、申請手続のときの民生児童委員の証明につきましては、保育所への入所措置及び運営の適正な実施についての国の通達もございまして、そうしたことで家庭調査は措置基準の適正な適用を期する前提になるものですから、家庭の状況、特に母親の就業形態、その他の者の保育能力等を十分調査を実施するよう指導をされております。以上を踏まえまして、パート、内職証明書が受け取れない方につきましては、自営業状況申立書、あるいは農業状況申立書によりまして、地域をよく把握してみえます民生児童委員さんに証明をお願いしたところでございますが、議員の御趣旨を十分認識し、適正なる入所措置の確保に努めつつ、今後、上部機関と協議した上で検討を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

〔21番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

まず消防団員に緊急通信システムの貸与についてということですが、これはことし3月議会だったと思いますが、大江議員の方から、同報無線、ケーブルテレビの告知スピーカーを貸し出すようにということで質問をいたしました。で、このときに、十分機会を得て考えてまいりたいと、その結果を報告申し上げたいという助役さんの御答弁をいただいております。今、総務部長さんからいただいた御答弁がそれになるものでしょうか。それが1点です。

それから、団員の方が一番困るのは、昼間の時間はそれぞれ活動しておられますし、職場へ勤めていて、この可児市外にいる方には当然聞こえませんが、やはり夜間、深夜が一番わかりにくいんだろうというふうに思われます。この前の火事の時も、サイレンが鳴らなくなっただけからの火事の時も、全く深夜でしたのでそういう話が出てきたと思うわけですが、やはり夜の時間、深夜をどうするかということをもっと考えていただきたいというふうに思っています。今、総務部長さんのお話では、少し先の方に見通しがあるようなお話を聞きましたけれども、一番火災が発生して真っ先に消火活動に駆けつける方は、一般の団員の方が真っ先に駆けつけていただくということになると思いますので、そういうところの人たちへの配慮を十分にさせていただきたいというふうに思います。それで大江議員の質問のときに、大江議員の自治会の中では無線機を買って、そして自治会の中で団員

の方たちに貸していたというようなことも報告されておりますので、その辺を本当に真剣になって考えていただきたいということで、消防のこの緊急通信システムの問題は、前の3月議会のときの助役さんの御答弁がきょうの総務部長さんの御答弁でしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから骨粗しょう症の問題ですが、この予防健診の実施についてですが、これは9月議会のときに御嵩町でもこのことが質問されて、可児市・郡が一つの医師会になっていると思いますが、大きな可児市の方は一体どうなのかというような御意見もありましたので、それで早速取り上げさせていただいたわけです。この医師会の方はどのような考え方をしておられるか。医師会の方に働きかけたら、この予防健診の実施ができるかどうかということもお聞きしたいと思います。御嵩町の方では医師会の方で云々というようなお話があったそうでしたので、その点いかがでしょうか。

それから保育園への入園申請手続についてですが、今、質問の中でこの申立書の項目について言ったわけですが、この内容について、民生委員さんでもそれは知っていただいている部分もあると思いますが、細かく家族の平均月収とかというようなところは民生児童委員さんがどうやってその証明をされるものなのか、そこのところをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 告知スピーカーの件です。今のところでは、やはり技術的にはちょっと難しいのではないかと話をいただいております、この件については。ただ、この告知スピーカーが皆さんテレビの近くにありますので、大体の皆様方が邪魔になるということで絞っていらっしゃる方が多いので、ここが一つの泣きどころがあるわけですが、このスピーカーだけをそれぞれ団員さんの32人にお渡しするということは、なかなか今のところではちょっと無理ではないかという結論に達しております。

議長（林 則夫君） 民生部長 小池勝雅君。

民生部長（小池勝雅君） 医師会の対応はどうかということでございますが、実は今回、この密度測定をするというのも、私の方の担当の方が業者をお願いして機器を借りて、それをもとにお医者さんの方でそういう御指導を仰いだという経過があるようでございますが、この医師会さんとこれの協議をしたということは私ちょっと今聞いておりませんので、もう一度担当の方へ尋ねまして御返事申し上げたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 保育園の入所措置及び運営の適正な実施に配慮しながら、正直なところ民生委員さんの所得証明ということにつきましては、本人の申請を信用してということになるかと思いますが、具体的には入所の措置基準についての適用に不十分が生じないように上部機関と協議しながら検討を進めてまいりたいと、こんなふうに存じておりますので、よろしく願いします。

〔21番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

告知スピーカーはテレビの上によほどくっついていると思うわけですが、特別な家庭でない限り、ちょっと離してつけるという方は少ないと思います。せっかくあるこの告知スピーカーなんです、実際は消防団の方に、十分利用してみえる方もあると思うんですが、十分利用できない状況にあるということでこういう問題が出てくると思います。消防団の方は大体が若い方ですので、親と同居の方ですと結構棟が違っていたりとか、広い家の中でとかいうことになりまして深夜は聞こえないということになるわけですので、それでこのような不評だったよという話が出てきたと思います。そここのところを十分認識していただいて、深夜の火災発生の際に消防団員が聞こえないから起きられなかったというようなことを言われないうちに、検討をしていただきたいというふうに思います。

それから骨粗しょう症ですが、美濃加茂市の方では、市ではなくて、医師会立か何かで準備をされているような話をちらっとお聞きしましたので、これは確かではありませんが、そんな話も聞きました。測定をすることによって予防への関心が高まるというふうに思いますので、今、乳がん検診とか子宮がん検診とかやられておりますが、年を重ねるに従って、今までやったことのない人でもことは絶対にやるかとかいうようなことで、そういう関心は高まってきますので、ぜひこの骨粗しょう症の問題も真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから入園申込書の件ですが、私がお聞きしたのは、民生児童委員さんがこれをどうやって証明されるかということです。県や、それから厚生省の方からこういう形でやれというふうに言われているように聞きましたが、そのようなことであつたら県や国の方にぜひそれは言っていただきたいと思います。といいますのは、民生児童委員さんの中で、「上記のことを証明します」ということが実際できるかというふうに言われておまして、こういうのにむやみに印鑑を押すということは、民生児童委員はいいかげんなものに印鑑を押すということになるから、私たちは本当をいうとやりたくないというお話も伺っております。もう一度お尋ねしますけれども、民生児童委員さんが、この上記の項目について、特に家族の平均月収とか、その事業の内容についてどうやって証明されるのかということを知りたいと思います。なかったらほかの方法があると思います。公の書類の中で市が判断をするということをやっていただきたいと思いますので、この「上記のとおり相違ないことを証明します」と民生児童委員さんが本当にできるかどうかということをお尋ねします。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 民生委員さんすべてに伺ったわけではないんですが、例えば民生委員の役員会等ございます。そうした席ではお尋ねしておりますけれども、その際、民生委員さんからのいろんなそうした証明についてのトラブルは聞いておりませんが、今おっしゃった一部の方のそうした不満があるということがございますので、どうやってみえるか

ということになるわけですが、それにつきましては先ほど申しましたように、本人の申請に基づいての信用ということでやってみえるようでございます。いずれにいたしましても、入所の申請につきましての改善等につきまして十分意を用いていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 民生部長 小池勝雅君。

民生部長（小池勝雅君） 医師会の対応でございますが、今、担当者に聞きましたところ、今のところその話が出ていないようございまして、議員おっしゃいました美濃加茂の件でございますが、可茂医師会立総合保健センターというのがございまして、今年度にそうしたものを導入されるような話だそうです。何かこれは下恵土にありますクラブエムですね、あれとどうもタイアップされて、1人7,000円ほどかかるというようなことを言っておられたようなことを今ちょっとメモでいただきましたですが、そうした状況にありますので、また今後検討させていただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 以上で21番 松本喜代子さんの質問を終わります。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 7番議員 村上孝志でございます。

通告に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

一月ほど前に、ある市民の方から、私たち帷子地区4名の議員に対しまして匿名の投書をいただきました。内容をかいつまんで御紹介させていただきますと、「可児市の西の玄関口である西可児駅周辺の整備も着々と進み、新しいまちの誕生を感じさせますが、西可児に移住して10年余り、西可児を愛し、第2のふるさととしたい者の一人として若干意見を述べさせていただきます。まず、西可児の道路は田舎の道そのままである。都市計画でやっているといっても、各団地間の連絡通路はまことに粗末で、なっていない。ちょっといい道があるなど思っていると、どこも途中で切れているという。いくら駅前がレジェンドリーといって整備されても、そこへ行く道がなければ笑ってしまう」などなどでございます。実は私、今、建設委員会に所属しておりまして、そしてこのように土地問題に関する質問をすることは非常に心苦しいわけでございますけれども、せつかくこのように、一市民の方からではございますが、投書をいただいた。それについてやはり感ずるところがございましたので、御質問させていただくわけでございます。

一般質問の通告一覧表には「地域アクセス道路」となっておりますけれども、正解は「地域間アクセス道路」でございます。地域間アクセス道路についてお伺いいたしますが、まず1点目といたしまして、新道路の寸断、迂回路、または工事未着手区間が市内随所に見られますけれども、今日までの経過と問題点、開通予測などを、今後どのようになるのか教えていただきたいということでございます。これにつきましては各路線ごとあるわけなんです、あえてその路線名は上げません。

次に、新道路の建設、区画整理事業、都市計画を遂行するには、先祖代々の土地、あるいは住居の移転など、地域、地権者の皆様方には最大限の理解と協力、そして譲渡をお願いし

なければなりません、その協力依頼態勢についてお伺いいたします。まず計画段階において、地域、地権者への十分な説明と協力の要請が必要であるわけですが、どのようになっているのでしょうか。

簡単にいきます。3番目です。用地交渉、協力要請のため、担当者はそれこそ寝食を忘れて奔走していただいております。がしかし、やはり非常に難しい問題などにつきましては、執行部側、いわゆる上層部の方も出動し、お願いすべきだと思いますが、そのお考えをお尋ねいたします。また、条件交渉時には、双方に最大の譲歩、お互いに譲歩を時期を逸することなく行わなければならないと思っておりますけれども、また途中で工事の方法、また時には計画の見直しも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に2点目、花フェスタ関連について御質問させていただきます。

可児公園内の諸施設もその概要をあらわし始めております。入場予測者も40万人から50万人、いや70万人へと軌道修正されようとしております。県内を初め、全国各地から大勢の人が可児市を訪れ、可児市の知名度やイメージアップ、経済の波及効果など、市の発展に大きく寄与するものと思われま。花フェスタ会場は74.6ヘクタールでございますが、地形的に段差がございます。今までこのようなイベントを行うような場合、ほとんどが平坦地で行われておりました。今度の会場は約3分1が段差、丘陵を利用して行われるわけでございます。また、入場者が最大、一番多いときでは5ないし7万人。下手すれば、ありがたいことに10万人などの多客が予想されます。そして、特に帰り時間には、一定の時間に集中いたします。そこでお伺いいたしますが、異常時、いわゆるパニックが生じたような場合、大混雑が予測されますが、園内の安全管理体制はどのように計画されているのでしょうか。

二つ目に、イベントの市民参加態勢についてお伺いいたします。

広報11月1日号で参加者を公募されました。12月5日の時点で59団体の申し込みがあったと聞いております。そこで、このような市民の参加態勢でございますが、例えば「夢遊々スペース」、また「花遊々スペース」、そして「人遊々スペース」の約3カ所ございまして、それが40日ございます。日程が40日でございますので、約120団体募集できるわけでございます。このようなことから、市内、また近郊の小・中学校、地域団体へも活躍の場を提供し、市民総参加態勢を整えてはいかがでしょうか。特に小学校、また中学校などでも、鼓笛隊、プラスバンドなど各学校でございます。この子供たちに対し、活躍の場、いわゆる親しめるような、将来でもあそこでプラスバンドなどで参加したんだと言えるような思い出づくりの一助にもしたらどうだろうと思うわけでございます。

次に、4月26日から6月までです。まだ春とはいえ非常に暑い日が続きます。木陰なども意外と少ないです。休憩所、いすなどの整備計画はどうなっていますでしょうか。また、各種イベント会場、展望台の利用料金などはどのようにお考えになっていますでしょうか。

以上で質問を終わります。(拍手)

議長(林 則夫君) 助役 瀨瀬義昭君。

助役(瀨瀬義昭君) 村上議員の「花フェスタ '95ぎふ」についてお答えをしたいと思います

す。

議員御存じのとおり、市長も当面のとにかくこれは最重要課題ということで、何が何でもこれを本市としても成功させなくてはならないという使命感によって、私どももこれを何としてもそれぞれの担当が一致協力してやらなくちゃならんと、こういうことで現在までいろいろ対応してきております。庁内事務として推進委員会を置いておることは御存じのとおりでございますけれども、当委員会におきまして先ごろ申しておりますのは、このあたりでこれまでのいろんな検討課題を総ざらえすべきであると。そして、加えてアクションプログラムをつくって、春一番、いよいよ、それこそさらにさらにこれを市民に向けて浸透させていかなくてはならんと、こういうことを実は話しておる、あるいは考えておる状況でございます。

お尋ねの園内の安全管理体制につきましてでございますけれども、現在、県の実行委員会におきまして詳細計画について研究結果をもとに策定中でございます。おっつけこれを公表ということになっていこうかと思っておりますが、現段階で私どもが県から説明を受けておる内容といたしましては、実行委員会の中に警備組織本部が設置されまして、県の警察本部、可児警察署と密接な連携が図られていく計画でございます。会場内には警察官詰所が設置され、パトカー1台が配備されるというふうに伺っております。けが人とか急病人に対する救護体制としては、医師、看護婦さんが現地に常駐すると。いわゆる救護センターが会場内に設けられることになっております。そして救急車が1台配備される予定でございますし、火災発生等には迅速に対応できるように、消防官の詰所も設置する計画になっております。そのほか、会場内には御存じのように飲食店とか食品販売店も多く出ますので、食品衛生監視センターも会場内に設けて、間違っても食中毒等が発生しないように、衛生面にも十分注意を喚起していく考えで、その監視センターも設置の予定にあるようでございます。いずれにしましても、今後、私ども推進委員会としても、いろいろその都度気づいた問題、あるいは新たに私どもなりに考えた問題、これを県に御提議申し上げていきたいと、このように考えております。

二つ目のイベントの市民参加についてでございますけれども、これも議員御存じのとおり、実施計画の参加目標に市民総参加によって花フェスタを成功させようと、こう掲げておることは御存じのとおりでございますが、この具体的な方法としては、市内の花飾りの推進、市民団体による花壇の出展促進、市町村イベントの参加、プレイベントの開催、パビリオンの出展などを計画いたしました。市内の花飾りには、御存じのとおり自治連絡協議会の御協力を得まして、各地域の連合会を通じて、春秋2回の花いっぱい運動の際に、花フェスタ会場までのアクセス道路に花飾りをするということも既に実行済みでございますし、なおまた開催中を通じて、その前後の管理等の問題、そんなこともさらによく具体的に詰めていきたいと、こんなふうに考えております。

花フェスタ会場内の県民花壇の出展には、30団体のうち、市内から4団体の出展が決定しております。企業花壇には、14企業のうち市内としては3企業が出展することになっております。また、市内の農業大学校も出展することが決まりました。小・中学校では、市内の16

校が1クラス二つのプランターに花を育てまして、会場内で花の迷路をつくる計画になっておりますし、保育園、幼稚園もちびっ子たちの花壇を出展する現在予定になっております。市町村イベントには、4月27日の可茂管内のふるさとの日に2団体が可児市の代表として出演いたします。6月3日の可児市ファイナル感謝イベントにおきましても、人気アーティストの出演とともに、市民参加も取り入れた企画を現在計画中でございまして、先ほど御質問にもございました実行委員会の手による公募におきましても、遊々ステージへの参加について、現在まだ締め切り前ではございますけれども、既に全体の4分の1以上を市内のグループから出演応募されておるとい状況でございます。こうしたふるさとの日、可児市ファイナル感謝イベントの日には、市民挙げて会場へ参加して盛り上げていただきたいと、このように考えております。

さらに、可児市パビリオンにおきましても、展示室の一画で可児の伝統文化を市民の手で披露できないかと市の文化協会にお願いを現在しているところでございまして、せっかくのチャンスでございますので、このパビリオンの一画に可児市を十分に紹介し、知っていただくこと、こういう計画をしております。4月26日の開会式の開会イベントには、市内の保育園児、幼稚園児約1,000人や、多数のコーラスグループが出演される話になってきておりまして、加えて、また当会場運営にはいろんな形でのボランティア活動もお願いしていこうと、おおむねその方向づけも決めつつございます。具体的に、追ってそれに基づいて呼びかけをし、またそれに応じていただくべくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、休憩所、いすの整備計画はどうかというお尋ねでございますけれども、64平方メートルのテント張りの休憩所が現在11カ所、30平方メートルと40平方メートルのログハウスの休憩所が3カ所、32平方メートルの木の家の休憩所が2カ所、64平方メートルの木造の休憩所が、これは似たようなものでございますけれども、いずれにしても1カ所。規模に応じて違いますんで、あえて今分けて申し上げましたけれども、都合木の休憩箇所が3カ所ということになるかと思えます。すべてで17カ所の休憩所が計画されておりまして、約1,400人を同時収容できることとなります。また、3カ所の遊々スペースでは500人収容できますし、花遊々スペースの前の大きな芝生広場では家族連れの方や団体の方などが弁当を広げたり休んだりすることができるようになっております。また、2カ所の飲食用テントでも600人が食事をしたり休むことができるようになります。

最後に、各種イベント会場、展望台の利用料の設定計画の有無でございますが、会場に入った場合に各種いろんな展示館がございますけれども、そうしたものは会期中はすべて無料でございます。ただし、野球場内にできますちびっこ広場の遊具、これはすべてか一部になるか、まだ定かではございませんけれども、それからパビリオンのゲーム機について、これらには利用料金が要るようでございます。また、各種のカルチャー教室が開催されますけれども、その各教室については、内容によってはその材料代等、直接的な、これは御本人さんが結果的にはお持ち帰りになれますので、その材料代のみいただくというようなことも現在計画の中でも検討されております。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 私からは、地域間アクセス道路についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、完成金額が上がったことにより、初期の計画よりかかってできない部分が数カ所ございまして、私といたしましても大変残念に責任を感じておるところであります。どの路線におきましても、地権者の方々には数年にわたり誠意を尽くして協力をお願いしてまいったわけでございますけれども、代替地、移転先等の問題から御理解が得られないのが現状でございます。しかしながら、中には明るい兆しの方もございまして、今後、一日も早い完成に向けて一層の努力をいたす所存でございます。

道路につきまして、幹線道路であれ、生活道路であれ、地権者の御理解、御協力なくして開通できないものでございますので、私どもも誠心誠意対応することに加えて、地元有力者の方々にも御支援をいただきながら職務を全うしたいと存じておりますので、よろしく御願いいたします。

次に、地権者等に対する協力依頼態勢についてでございます。先ほども申し上げ、重複することをお許し願いたいと思うわけでございますけれども、道路の改良のみならず、特に建設行政におきましては、地元、並びに地権者各位の協力が不可欠であり、これなくしてできるものはないわけでございます。こうした認識のもと、事業に当たりますには、関係議員の皆様、自治会長等にも御出席をお願いの上、概略の説明、決定に基づく説明、丈量結果説明等を開催し、関係者の御意向を十分認識し、反映できるものはこれに努めてまいりたいと思っております。地元の関係者と良好な関係をもとに御協力を得られるようにいたしますので、御支援をお願いいたしたいところでございます。

また、地権者の交渉に当たっております職員は、本当に毎日毎日、寝食を忘れて働いてくれていることに対して、私といたしましても常日ごろ感謝しているところでございます。こうしたことから、今までにおきましても、内容に参りましても、助役、市長の説明、あるいは交渉に当たっていただいておりますが、今後も慎重に判断いたしましてお願いしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3番目の、時には計画の見直しも必要ではないかとの御指摘についてお答えさせていただきます。一般市道におきましては、変更については、関係者の同意が得られたものについてはこうした例もございまして、今後も臨機応変な対応を心がけてまいりたいと存じております。しかしながら、都市計画道路につきましては路線決定と同時に建築に伴う法制度の適用があり、土地所有者等の方々にもそれに沿った協力を願っております、そのために、決定の際には十分な調査の上、慎重に行うことが肝要であるかと存じております。道路法の改正、あるいは土地利用の変化等により、計画の見直しが必要と思われることにつきましては、関係者等の調整を図りながら、都市計画審議会等とも御相談を申し上げていきたいと存じておりますので、よろしく御願いする次第でございます。

以上で御答弁にかえさせていただきます。

〔 7 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） ありがとうございます。

まず花フェスタ関係から、先ほど御丁寧な御回答をいただきましてありがとうございます。ただ 1 点、質問の中で、ぜひこれだけは実現させていただけたらなと思う部分が抜けているわけです。確かに花飾り、またその地域のふるさとの行事、また花の出展など、いろいろ行われているわけなんですけれども、先ほどの質問の中の趣旨は、入場者数をできるだけふやしたい。言うなれば、可児市内の小・中学生はもちろん、県内の小・中学校、また高校生ですね、それなどでもぜひ参加していただきたいなと思うわけです。そのような意味からも、学校などが本当の意味で参加しやすいような方法ですね。それについては、花飾りで協力するというのではなくて、現地に出かけて実際の内容を知るというんでしょうか、肌で感じる、体で感じる必要を与える機会があってもいいんじゃないのかなというふうに思うわけです。ちなみに先日いただきました、この 12 月 1 日号「花フェスタ '95 ぎふ」についての県民総参加の場、遊々スペースの概要というところを見てみますと、現在までの応募状況というようなことで、小学生のリズム体操、花の絵手紙教室、コーラス、タップダンス、舞踊、民謡、アマチュアバンド、腹話術などというふうになっているわけです。今後の募集の主なものというようところで、幼稚園児や保育園児による鼓笛隊やお遊戯の共演というのがあるわけですが、現実に小・中学校というのはいっていないということもありますので、これは教育長の方にも関係するかと思えますけれども、春の遠足の時期でもございますので、そこら辺のところを検討いただけたらなというふうに思います。

次に地域間アクセス道路についてお尋ねいたしますけれども、通告書ではぜひこれも建設部長、第一線で働いて本当に目を真っ赤にしてやっていただいていますので、建設部長から答えをいただくのは非常に申しわけないなと思っておりまして、12 月 9 日の時点、通告書の回答者は市長となっていたもんですから、市長の回答をぜひ聞きたいなと思っていたところでございます。特に市長は誠実と信頼をモットーということで、特に行政とは真心で市民と接し、納得していただきながら進めていくものだと思っているというふうで新聞のインタビューなどにも答えてみえていますので、本当にこの土地問題は非常に難しい部分があるもんですから、こういう部分から本当に市民との対話、また誠実と信頼をこういう部分でもぜひ発揮していただきたいなというふうに思います。

以上です。お願いいたします。

議長（林 則夫君） 助役 瀬藤義昭君。

助役（瀬藤義昭君） 今の御質問でございますけれども、もっともなことでございまして、実はこの件については、現在、県の段階で県教育委員会の方と調整中でございます。基本的な考え方といたしましては、やはり過去の各種イベントの事例からいたしましても、小・中学生の口コミによる効果というのは非常に高いということもございまして、小・中学生につ

いてはできるだけ早い時期に会場参加をしてもらったどうかと、こんな意見の中で現在調整中でございます。したがいまして、まだ県下市町村の教育委員会あてには県からの具体的な提示はございません。恐らくきょう現在もないものと思っております。いずれ、おっつけこれはございますので、それによって本市自体どうするかは、また別途、本市の教育委員会で検討していただきたいと、こんなふうに考えております。

それから会場視察等も、現在、積極的にお願いをしております、機会あるごとに会場を見ていただこうと。そしてまた、この会場を見ていただくことによって、PR、そして認識を深めていただくと。いよいよこれはやるんだなということを感じ取っていただいて、また口コミで知らせていただきたいなあと、こんなことも願いながら機会をとらえております。県当局におかれましても、現場の状況によって、ある程度制限、制約がございますけれども、できる範囲においては、開会前にも、特に地元等、優先的に会場見学をしてもらったかどうかと、こういう考え方もありまして、できる限りその対応もさらに進めたいと、こんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 再度の御質問にお答えさせていただくわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、市内には数カ所寸断されておるところがございます、そこが一日も早く開通することを、私も事業を担当している者は特に感じておるわけでございますけれども、地権者の方にいたしますと、地権者の方にももちろん言い分はございまして、だけでも先刻御了解していただきまして、買収が済みまして工事のできたところもございまして、そこにおきまして、先ほど申しましたように、道路としての所期の目的が完成しないことは非常に残念に思っておるわけでございますけれども、今後とも私も職員は、地権者の方々にまたさらに一層の御理解を願えるように誠心誠意努力させていただくつもりでございますから、どうぞよろしくお願いいいたします。

〔7番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） ありがとうございます。

最後にして、いずれにしましても目に見える成果がなければ、住民のために、申し上げにくい言葉ですが、努力しているとは思えないというふうに市民は感じるのではないのでしょうか。それで市長さん、ぜひ御回答をいただきたいんですが、突然振ったというふうで申しわけないんですけれども、やはり着実に中部圏の中核都市へ発展を継続している当市で、今後も都市基盤整備や都市機能整備、また急激に進む高齢化、ごみ処理場の建設など多くの問題を抱えておりますけれども、新市長の手腕に本当に期待いたします。市民一人ひとりが住みよさを実感でき、住んでよかったと思えるまちづくりのために、この道路未開通部分についての市長さんのちょっと心境を教えていただければありがたいんですが、お願いいいたします。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 建設部長が2度にわたって御答弁を申し上げましたが、私も前職の時

代に随分その道の相談に乗らせていただいて、前市長とも随分いろいろと協議をさせていただいた経緯がございますが、率直に私は、今お話の問題のところは、私みずからお願いをしなくても解決をしたいというふうに考えております。と同時に、今後、新しい道路改良、新設、バイパス、いろいろな問題があるわけでございますが、これには細心の注意を払って設計をするという、事業が遂行できないまま一部分終わってしまうというようなことのないように、最初から完全に工事の完遂ができるような体制を整えて着工すると、こういうことがまず基本になるというふうにつくづく感じておりますので、当面は未処理の問題だけは何としてみても私も足を運んでお願いをしたいというふうに考えております。担当の部署の者が苦労しておるといことについては本当に感謝をしがてら、これは解決しなきゃならんというふうに叱咤激励をしてみたい所存でございます。よろしく申し上げます。

〔「ありがとうございました」と7番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） 4番議員の芦田 功でございます。

山田市長におかれましては、御当選、まことにめでとうございました。

通告によります次の3点でございますが、1点目につきましては、午前中にも全般にわたる御答弁がございましたようですので、省かせていただきます。ただ、改革とか、改善とか、また発想の転換には少々時間も必要かと思っておりますので、今後、市長の決断と実行を御期待申し上げます。

簡潔に次の2点についてお伺いします。

2点目の国際交流、姉妹都市提携についてでございますが、同じ質問を前鈴木市長にも昨年伺ったわけでございますが、そのときには、行政と民間の盛り上げも大切であるが、市民レベルの交流については積極的に援助していきたいと、このように御答弁をしておられました。この「花フェスタ '95」の開催まであと135日となっておりますけれども、国際交流、姉妹都市提携といかなくても、「花フェスタ '95」を記念した花に関連のある都市との異文化、異業種間の交流も含めて、親善交流ぐらいはできないものかとお伺いするところでございます。

次に3点目でございますが、木曾川河床の化石林についてお尋ねをいたします。

10月の21日の全国紙に、1,900万年前の国内最大の化石林が美濃加茂市右岸、可児市側の左岸で発見されたと大きく報道されました。この化石林は合計425本発見されたと報道されておりますが、昨年にも3月に今渡ダムの下流で、象とかサイなどの大型哺乳動物の足跡化石が発見されております。今回の化石林は直径1センチぐらいのものから1メートルに及ぶ大小の化石林であるようでございますが、右岸、いわゆる美濃加茂市側で322本、左岸に当たる可児市側で103本発見されたようでございます。特に可児市側に1メートル級の化石林が特に多く発見されているようでございまして、これまで既に可児市側の土田渡りの木曾川河床からも動物化石やら植物化石の数々の確認がされておりますように、木曾川左岸は右岸

と同じような環境下でございますが、そこで美濃加茂市側では建設省の公園整備計画があると。あるいは化石林を生かした公園整備に積極的な姿勢だということをお聞きしておりますが、可児市側左岸においてもこの大型化石林の保護、保全を考えながら、木曾川左岸整備についての対策と申しますか、方法がないだろうか、そういうお尋ねをするところでございます。貴重なこの化石林につきまして、広域ではございますけれども、美濃加茂市側と同じように、こういった公園構想とか、あるいは周辺整備だとか、化石の保護だということについて、同じように可児市からも何かのそういう働きかけが必要ではなからうかと思うところでございます。

以上、2点について御質問を終わります。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 午前中の渡辺議員にもお答えを申しておりますが、財政状況は恐らくや今までにない厳しさを来年度から迎えてまいるというふうに考えております。しかしながら、こうした状況ではございますが、まさに普通交付税の不交付団体ということは、まだまだ交付団体に乗り上がってくるような状況にはございません。が、健全財政を維持しつつも、何としてでも積極的な市政を展開しなければならないと考えております。鈴木市政においても積極的に進められておりました下水道の整備一つを見ても、市政の基本としている住みよさを実感できるまちづくりということの具現化のため、また市民の方々ができるだけ早く下水道の恩恵と公平という問題が訴えられることになるわけでございますので、国・県の補助制度等、また市債の積極的な活用を図って、限られた財源ではありますが、積極的に事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、「花フェスタ '95」の開催であり、また環境センターの建設、文化センターの建設とか、街路公園などの都市基盤整備なども差し迫った大規模な事業であることは言うまでもございませんが、いずれにいたしましても、今申し上げたような厳しい財政ではあるけれども、何が何でも推進を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。どうか格別の御支援をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

特に行財政改革ということにつきましては、私がかねがね申し上げて、御質問にもお答えしておるとおりでございますが、国においても既に地方行財政改革ということについては、いろいろな角度で指摘、また通知があるようでございますが、過去にありましたような行政改革推進という行き方ではないようでございますので、今回はまさに従来にない厳しさの中で、職員の意識改革とあわせて事務・事業の見直し、補助金の統廃合、そういったような細部にわたっての改革をしなきゃならないわけでございます。当面、お話を申し上げましたと思いますが、来年度の予算編成におきましてはつぶさにひとつ検討してまいりたいと思いますので、議員の皆様方からの格別の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それから次に国際交流の問題につきましては、議員御質問の中にございましたが、実はこの花フェスタのことで申し上げますと、岐阜県と交流をいたしております北マリアナ連邦の島にありますところのロタ島というところがございます。「ROTA」と書きますが、簡単に

ロタという名前と呼んでおる島でございますけれども、これはグアム島とサイパン島の中間に位置する、人口でいうと約 2,300人ぐらいの、面積は96平方キロというほどの自然豊かな常夏の島であります。名古屋空港から所要時間が航空機で約 4 時間ということでございます。具体的な内容といたしましては、花フェスタ会場の可児市館におきまして、ロタの押し花の展示を行ったり、遊々スペースに押し花教室の開催を予定しております。また、6月3日の花フェスタにおける可児市の日に首長及びミスロタの美女を招待し、押し花にまつわるイベントを検討しているところでございます。花フェスタ終了後の交流といたしましては、市内の中学生、高校生を10人程度ロタ島に派遣して、自然体験、マリンスポーツ等を通じ、現地の子供たちとの交流も考えているところでございます。実は、これは県の方から若干のアドバイスがあって今検討をいたしておるところでございますが、こういう今申し上げたようなふうで、花フェスタに何らかのかかわりを持って、今後の友好都市としての、特に小・中学生についての体験学習をするようなことができないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 私からは、木曽川河床の化石林につきましてお答えをいたします。

御質問の化石林につきましては、10月の20日に美濃加茂市と可児市の合同記者発表を行ったところでございまして、お話のように10月21日の新聞に掲載されたわけでございます。繰り返しになるかもしれませんが、少し概要について述べさせていただきますと、この発見の経緯には、昨年でございますが、美濃加茂市の教育委員会が今渡ダム下流の木曽川右岸において大型哺乳動物の足跡化石を発見して話題になったわけでございますが、それを契機にいたしまして周辺の地層の総合的な調査を行ってきたわけでございます。本年度になりまして、本年夏の特に湯水に際しまして、太田橋を中心にして、下 1.5キロの木曽川右岸、並びに左岸に露出する中村類層から、約 1,850万年前の森林がほぼ立ったままの状態に化石林として方々に分布していることが確認されたわけでございます。この存在につきましては従来から話があったようでございまして、今度改めて湯水によってあらわれたということでございます。本数等につきましては、先ほど議員がお話になったようでございますが、右岸に 322本、左岸で 103本というふうに調査結果を聞いております。

それで、御質問の今後の保護でございますが、去る11月の30日に、建設省、それから県の文化課、学識経験者の大学の先生、それから発見者の高等学校の先生も交えまして、美濃加茂市と可児市の各担当メンバー等が集まって協議をしたところであります。私もその会場へ出かけさせていただいて、いろいろな話を聞いてきたわけでございます。この会議の中でいろいろ検討をしたわけでありますが、化石林のある場所が河川敷ということもございまして、そういう環境下にあつて、新聞等で御承知のように、一部分露出をしておる部分もございまして、大部分水面下にあるとか、そういう状況でございます。したがって、その大部分が平常水位時は埋没しておることとか、あるいは盗掘や、洪水等取水の自然の力による破壊ということも考えらるわけでございまして、その保存についてはかなり難しい面もある

わけで、検討を要するというふうに考えておるところでございます。この間の検討会での意見の中には、水中にある方が保存しやすい場合もあるし、あれが出て乾燥した場合にはその化石の部分もろくなって順番に壊れていくのではないとか、水が出た場合には流される可能性もあるというようなこともございまして、天然記念物の指定をするについても、どこまで、何年間で保証できるとか、そういう問題も検討を要するというふうな御意見がございました。

そこで、この委員会、今後とも引き続き、学識経験者の先生方の御意見をもとにして検討を続けていきたいというふうに私どもも思っておるわけでございますが、今後、その保護、保存のあり方、あるいは活用について考えていきたいということでございます。建設省が所管でございますので、教育委員会だけ、あるいは行政の方だけでできる問題ではありませんので、よくよく建設省の方の御理解をいただきながらやっていきたいと思っております。

なお、美濃加茂市の右岸の方の公園化構想につきましては、十分私も把握しておりませんが、そういうような予定があるというようなことは伺っております。なお、その検討会で建設省の木曽川上流工事事務所の担当から聞いた段階におきましては、何か建造物というか、構造物をそこにつくるということについては、かなり法的な制約があるので難しいようなお話でございました。ただ、この化石林を見て活用できるような、そういう方策については今後協議をしていくという段階になっておりますので、そういうふうに当たりたいと思っております。なお、可児市側、左岸の方は築堤工事が未着手の部分でございますので、それとの関係も今後生じてくるのではないかと考えております。したがって、市役所としては関係各課とも協議をしながら今後対応を考えていきたい、そう思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 4 番議員 芦田 功君。

4 番（芦田 功君） 御丁寧な御説明をありがとうございました。

国際交流、国際交流と言っておりますら、少しほのぼのとした御意見が聞かれたようございまして、このロタ島というのは何語で何人が住んでいらっしゃるのでしょうか。後でも結構でございますが。

それから化石林については、この新聞にも書いてございますように、これは名古屋大学の名誉教授であらっしゃる糸魚川先生がかかわっておられるようですが、大変これは貴重な化石林だと思いますので、どうかひとつ保全について、また建設省、あるいは県の文化課のようですが、その辺も十分御検討いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） ロタ島というのは、アルファベットで「ROTA」と書くわけですが、英語が主であるようございまして。細かくは、まだちょっと今ここに資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、窓口は秘書課長がほとんど県との関係はやってお

りますので、まだあまり公表の段階ではないわけなのでございますが、単なるパンフレットを1枚見ただけでは判断できなあとということを私は申し上げておるところですけれども、先ほど申し上げましたようなふうでありますので、ぜひとも一遍よく検討をして対処したいと、こんなふうには思っております。以上です。

〔「どうもありがとうございました、終わります」と4番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 以上で4番議員 芦田 功君の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。本日の一般質問はこの程度にとどめ、一般質問のうち、8番議員 渡辺佳彦君以降の一般質問、並びに日程第3以降についてはあすにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議ないものと認めます。

散会の宣告

議長（林 則夫君） よって、本日はこれにて散会いたします。

あすは午前9時30分から本日の日程の続きについて会議を開きますので、よろしく願いいたします。

長時間にわたり、御苦労さまでございました。

散会 午後3時47分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年12月12日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

12月13日（火曜日）午前9時30分開議

議事日程（第3日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第99号まで

日程第4 議案第100号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第101号 請負契約の締結について

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

議員定数 26名

出席議員（25名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君		

欠席議員（1名）

26番 澤野隆司君

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	纈纈義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山口正雄君

民生部長	小池勝雅君	經濟部長	可児文一君
建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
會計課長	田口茂君		

出席議会議務局職員

議会議務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	山田美保		

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において10番議員 渡辺朝子さん、11番議員 近藤忠實君を指名いたします。

一般質問

議長（林 則夫君） 日程第 2、12日に引き続き一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

8 番議員 渡辺佳彦君。

8 番（渡辺佳彦君） 通告に基づき、東海環状自動車道、消防活動、農業問題の 3 点について質問いたします。

まず第 1 点は東海環状自動車道についてですが、カラスの鳴かぬ日はあっても、私が過去 4 回、その都度取り上げてきた経緯は市長も十分御承知のことと思います。この事業が、国はもとより、可児市においても必要欠くべからざる事業であることは言うまでもありません。しかしながら、ルート発表より 8 年を過ぎようとしています。地元の中柿田地区において余りにも大きい犠牲を強いられ、いまだに完全な合意に至っておりません。今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に第 2 点として消防活動についてですが、まず団員諸兄におかれましては、市民の生活の安全と財産を守るために、日ごろより訓練を重ねられていることに対して、まずもって感謝と敬意をあらわします。去る10月22日未明に、瀬田地内でも出火し、大変不幸な事態が発生しましたが、消防関係者の機敏な対応により、火元はともかくとして、隣家への類焼を免れたことは不幸中の幸いだと思います。そのときに感じたことは、団員の負担をもう少し軽くすることはできないのかということでございます。全団出動というタイミングを関係機関と協議の上、もう少し合理化できないかお尋ねいたします。

第 3 点目は農業に関して、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意により、米の自由化に伴

い農業情勢はますます厳しさを増すことと思います。江戸の昔より、百姓は生かさず殺さずとの言い伝えがあります。私のうがった見方かもしれませんが、猫の目行政と言われ、まさに農政栄えて農家滅びると言われています。豊葦原の瑞穂の国の日本人の主食である米を例にとってみても、昭和17年の食糧管理法により、戦中・戦後の食糧不足の時代は供出という強権のもとで、農民の犠牲と戦後アメリカの食糧援助によってどうにか切り抜けてきました。その後、稲作技術の向上と食嗜好の変化に伴う消費の減少に、40年来より米余りの状況が続き、米の生産調整、いわゆる減反政策が進められてきました。去年は天候不良により作況指数92%、未曾有の不作で一転米不足になり、米泥棒が頻発。米屋の前には長蛇の列ができるようでしたが、緊急輸入により急場をしのいできました。幸か不幸か、本年は好天に恵まれ114%と大豊作となり、また米が余る、減反の強化は必至の状況です。米一つとっても、このように希望の持てる姿が見えてきません。この事実を踏まえて、可児市の農業の将来像をお伺いいたします。

最後になりましたが、昨日に質問されたそれぞれの議員より、山田新市長には大きな期待と励ましの言葉が多くありました。私もその一員として、微力ではありますが、協力を惜しまない一人です。無投票当選という栄誉をかち取られましたが、しかしながら前途には幾多の難問題が山積しています。この事実を踏まえ、初心忘るべからざるの思いを貫かれ、8万6,000の市民の先頭に立ち、21世紀へ日本一住みよいまちづくりに邁進されることを期待して、質問を終わります。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

第1点の東海環状自動車道の今後の取り組みについてということにつきましては、御承知のように、東海環状自動車道は可児市内を通過する7.5キロメートル区間のうち、可児・御嵩インターチェンジ及び柿田地区を除く6キロメートル区間では約9割方の用地買収を完了しておりまして、目下のところ課題となっておりますのは、議員御指摘のとおり柿田地区1.5キロメートルの区間でございます。当地区におきましては通過交通量もさることながら、インターチェンジ建設という他地区とは異なった地域事情を抱えており、そのため平成元年末の都市計画決定以来、柿田地区にはこの計画の受け入れを了解していただくべく努力をしまいりましたが、いまだ一部地区において合意に至っておりません。しかしながら、一部地区を除いては地元対策委員会も組織され、東海環状自動車道の建設計画に関する地元との対応も、随時、建設省、市を交え御協議いただいているところでございます。こうした経緯を踏まえ、本年10月には関係地権者の皆様方の御了解をいただき、一部地域を除いて現地測量に着手しているところでございまして、今後この測量成果をもとに、建設省に対して、地域との整合性、地元条件の受け入れ等、種々協議を進めてまいる所存であります。いずれにいたしましても、地域にとりましては大変な御心配と御労苦をおかけする大事業でございますので、市といたしましても建設省と綿密な連携を図りつつ、当計画が地域にとりましても、市にとりましても、将来の発展のことになるべく努力してまいる所存でございます。特に地

元議員には絶大な御支援、御協力をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、可児市の農業の将来像ということで御質問でございますが、可児市の農業の将来像については、昨年冷夏、日照不足による減収と、政府はウルグアイ・ラウンドの農業合意をされ、また不足米対策として米の緊急輸入がなされたとおりでございます。本年度は昨年とは打って変わって異常渇水に見舞われ、市内の一部では収穫が全く無の水田もありましたが、作況は全国平均 109、岐阜県 112、最低、沖縄県で97となり、反当たり収穫量は過去最高の 543キロ、9俵半程度になっております。今年の国産米の豊作に加え、昨年の緊急輸入米の残りにミニマム・アクセスなどを加えますと、昨年の米不足から一転して余剰米問題が深刻となっております。そうした中で、食糧管理法にかわる新食糧法が先般国会に上程されたところであります。平成7年度の転作目標面積など、どのようになるのか県に伺っているところではございますが、昨年の著しい不作等を踏まえ、所要の在庫を早期に造成する必要があったことから、平成6年度及び7年度の両年度の転作目標面積について、昨年7万6,000ヘクタール緩和して60万ヘクタールとしたところでありますことから、7年度の転作目標面積の取り扱いについて、現時点ではこれを変更する考えはないと伺っているところでございます。いずれにいたしましても、現状での7年度米政策についての市としての判断がつかないというところでございます。今後、政令等で具体的運用が明らかにされるのを受けた上で、今後の可児市米政策を中心とした政策将来像を踏まえなければならないと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 私からは、消防団員の関連についてお答えをさせていただきます。

近代消防の中で、当市におきましても、消防団員の確保や団の運営につきましては、平成4年9月議会にも議員の方から御質問がございまして、市長から回答させていただきました経緯がございます。特に行事の簡素化や団員の任期の適正化につきましては、退職報償金の引き上げ等々で実施をいたしておるところでございます。消防団員各位につきましても御理解をいただき、また御協力も賜っておる次第でございます。しかしながら、災害現場等で実際に人命や財産を守っていく上には、それなりの技術や判断力を習得していただかなければなりませんので、引き続き規律訓練、あるいは操法の訓練などは最低限必要であると考えております。したがって、本年も数回実施をいたしております。特に本年は、可児市消防団が岐阜県知事から竿頭綬の表彰を受けておりまして、これに伴い規律訓練を行ったという経緯がございます。これは大変皆様大勢の団員が協力をしてくれまして、夜間でもございましたけれども、この式典に合わせて訓練をやった経緯がございます。

また、御指摘の火災発生の場合につきましても、消防団の指導につきましては、その状況に合わせて、第1次、あるいは第2次出動と分けまして指示をいたしております。小火災、または類焼、延焼のおそれが少ない場合は、該当分団のみの出動ということで指示をしてお

ります。また、その他、これ以上の場合は全団が出動し、火災沈圧に当たることを消防団の内規でそれぞれ定めております。その判断につきましては、南署から出動しました消防職員によりまして最初に判断をいたしまして、そのように指示を行います。したがって、関係機関との連携も十分とっておるわけでございます。今後はやはり、現場が、先ほど申しました類焼、延焼等のおそれがある場合には、これは何が何でも全団招集という事態もございませうけれども、小火災の場合はできる限りその分団のみで出動ということを重ねて申し合わせをやっていくところでございます。いずれにいたしましても、団員の負担の軽減ということは大事なことでございませうし、団員の確保もこれからまた重要になってまいりますので、その点十分気をつけて努力をいたしていただきたいと思っております。よろしく御理解をお願いします。

〔 8 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 8 番議員 渡辺佳彦君。

8 番（渡辺佳彦君） まず初めに、東海環状自動車道の取り組み方ですけれども、これは本当に非常に難しい問題でございませう。本当は地元の理解を得るというだけでは到底済まないと思うわけですね。しかし、地元の要望のインターチェンジを変えよというようなことは、これは当然通らない、国も絶対譲らないと思うわけですね。そこで、私が前回も質問をしたわけですが、一番抵抗のあるのは高さの問題だと思います。今日の土木技術を生かして何とか低くならないか。そこでちょっと調べてみましたんですが、小牧のインターチェンジは、41号を起点として、高さ、上り線が6.29メートル、下り線が5.44メートル。これはいろいろの計画その他があるかと思いますが、半分以下であると。それで計画台数、柿田は3万6,000台。現在、小牧のインターが平成5年度で2万9,863台と、こういった統計が出ておるわけですね。何とかここらをしっかり建設省とも話し合いをして、地元の要望として少しでも低くするような設計変更を強く要望するわけですね。これは、また今までのように測量をしてからということになるかと思いますが、そういった点を踏まえてしっかりと交渉をしていただきたい。先ほどの多治見工事事務所の用地課長のアベさんも言っていました、柿田地域は可児公園の入り口であると。特殊な事情があるということで、地元の地権者の協力が得られれば、相当数の用地を買収して緑地帯を設けて、環境整備等も十分な配慮をするということをおっしゃられたので、そういった面も頭に入れて、今後しっかりと国に対しての交渉をお願いしたいと思っております。

次に農業問題ですけれども、これはやっぱり現在の流れが非常にこんなふうになってきて、一自治体だけでは一遍でもう天に向かってつばを吐くというような状態になるかと思いますが、基本的には私は減反は反対であると。あくまで自由競争で行くべきだという考えは持っておりますけれども、本音と建前でそうばかりも言ってもおれませぬので、何とかスムーズにこの計画が進まれるように、今後格段の配慮を願うとともに、やっぱり可児市の農業というのは米だけではないと思っております。何かそこに一本しんのあるものをつくっていくと。まあ古くなりましたが、一村一品運動ということも言われております。こういった面で、可児市へ行けばこういう農産物があるというようなものをひとつでかしていただくようなお骨折

りは願いたいということです。

第3番目の消防団の出動に関しては、今、僕は1次、2次、3次というような考えを持っていますが、1次と2次ということでございますので、ほとんどが全団出動というような、昨年の広眺ヶ丘の火事の時もそうでしたが、そこでちょっと提案でございますが、その間にもう一つワンクッション置いて、もう1次は当然ですが、2次というあまり類焼のあれもないというようなことなら、ひとつ可児市を三つぐらいのブロックに分けて、東部、中部、西部、これぐらいに分けて2次出動を願い、どうしても最悪の事態が想定される場合には最終的に全団出動というようなことに、今後、消防署、あるいは消防団とも話し合っ、そのようにできないものかということをお願いするわけです。その点の回答をお願いします。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 議員御指摘の、またお考えのとおりでございます。先般、この12月8日の日に、中組の自治会長さんをお招きして、私の方から出向くということにしたら、ぜひともそれじゃあ行かしてもらおうということで長時間お話をさせていただきました。その内容は、今お話のように、市で何とかセンターを変えとか、それからインターを山の上へ持っていくとか、いろいろなそういうことを骨折ってくれというお話もございました。しかし、私は直接担当しておりませんでした。以前、この発表をした後のいきさつもお話を申し上げ、多治見国道工事事務所にもお邪魔したお話し、率直に申し上げて、とにかく測量に入らせてほしいと、こういうことをお願いをし、結論として申し上げた。その結果、まあやむを得んなあと。それじゃあ皆大半の人は賛成ということをお願いするつもりで、私はあくまでも基本的に反対だということから来ておるので、皆さんには市の考え方、対応の仕方ということについては、十分、早く会合を開いてもらえるようにし、またその席で私からも伝言すると、こういうお話で、かなり御理解をいただいたお話でございましたが、聞くところによりますと、会合はできたものの、本人は出席をしなかったというようなお話も聞いて極めて残念に思っておりますが、2度、3度ということじゃなしに、ぜひともお会いをして率直にお願いを申し上げていきたいというふうに考えておりますので、測量なしに、いろいろ原点に戻った話だとか、過去2年間云々という話を随分お聞きいたしました。結論はもう前へ進むという以外にないということをお願い申し上げましたところ、最終的にはこわばったお気持ちも解けて、かなり御理解は一步も二歩も前進していただけたなあとというふうに思っておりますが、今後も精力的にひとつお話をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それから農業政策につきましては、御承知のように自給自足ということで考えてまいりますと、可児市の人口で、米生産は、米だけ申し上げますならば、いわゆる57%ほどの自給率だと。減反していけばそういう結果が出てしまうということでございますので、いっぱいつくれば、それでも100%自給にはならんと。こんな数字の上から出てまいりますので、今後の農政、特に米の生産という問題については、大いにお話のように前進するように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 御指摘のとおり、ただいまは消防団を招集する際は、どこどこ地区の火災が発生したので、該当分団は出動するようにと、こういう放送をしておるはずでございます。そうしますと、ただいまの放送は全市一斉に放送しますので、本当はその該当分団が自分で判断して出動していただくのが一番いいんですが、やっぱり近隣、すぐ隣だとうしても消防出動するという、我々も消防のときにはそういう放送がかかっても出動した覚えがございますので、そういった消防団の意気というものもやっぱり考えなきゃいけないという部分もございますけれども、実はこの前、サイレンを休んだときに、いわゆるその一斉放送を、今おっしゃったように、ブロックで放送しないように何とかいい方法はないだろうかという方法も検討をされておりますし、まだ実施には至っておりませんが、先日の役員会の中でもそういったお話がございました。これは一遍考えないかんし、いわゆる久々利の火事に帷子から走っていくというよりは、この近くの団が集中的に対応した方がいいんじゃないかということも考えておりますので、これから役員会がいつもございますので、そういったところで議題にさせていただきたいと思っています。

〔 8 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 8 番 渡辺佳彦君。

8 番（渡辺佳彦君） それぞれ御丁寧な御答弁をいただきました。問題がすぐ解決するとは思いますが、前向きに一つ一つ解決していただきたいということを要望しまして、これで私の質問を終わります。

議長（林 則夫君） 以上で 8 番議員 渡辺佳彦君の質問を終わります。

12 番議員 続木重数君。

12 番（続木重数君） 私は通告に基づきまして、学校でのいじめの状況と、その防止対策についての 1 点についてお尋ねをいたします。

他県のことではございますが、先日、愛知県西尾市の中学校で起きたいじめによる生徒の痛ましい自殺事件は、本市でも同じような生徒を持つ親はよそごとではなく、大きな衝撃を受けられたと思います。内容はともかく、事件が事件だけに国会でも取り上げられ、岐阜県議会でも一般質問で取り上げられました。そして、社会問題として大きく発展をしたわけでございます。いじめを苦にして、若い、そしてとうとい命をなくすることは、まことに残念という以外に言葉がありません。県内でも 347 件のいじめがあると報道されています。本市の小・中学校でも若干のいじめもあるものと思いますが、西尾市のような悪質ないじめはないと信じております。そこで本市の現況はどのようなのか、そしてまた各学校での対応はどのようなのか、教育長にお尋ねをいたします。

以上でございます。（拍手）

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 続木議員の、いじめ問題につきましてお答えを申し上げます。

西尾市におきます大河内清輝君のいじめによる自殺はまことに痛ましい事件でありまして、

私ども教育に携わる者といたしまして極めて深刻に受けとめておるところでございます。この場をかりまして、清輝君の御冥福を心からお祈りいたします。

さて、御質問の可児市におけるいじめの現状でございますけれども、おかげさまをもちまして、現在のところ非常に深刻ないじめがあるという報告は受けておりません。しかしながら、今回の事件を対岸の火事のように見ることはできません。むしろ、どこでも起こる可能性があるものとして、危機感を持って対処する必要があると考えております。

御質問の可児市の現状でございますが、本市における平成4年度、5年度はいじめに関する報告件数でございますが、4年度は30件、5年度は32件となっております。その主なものにつきましては、言葉によるいじめ、あるいはからかい、あるいは仲間外れというようなものが比較的多く占めておるところであります。ただ、内容が軽微であるとか、そういうことで判断するわけにはいきませんが、いじめは被害者がそれをどう感じておるかということが問題でありまして、どんなささいなことでありましても、相手の心に傷をつけることはいじめでありますという立場に立っておるわけございまして、学校がその防止に努めるように常々指導しておるところでございます。幸い、これまでの事例では、各学校において適切な指導がなされ、解決したものと承知をしておるところであります。なお教育委員会といたしましては、悲惨な事件が起きたからというのではなく、いじめが一人ひとりの児童・生徒の人権にかかわる重要な問題であるということから、さきに12月14日から1週間が人権週間ということもありまして、それに合わせて改めて各学校に通知をいたし、学校長を中心として生徒指導の体制の機能を生かして、保護者や諸機関と連携を密にし、速やかに対処するように指示したところであります。

なお、各学校の対応につきましては、また後ほどお話ができるかと思っておりますが、一番大事な予防ということでは、子供たちの状況を速やかに把握できるような対処が必要かと思っております。したがって、生活日記でありますとか、あるいは小学校におきましては家庭との連絡表というようなもの、あるいは中学校においてはグループ日記でありますとか、あるいはその他の状況で情報をできるだけ速やかにキャッチできるようにするというようなことを中心にしまして、問題が生じた場合には、全校の教職員が共通理解に立って指導できるように常々対処しておるところであります。

なお、事故のあった場合につきましては、これはどんなささいなことでも速やかに対応することが大事でありまして、時には私どもの方への訴えもあるわけでございますが、それぞれ直ちに各学校に連絡しながら、その中で調査をしていただいたりしておるところであります。

なお、最近、この問題が生じましてからは、一般にPTAの方を初め、地域でも大変関心を持っておっていただける問題でありますので、学校においてはPTAの授業参観に合わせて懇談会をしていただいたというようなことがありますし、あるいは直接的な問題が生じた場合には、その家庭、被害者、加害者とも含めて、家庭に対しての連絡、あるいは指導、助言等を行っておるところであります。いろいろ調査をしたものもありませんけれども、後ほど

またお話をさせていただける機会があると思いますので、以上にいたします。

〔12番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 12番議員 続木重数君。

12番（続木重数君） 本市の状況、そしてまた学校の対応につきまして詳細な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

現場の先生方は毎日大変御苦労さまでございますが、しかし子供を預かる学校、そしてまた先生として、特に学級担任の先生は毎日子供たちと接して、それぞれの子供たちのその日その日の動向につきましては十分知ることができるわけでございます。しかし、家庭では、うちの子供に限ってはという見方をする家庭が多いかと思えます。子供たちは親の知らない行動をすることが多いわけでございます。そういうこともございますので、家庭と学校との緊密な連絡をとっていただくということと、家庭での十分な子供の監視も必要でございます。いずれにしても、学校ではきめ細かい心配りで子供たちを見守っていただき、本市からは大きなことが起こらないように、今後ともひとつ御指導をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で12番議員 続木重数君の質問を終わります。

2番議員 遠藤久夫君。

2番（遠藤久夫君） 2番議員 遠藤でございます。

議長のお許しを得ましたので、新しく就任されました山田市長に当面の問題につきまして質問をさせていただきます。

まずもって、御就任おめでとうでございます。しかも、無投票での御栄誉を得られましたことは、8万6,000市民の新市長にいかにも期待をしているかということがうかがえるものでございます。御就任されまして約1ヵ月、ようやく市長のいすにもおなれになりまして、お仕事も順調に滑り出したことと御推察申し上げる次第でございます。そこで、私も市長さんを推薦した一人といたしまして、今後、市長さんが前市長の事業を遂行しながら、どう山田カラーを出していられるか期待しつつ、お伺いをしたいと思うものでございます。

まず第1に、立候補されたときに「人に優しく自分に厳しく」という名言を言われまして、市長自身がみずから職員の先頭となり、職員の意識の改革をして、市民から信頼され、何事も市民の立場に立って対応を考えていく職員の意識改革が必要であると言われましたけれども、また常に明るく心温まる行政を、市役所内から潤いのあるまちづくりの発信基地にしたいと言われましたが、どのような点から改革をしようとしておられますか、お伺いするものでございます。これは、きのうの議会の質問におきまして、林義弘議員、あるいは渡辺重造議員が御質問されまして、大変明快な御回答をいただいておりますけれども、きょうは初めてでございますので、ひとつもう一度、改めて御理解ある御答弁をお願いしたいと思います。

それから第2点でございますけれども、先般いただきました市民意識調査によりますと、回答率63%の中で、職員の住民に対する姿勢が、70%以上の人が「まあまあ良好である」と

評価されておられますが、中には個人の意見といたしまして、対応の悪さも厳しく批判されているところもあるようでございます。今後、90%以上の方々から、常に市役所の職員がよくなったと言われるように、改善されるところは必要に応じて是正していただき、対処してもらいたいと思いますが、この点いかがでございましょうか。

また、特に申し上げておきたいと思っておりますことは、今後、市長の抱えておられます都市基盤整備に全力を傾注していかれると思われませんが、建設部の職員のハードな労働が目立つような気がいたします。この際、技術職員の増加を図られたらと思っております。例えば、私が市道の改良工事等の不明な点を担当の職員に相談に参りましても、いずれかの現場へ出ておまして、再三足を運んでも留守との話がありましたので、例えば10時までは事務所内において相談やら研究する時間を設け、現場へは特別な場合を除いて10時以後に技術職員が出張するというような課独自の約束事を決められれば、市民に不便をかけないで済むではないかと思うが、そういう方法をとるのも一手ではあるかと思っております。先日も係の方からお話を聞きますと、一生懸命にやっても、どうしても残業をしなくては仕事に追いつかないとの話もありますので、技術職員の増員も必要ではないかと思っておりますので、その点どう考えられておられるか、お伺いする次第でございませう。

3番目に、次にふるさと川の改修のことでございます。これは昭和62年ごろから設計計画されまして、都市開発課の皆さんの懸命な御努力によりまして着実に事業が運んでいることは、まずもって御礼を申し上げるところでございます。先ほど申しましたように、昭和62年に改修が計画され、当初は7年ぐらいで完遂との話を聞いていましたが、土地の手当ての問題等で大変事業がおくれておりますが、今後どのように進められる予定か、お伺いをしたいと思います。このふるさと川事業につきましては、国の施策の関係で市当局も大変お困りと思っておりますが、ふるさと川の改修のめどが立たないと、前市長も申しておりました可児市の顔、駅周辺の開発や都市計画道路の駅前線の遂行が、それこそめども立たんように思っておりますので、その点、国の方へ早急に完遂できるように要望していただいて、その実現の一日も早いことを切望するものであります。この点につきまして、市長の所見をお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしく御願ひ申し上げます。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 遠藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

職員の意識改革とか、職員の住民に対する姿勢改善とか、その他、技術職員の増員等々御質問でございますが、まず職員の意識改革につきましては昨日御答弁申し上げましたが、8万6,000市民の負託にこたえるためにも、市行政のあらゆる分野において行政の効率化を図るとともに、常に市民の立場に立った施策を推進しなければならないと考えております。職員一人ひとりが明確な組織目標、個人目標を設定し、みずから意識改革を図るよう、可児市職員の勤務実績報告制度の導入を推進してまいりますとともに、職員研修の内容充実に努め、意識改革を進めてまいりたいと考えております。また、市民意識調査における市職員の対応につきましての市民皆様の高い評価をありがたく受けとめさせていただきますが、議員御指

摘のように、これに満足することなく、職員研修等あらゆる機会を通じて、より改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、技術職員の増員及び建設部における工事関係の相談で、市民に迷惑をかけない方法ということで御質問でございますが、工事関係におきましては、自治会からの要望は年々膨大な量となり、それに対する事業費及び組織体制が十分ではないと思われませんが、限られた予算の中で緊急度の高いものから取り組んでまいりたいと考えております。また、事業を推進するに当たりましては、用地交渉、官民境界立ち会い等、工事着手までの準備事務が多く、技術職員でなく、事務職員も協力して行っているところでございます。今後とも、できる限り市民皆様に御不便をかけないような体制づくりを検討してまいりたいと考えております。技術職員につきましては、建設部以外の職員も含めて庁内に61人在籍し、年々その増員を図っているところでございますので、御理解をお願い申し上げます。時間外勤務の状況につきましては、用地交渉等、夜間の勤務も多く、建設部全体では、平均、平成5年度で職員1人、月当たり約20時間ということでございますが、英知を結集して最小の経費で最大の効果を上げるべく今後とも努力をしております。よろしくお祈りを申し上げます。

次に、ふるさと川モデル事業についての今後の進め方についての御質問でございますが、御承知のように、昭和62年に指定を受けて、63年度から事業が進められているところでございますが、昭和63年度からは中恵土、下恵土、清水地区の用地買収及び工事着手、また平成4年度から広見地区、平成5年度から下恵土今広地区の用地買収に着手しておりますが、地権者の皆様方の御理解と御協力により着々と用地取得が進んでいるところでございます。しかし、総事業費につきましては、計画立案当時約40億円の見込みでありましたが、バブル期の地価高騰等により、用地補償だけで50億円を超える見込みとなっております。また、家屋の移転対象者の方々に、住みなれた土地からあまり遠くへ離れたくないという御希望の方が多く、その代替地の手当てにも苦慮しているところでございます。全体的には、用地補償については今年度末までに約60%の進捗率となる見込みでございます。順調に進めば、平成10年ごろには完成できる見込みでございます。工事につきましては、現在、山岸橋から庁舎北側までの区間は植栽等を除いてほぼ完成に近い形となっておりますが、庁舎北側で仮堤防が河川方向に直角になっている新可児大橋までの区間を来年度以降着工する予定となっております。新可児大橋までの区間が終了した後は、JR太多線、可児川鉄橋より上流へ着工する予定で、この時点で広見橋のかけかえ事業に着手ということになります。時期的には、用地買収の進捗状況にもよりますが、平成10年ごろの予定でございます。

議員御質問の事業の予定は以上でございますが、御指摘の駅周辺整備、都市計画道路等、山積する問題については、住民の皆様とも御協議させていただき、広見橋のかけかえ時期までには結論を出すべく努力をしております。なお、ふるさと川の事業の進捗には、国・県の動向も見きわめながら、議会の皆様方のお力をかりて、予算増の要望もしてまいりたいと存じますので、よろしくお祈りいたします。

〔2番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 2番議員 遠藤久夫君。

2番（遠藤久夫君） 大変適切なお答えをいただきまして、ありがとうございました。

特にきのう、2氏の議員から、あるいは私がきょう質問しました職員の意識改革につきましては、大変な今後の市長さんのお力に期待をするところでございます。よろしく願い申し上げます。

あと、最後に質問しましたふるさと川の問題につきまして、少し地元からの御意見を交えながら再度質問させていただきたいと思います。

ふるさと川につきましては大変な御配慮をいただいております、何と申しましても駅前の猫の額のような土地でございますけれども、その1割以上は川になってしまうという非常に地理的条件の悪い状態でございます、地権者の方に大変御迷惑をかけておりますけれども、開発課の皆様方の御尽力によりまして、6戸ほどの各移転が御了解を得たというふうに聞いておりますけれども、これも市長さん初め各位の御努力のたまものと感謝をする次第でございます。何と申しましても、可児川と、今現在、今広の地域は海拔ゼロメートルと申しますか、可児川の底と同じ高さの位置で住んでみえる方が60戸ぐらい見えるというような状態の中でのふるさと川モデル事業と、あるいは駅周辺の開発の問題、あるいは都計道路の問題等、非常に難しい問題でございますのが、現在進められておりますふるさと川に対する今のお答えでございますけれども、10年ごろにはめどが立つであろうというふうなお話でございますけれども、それを少しでも早めていただかなければ、先ほど申しましたように、駅周辺の開発というのは到底無理ではないかというふうに感ずるものでございます。また、先ほど申しました海拔ゼロメートル地帯というふうな土地でございます関係上、土地の構造から考えていかなければならない開発ではないかと思いと、非常に多難な事業であり、かつまた英知の要る事業ではないかと考えるわけでございます。この点につきましても、非常に開発課の皆様方が一生懸命勉強しておられますけれども、さして結論的なものは出ていないようでございますので、市長さんから、あの地域はこうしたらいいではないかという案がございましたら、何とかお知恵を出していただいて、言われました平成10年ごろには開発も手がけられるような段取りにならないかと、かように思うわけですが、この点につきましてもう少し詳しく御説明をいただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 御心配の駅周辺区画整理ということについては、私から申し上げるまでもなく、既に議員、地元の立場で苦慮されておることをお聞きいたしていますが、御承知のように、当初の計画案というのは今お話のとおりで、地盤の高低から考えなきゃならんというような大きな問題でございますので、これを考えてまいりますと今お話のとおりで、とても莫大な予算というようなことになってまいりますので、最大限努力をして皆様の合意形成を得れる範囲内で仕事をしていくということで、現在の計画案の見直しをしていかなきゃならんというふうに考えております。特にお話し申し上げましたふるさと川に関連して架橋がかけかえになるというふうなこともありますので、そうなりますと、それに付随

して地域の道路形態、区画整理というものを考えますときには、かなり期間的にも、また量的にも多いものがありますので、できるものから進めるといような方向も、これは一面考えなきゃならんではなからうかというふうに思っています。もう少し具体的に一つの計画案の検討をし、地元の皆さんにも十分御理解をいただけるようなお話を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔 2 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 2 番議員 遠藤久夫君。

2 番（遠藤久夫君） 大変ありがとうございました。私も議員にならさせていただきましてから、そのことのために議員になれというふうなことで地域から要望されましたけれども、この3年何ぼたちましても何とも結論が出ないということは、非常に私も歯がゆい感じでありますけれども、また市長さん等言われましたように、これからも計画を見直しながら、地元の方に御了解をいただけるというふうな方向に進めていただけることを心から切望するものでございますが、よろしく願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、けさ、CTKのラジオでやっておりましたけれども、「全力を出しているときこそ最良の策が生まれる」というようなことわざを言っておりました。このことを市長に提言申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で2 番議員 遠藤久夫君の質問を終わります。

ここで10分休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6 番議員 小池邦夫君。

6 番（小池邦夫君） 6 番議員 小池邦夫でございます。

議長のお許しを得ましたので、4 点質問させていただきます。

昨日来、山田新市長に対して、祝福、激励、要望、さまざまございましたが、私も山田新市長が可児市の官民両方におきまして、活性化の原動力になり得るものと大いに期待しております。そして、市民と可児市の将来にとってプラスになることであれば、微力ながら私も積極的に協力をさせていただきたいと願っております。

まず1 点目でございますが、日進月進の技術革新への対応についてということでございます。

技術の進歩は恐ろしいものでございまして、おもちゃといいますが、ファミコンの世界でももう既に32ビットという、3 年前では考えられないような機能を持ったおもちゃが子供の間でもう使われております。しかも、もうマルチメディアをにらんでおるといことなんで

ございますが、せんだって名古屋で国際パブリックデザインフェアというのがございましたので、私、行ってまいりました。歩道のブロックから始まって、ベンチから、いろんな素材とか機能というものが吹上ホールいっぱいに並んでおりました。その中から、抱え切れないほどのパンフレットとかカタログをもらってきたわけですね。中でもおもしろいなあと思ったのは、音のする歩道ですね。これなら目の不自由な方でも安心して歩けるなあ、こんなのがどこかにできたらいいなあなんてことを思いながら帰ってきたわけですが、そんな中で我が可児市役所の2階をふっと思い出しまして、そういえばみんないつも忙しいそうにしておるし、もっとスタッフをふやしてもいいんじゃないかなあということをいつも思うわけですが、そういう日々の業務をこなしながら第一線で動くスタッフの人たちが、こういう新しい、例えば材質とか機能とか、これだけ目まぐるしく変わってくる技術なんか、どうやって新しい情報を得ておるんだろうかということでございます。

今、民間企業は血眼になって経費削減をしておりますし、それから家庭の主婦におきましては、各デパートのバーゲンを見比べてから買うとか、スーパーの値段をチェックしてから買うとか、かなりシビアな状況になっております。この可児市におきまして、土木とか建築に限らず、小物から大物まで、従来求められております仕様とか、それから価格さえ最小限満たしておればいいというような視点からだけでは、むだ遣いとは言いませんけれども、予算の有効活用とは言えないんじゃないかと思うわけです。そこで、市が購入する物品、それから機材、それからきのうもOA化というような言葉も出てまいりましたが、システム、そういうものについて、最良、最適な選択の情報収集処理と、それから管理、それとそれに伴う手続を教えていただきたいと思っております。

それから2点目、社会体育の振興、交流についてです。

社会体育も社会教育も、オーバーラップといいますが、随分重なっている部分があります。いずれ組織の見直しも大いに勉強して提言したいと思っておりますけれども、今回は体育の問題について質問させていただきます。

スポーツも大変多種多様になってきました。また、育成のレベルから競技のレベルまで段階がありますし、それから成人と未成年、それから愛好家の多い・少ない、コストの高い・安い、こういったさまざまな条件の違いに対処しながら、どういった趣旨で社会体育をとらえ、どのような指導・支援を行っているのか。事務局の代行とか、いろいろ支援のやり方はあると思っておりますけれども、その対象の団体とかグループ、そしてその内容を教えていただきたいと思っております。

それから3点目、商工会議所についてと書いてございますが、市内の商工業者についてということで質問させていただきます。

私、商売人の出ですもんで、どうしても商売人の言い方になりますが、工業も含めておりますので、よろしく申し上げます。

私たちのいわゆる零細の商売人から言わせていただきますと、人間が生きるということは消費するという言葉にも置きかえられると思っております。可児町時代まではその消費を支えてき

た地元の商店街ですが、モーターゼーションが発達しますと、だんだん衰退を始めまして、今、バブル経済がはじけ、それから価格破壊というものが始まりまして、まさに風前のともしびであります。先ほど農業は生かさず殺さずという言葉がありましたけれども、もう死ぬばっかというような状況ではないかと思っております。いずれにしても、業種によらず、すべてに大変厳しい状況ですけれども、現在行われおります誘致条例による優遇とか、それから小口融資のほかに、何とか設備投資に対する利子補給なんか、いわゆる可児市単独のものがやっていただけないかということです。商工会議所といたしましては、もう既に多額の補助金をいただいておりますが、何かずうずうしいところもあるかと思っておりますけれども、いわゆる救済ではなくて、積極的に投資を行うものについての援助ということで、ぜひ御一考をいただきたいと思っております。

また、これはちょっと通告外になりますが、商工業者はイベント開催など、市の活性化に大いに努力しておるわけなんですけれども、特に今度開かれる花フェスタについては、多くの企業や店舗が応援の意思を持っております。そこで参考までに、花フェスタ関連に幾らの予算を充てておるのかということ、あわせて質問させていただきたいと思っております。

最後4点目でございますが、これもテーマが大き過ぎて質問をためらったぐらいでございますが、いじめについて、先ほど続木議員も質問されましたので重複する部分があるかと思っておりますが、改めて質問させていただきます。

不幸にして、いじめによる重大な結果が出たときは、特にテレビなんかでは、もう一方的にと私は思いますが、学校の責任という言葉が取りざたされます。どれも絶対的な見方というものはなくて、評論家にしろ、芸能レポーターにしろ、一面的な部分がかかり多いと思っております。そこで、信念と理念に基づいて泰然と可児の学校教育を推進していただきたい。必要以上に、市民、また御父兄の不安感を招かないようにするためにもお伺いするわけですけれども、いじめの発生のメカニズム、予防対策、それに対する対応の、いわゆる末端の教師一人ひとりまでに行き渡っているマニュアルみたいなものがあれば教えていただきたいと思っております。それから、また家庭、社会、学校の役割について、わかりやすく示していただければ幸いです。

以上4点、よろしく願いいたします。(拍手)

議長(林 則夫君) 助役 瀨瀬義昭君。

助役(瀨瀬義昭君) 小池議員の御質問の2点についてお答えをいたします。

日進月歩の技術革新への対応についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、まさしく今日大変なスピードで変化を遂げております。問題は、非常に文化水準が上がり、あるいは高度社会への移行に伴って、私どもは生活コスト、あるいはこうした公の分野においてもそれなりにコストが上がりつつあることは御存じのとおりでございます。したがって、特に私ども公共機関といたしましては、十分に拙速を時には重んじ、経費コスト面を十分に考えて、トータル的にやはり判断をするということがいかに大切かが、改めて今、私どもとしては認識をしなければならぬと思っております。

そんな中で、具体的にどんなふうに進めておるかということでございますけれども、まず電算化につきましては、かつて個別導入等をやりました、華々しく電算化をクローズアップした施策展開を行った自治体もございますけれども、本市としては、拙速を重んずると先ほど申し上げましたけれども、やはり十分に状況を判断してやるべきであるということで、情報センターと提携・研究しながら、しかも新規開発のシステムを実験的にある程度成果をおさめたもの、そうしたものを導入するというを前提で電算室の開設を行いましたし、その後の電算化につきましてもそういう方向で進めてきておるわけでございます。時としますと、最先端のものを導入しますといろいろなトラブルが起こります。トラブルによって、さらにいいものに改良、改善がされていくということが往々にして電算化に含まれた危険性としてありますので、十分その辺を考えながらいかなきゃならないということで、庁内組織としては企画調整課担当でございますけれども、事務能率の研究委員会が設置してございます。この事務能率研究委員会でのいろんな情報収集、調査、研究をして方向づけを決めると、こういうシステムにいたしております。また、常に担当職員を中心に、いろんな情報収集、あるいは視察研修等を行ってもおります。先ほど議員おっしゃいました特定のそういう機械展示等にも職員を時には出向かせまして、つぶさに展示機械の説明を受けるなり、あるいは仕様提示を受けるなりして努力をしております。見識を深めて自己研さんをすることも大切なことでございますので、そういう精神で今行いつつございます。

また、物品とか機材の選定については、これもやはり日進月歩、いろいろ推移しております。これについては、コンサルタントからの情報とか、あるいは専門誌、あるいは上位機関、あるいは各種の研修の場でそうしたものを努めてキャッチすると。あるいは、時には施工業者から施工途上において、現在こういうものが出ました、こういうものがございませぬ、当社はこういうものを扱った経験がございませぬ、いかがですかと、こういう提言があった場合には、これも検討、研究の対象に過去してきておりました、いいものは設計変更して、それを導入した経緯もございませぬ。いずれにいたしましても、やはり十分な調査・研究も欠かすことのできないところでございませぬ、時には製造工程をつぶさに見学する、研修すると。あるいは製品のチェックも十分に、その製造過程において既にさせていただくとか、そしてまた先進都市もお訪ねして、いろいろ経験の上でのお話を聞くと、こうしたことも行っております。いずれにしても、いろいろ申し上げましたけれども、組織的弊害があってはなりませんので、組織的、横断的にこれを十分心してやっていかなきゃならないと、こういうことであります。よろしくお願いをいたします。

それから2点目の商工会議所についての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、これも時流といえますか、時の流れでどんどん変化しております。また、いろんな経済活動の環境も変化してきておる。特に本市には、他地域に比べまして甚だしい変化が起きております。それだけに、地域商業を取り巻く環境というのは極めて厳しいものがあります。先ほどお話がございましたように、これまでずっと長年このまちを、ある意味では一面、商工振興を通じて支えてきていただいた方々が、そうした厳しい環境の中で、しかも衰退す

る中で、非常な危機意識を持って、自己努力で改善努力をして生き残りをかけていらっしゃるという、そのことを私どもも十分認識をしないといけないと思っております。いずれにいたしましても、組織的に一体となって活性化にやはり取り組む必要があると。今、改めて考えなきゃならないのは、幸い商工会議所が発足いたしまして、商工関係者の代表機関であるこの商工会議所と私ども行政とが十分な協議を進めて、連携・提携のもとに、今後の振興策、あるいは現状の問題打開に当たらなくてはならんと、こんなふうに思います。

現在、商工業の方々に対しては、国・県においていろんな制度がございますが、本市におきましても、議員御存じのとおり小口融資の制度を持っております。これは現行融資額が500万ということになっておりまして、これについての融資枠も一昨年までは1億ございました。昨年2億にさせていただいて、今年また3億に枠を拡大していただいております。これも議会の御承認、議員の皆様方の御理解の上で、ここのところの枠を拡大してきておりますけれども、現在、県下5市におきまして、この融資に対しての利子補給等もされております。実は融資枠の拡大とともに、この利子補給についても小口融資制度の中でいろいろ研究をしておりまして、そうした先進事例をも今調査しております。おおよそその状況については掌握ができておりますけれども、問題は、これを本市の政策として今後どう展開していただくか。これは改めて市長から議員の皆様方に御意見をお聞きしながら、私ども事務局として十分に考えていかなきゃならんと、こんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） お答えをいたします。

まず第1点の、社会体育の振興につきましてお答えをいたします。

御質問の趣旨は、市が事務局機能を代行しておるスポーツ団体とかグループを具体的に示せということでございますが、まずその点についてお答えを申し上げます。

スポーツ団体、グループには、各種競技種目協会、あるいは任意のサークル、スポーツ少年団等があるかと思っておりますけれども、活動団体単位の事務局を市が担当するには限度がございますことから、おのおのの団体にそれぞれお願いをしておるところであります。例えば種目協会を統率する可児市体育連盟につきましては事務局職員2名を派遣しておりますし、各種大会への選手の出場でありますとか、種目協会の援助等を体育連盟を通じて行っておりますほか、スポーツ少年団本部の事務を担当させていただいております。また、各支部との連携のもとに、本部事業を手伝っておるところであります。各種競技種目協会の事務局を担当されておる方々には大変御苦労も多いことかと存じますが、市の代表としての立場を理解されて格別御協力をいただき、大変よい成績をおさめていただいておりますことに感謝を申し上げます。また、体育指導委員会を通じましてスポーツの推進につきましては、各地区体育振興会を中心に、ソフト、ミニバレー等、軽スポーツの普及によって市民交流が図られるようになってきましたことにつきましては大変意義のあることと考えております。開催しておりますスポーツ教室、講習会等につきましては、これは市が直接行っておるもの

でございますが、多くの方に参加をしていただいて、新しい仲間ができ、競技者が増加することを期待しておりますところでございますが、社会体育を推進する上で欠かせないのが、お世話をいただく指導者、並びに各団体の支援がなくてはなりません。ですから、関係の皆様方が一層理解を深めていただき、御支援をいただけるようお願いするわけでございます。

おしまいに、平成4年度、5年度にかけて、生涯学習まちづくり基本構想、あるいは推進計画を策定したわけでございますが、その中においてスポーツ振興につきましても、一方、チャンピオンスポーツの振興、一方は生涯スポーツの振興ということで、一層その充実を図っていきたいと思っておりますところであります。しかしながら、すべての面を行政が主導的に行っていくということには限度がございますので、今後の方向といたしましては、体育連盟を初めとして、すべての各団体が独立性を持って充実した活動をしていただけるように援助申し上げていく所存でございます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして二つ目の問題でございますが、小・中学校におけるいじめについての御質問にお答えをいたします。

先ほど続木議員にもお答え申し上げましたように、大変痛ましい事件でありますし、連日の報道を見るたびに胸を痛めておるところであります。

さて、いじめの発生のメカニズムというふうに御質問がございますが、いじめの心理は大変複雑でございます、ケースによって異なりますので、メカニズムとして一般化することには大変困難ではないかと思っております。ごく大ざっぱな見方で一面的になるかもしれませんが、加害者の自己中心的な性格によって、自己の弱みを、ある種逸脱した集団の中で紛らわしている。対象としては、比較的まじめで勉強のできる生徒を標的として攻撃するようになるというようなことだろうかと思っておりますし、知る限りにおいては、当初は遊び感覚から、次第に大きい刺激を求めて拡大していくことが考えられます。一方、被害者でございますが、どちらかという内面的、あるいは神経質で臆病なところがある生徒が多いように思われますし、相手の仕返しを恐れて、教師、親にも訴えない場合が多くあります。また、いじめられる被害者の方の心理としては、そのことを訴えることが恥ずかしいことであるというような、心理的発達段階における気持ちもあることは否めない事実でございます。そのほかに傍観者があるわけございまして、最近の児童・生徒の考え方の中に、教師や親に通報することは仲間を裏切る卑劣な行為であるというような間違った考え方があるように思います。また同時に、そのことを通して自分が事件に巻き込まれていくことを恐れておる。そのために知らんぷりをするというようなことがあるかと思うわけです。しかし、これも言ってみれば攻撃を伴わない加害者ということも言えるわけですし、反面、あるいは心理的な被害者というふうにも言えると思うわけでございます。したがって、いじめは一部の人間の問題ではなくて、これはみんなの問題であるというふうに私は考えております。

こうして起こるいじめの解決のためにマニュアルがあるかという御質問でございますが、ただいま申しましたように、問題が大変複雑であるだけに、これで決定的なというようなマ

ニュアルはありません。現在は、各学校の実践事例を機会あるごとに交流しまして研修を深めているところでございます。それでも、そういう交流の中から一つの道筋のようなものは見出していかなきゃならんと思っておりますが、例えて申しますと、まず予防の段階でございますけれども、先ほども申しましたように、異常の発見に努めること、これは基本的であります。先生が子供たちの様子を見て、その変化に気づくするどいアンテナを持つように努力することも必要であろうかと思うわけですし、あるいはその情報交換が綿密に行われるようにすることです。例えば、この点につきましては、中学校においては週の日程の中のある時間を、生徒指導主事、校長、教頭、あるいはその他担当の教員が、空き時間を利用して協議できるような時間帯を設けて、常に情報交換をするようにしておるわけでございます。

それから予防の三つ目でございますが、先ほど発生 の 件数を申し上げましたけれども、今のところ大したことになっておりませんのでよしいわけではありますが、小さい関係のないようなことが大きな事件につながっていく場合があります。1 件の大きな事件の陰には29件の中くらいの問題があり、そのさらに下には、関係のあるなしにかかわらず 300の問題があるという説を唱えた学者もおります。したがって、これくらいのことはいいわということのないように、小さい事件のうちに芽を摘んでいくことが大事だと思っております。

予防の四つ目には、情報を集めることが必要でありますので、先般も新聞紙上にございましたように、愛の投書箱といいますが、意見が自由に出せるような意見箱を利用したり、あるいは担任、あるいは学校の中で比較的親しんで話が受け取れる職員としては養護教諭もあるわけですが、そういうところで子供たちの話を聞いたり、時には全校的なアンケートを実施したりというようなことをやるのが大事だと思っております。

それから、事件が起こったときの対応につきましては、まず第1に徹底して指導することは、弱い者をいじめることの不正義、罪悪を徹底的に指導することが必要だと思っております。被害者の性格でありますとか、けんか両成敗的な取り扱いは、この際は絶対とってはいけないというふうに思っております。いかなる理由があろうとも、いじめられた被害者の立場を非難するのではなくて、いじめた方を徹底的に指導していく必要があるというふうに思っています。

それから、現実の児童・生徒の姿を見ると、少々の叱責や1 回限りの指導ではなかなか改善はできません。したがって、効果が出るまで継続して指導していくことが大事であると思っております。

あわせて三つ目には、加害者だけではなくて、傍観者への指導を大事にしていきたいと思っております。傍観者にはいろいろなタイプがあって、自分が巻き込まれるのを恐れて、見ておる者、あるいは周辺で起こっておることを一つの楽しみのように見ておる場合もありますし、気持ちの上で同調しておるとか、そういうような場合もあるわけでございますので、そういうことのないように指導していくことが必要であります。

それから四つ目には、毅然たる指導をしていくこと。大変難しい問題は、そういう問題行

動をとった子供の人権も守っていかなきゃならん面があります。したがって、学校で一生懸命指導しておることが、このように具体的にこれだけ指導しましたということが公表されない場合が幾つかあるわけでありまして、そうすると何も指導していないんじゃないかというふうに言われるわけございまして、しかしながら、毅然たる態度で指導していくことや、これからはその本人のアフターケアをしつつ、自分の責任をみんなの前で考えさせることも必要であろうかと思っております。

五つ目は、学校の協力態勢の確立であります。問題が起きるときは、個別の学校に限らず、意思統一がなされておらんことが多いように思っております。したがって、協力態勢をしっかりとっていくことが大事であるというふうに思っております。

六つ目は、職員が事例研修をするということでありまして、市内におきましても、幾つかの起こった事例については、校長会の研修、あるいは教頭会の研修、一番多くは生徒指導主事の連絡協議会等で日々事例を挙げまして、その対応についての研修をしておるところであります。

家庭へのお願いでありますけれども、今一番思うことは親のあり方の問題でありまして、大概の場合そうでありまして、よその子でよかったという対応では、これはなくならんというふうに思っております。それから子供に正義感を持たせるためには、一人ひとりの子供にプライドを持たせる必要があると。自尊心を持たせると。家庭でそういうことについても、常々日常的にお話をさせていただくことが肝要かと思っております。いずれにいたしましても、どここの責任であるということと責任を追究することも大事でありますけれども、それぞれの立場で自分の持つ教育機能を最大限に発揮していく努力が必要であります。

まとめて、学校、教育委員会、家庭への配慮事項について申し上げます。

学校では五つありまして、全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に目を向けていくこと。学校に児童・生徒の悩みを受け入れる場をつくる。先ほどのポストでありますとか、保健室で養教の先生に話すとか、あるいは相談室へ気楽に相談に行けるとか、学校全体に正義を行き渡らせるようにしていく。それから、何をにおいても長期的に考えなきゃならんことは、生き生きとした学級や学校づくりを推進していくことであるというふうに思っておりますし、学校のとる最後の考え方としては、家庭や地域との連携を強化するということでもあります。こういう点、PTAの懇談会でありますとか、あるいは総会でありますとか、機会をとらえてもっと話し合う場を大事にしていかなきゃならんと思っております。現実に問題があった学校のPTAの懇談会におきましては、いつもの様子と違って大変長時間にわたって熱心に話し合いがなされ、その中からそれぞれの立場を理解した発言が多くあったように報告を受けております。

それから教育委員会としての取り組みでございますが、教育相談の体制を整備・充実していくことであると思っておりますし、父母の悩みに具体的にこたえ得る措置を講ずることとございまして、この点については、現在は心の電話相談室を開設しております。しかしながら、周知徹底に不十分なところもあるかと思っておりますので、今後さらにそれをしっかりと周

知徹底するように努力したいと思っております。

それから三つ目には、学校外における集団活動を推進する。子ども会でありますとか、スポーツ少年団等、あるいはその他のボランティア体験学習等、大事にしていきたいと思っております。

四つ目の、教員の研修を充実するというところであります。児童・生徒を見る目、観察する力、あるいはカウンセリングの技術、そういうことをぜひ学んでいただきたいということで、これは教育研究所を中心にして研修講座を持っております。カウンセリングにつきましては希望者が非常に多いところであります、毎年二、三十人ずつの講座を実施しております。

教育委員会としては、大変学校がそれぞれ努力しておってくれることを認識しながら、支援する体制を強化していきたいと思っております。行政というのは、どうしても通知を出して、その通知によってお願いする部分が多いわけではありますが、単に指示するだけではないに、一緒に悩んでいきたいと思っております。

家庭での配慮でございますが、しつけを見直して、子供にしっかりしつけを身につけてもらうようにしたいと。それから、子供の日常生活に十分な目配りをしていただきたい。もうすぐ正月が来ますが、可児市じゅうの子供がもらうお年玉は多分億を超えと思います。このお年玉の行方が、ああいう問題につながるとは限らんわけであります。子供がもらったのだから子供が自由にすることでは、これは大変危ないというふうに私は思っております。これは学校の教員も同じであります、親は子供に対して一面的な評価に陥らずに、それぞれの個性や特性を生かすように配慮して見ていくことが必要です、中学生の心理からいいますと、親に大変よく話すということは発達段階からいって多くありません。しかし、その言葉の端々から自分の子供の状況を見詰めていただきたいと思っております。

大変時間をとりましたが、私が今感じておりますいじめ対策について申し上げました。以上でございます。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 花フェスタのこれまでの費用等々でございますけれども、平成5年から集中的に、ポスト「花フェスタ'95」ということで総事業を関連づけてやっておりますので、詳しい数字は今ここに持ち合わせておりませんが、大きなものではやはりグリーンパークの造成ということで、これの駐車場ということで約14億ほど、ここで御議決いただいておりますし、パビリオンで約2億、そして実行委員会への負担金が1億と、直接的なものはこういったものが多くはございます。全体として、市道改良と、その附帯工事等々で、花フェスタ関連ということで諸事業をやっておりますので、全体的には2年間で、正確ではございませんけれども、45億ぐらいはそれに投資しておるということになるかと思っております。先ほど申しましたように、関連のものもございまして、直接それに携わるものもございましていろいろなんです、ちょっとここで想像するのに、今詳しい資料を持ち合わせておりませんが、大変申しわけございませんけれども、そのぐらいは経費として要っておるのではな

いかということをおもっております。以上です。

〔 6 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 6 番議員 小池邦夫君。

6 番（小池邦夫君） どうも御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

特に教育長さんには、親ですらそこまで考えておらんというような昨今の風潮の中で、大変感激しておりますが、先ほども申しましたように、今おっしゃった理念に基づいて、使命に基づいて確固たる学校運営を行っていただきたいと思っております。

それから、御説明の中で「家庭」という言葉が出てまいりました。第 3 日曜日は休みですが、これを大いに家庭となじませるということで、公式な行事は組まないというお話も伺っておりますが、1 点だけそれについてお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 御指摘のように、月の第 3 日曜日につきましては家庭の日ということで、従来からその充実について啓発をしまいたところではありますが、特に長年にわたりまして、ややその活動内容が沈滞化したということで、本年度重点項目といたしまして、青少年育成にかかわる重点項目として、家庭の日の重視ということが出ております。したがって、第 3 日曜には公的な行事を組まないように教育委員会としても努めておるところではありますが、特に体育関係の協会を含めた競技等につきましては、日曜日の天候のかげん等で順次延期される場合がありますし、その他、地域の関連の中でどうしてもやらなきゃならないということが出てくる場合もありますが、今後、そういうことについては努めてないようにして、触れ合いを大事にさせていただくと、そういうふうを考えております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上で 6 番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

〔 挙手する者あり 〕

どうぞ。

2 1 番（松本喜代子君） 21 番 松本でございます。

私は関連質問といたしまして、いじめの問題につきましてお 2 人の方から御質問があり、細かい御答弁もありましたが、改めて関連質問ということで質問いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長（林 則夫君） 一度着席してください。

21 番議員 松本喜代子さんから関連質問の申し出がありましたので、これを許します。

ただし、質問は簡潔に述べられるよう求めます。

2 1 番（松本喜代子君） 松本です。

豊かな人間的成長を目指して子供の命をはぐくむ場であるはずの学校が、逆にあつた悲劇を招いてしまったということで、大変私たちにとっては衝撃的な事件でございました。

日本共産党では、いじめの問題で、1986 年の 3 月に「いじめ根絶への提言」というのを発

表しております。提言が五つあるわけですが、一切のいじめ根絶を目指す学校づくり。そして二つとして、一切の体罰否定の原則の徹底。三つとして、学校・父母の合意づくりを進め、地域ぐるみの取り組みを起こすこと。提言の4として、いじめ等、教育問題の正しい取り扱いの確立。そして提言の5として、行政の果たすべき責任というふうに、これは時間の関係で細かくは述べませんけれども、こういう提言を行っております。この提言のもとになっておりますのは、暴力、人権侵害を許さない勇気を育ててほしいという願いがこもっております。

そこで、この人権の問題ですけれども、人権週間が12月4日から10日にあったわけです。これは政府公報で法務省が出された、岐阜新聞に載っておりますが、12月5日に広告が出されております。この広告のところをちょっと簡単ですので読んでみますが、「わかってくれない大人たちへ」という大きな題がついております。「子供なんだから」「子供のくせに」、大人の都合だけでそんな言葉を口にしたことはありませんか。でも、もう一度思い出してみてください、自分が子供だった日のことを。子供なりの主義や権利というものを心に秘めていたのではないのでしょうか。大人が考えている以上に、子供たちはしっかりとした自身を持っています。否定するのではなく、一人の人間として認めてあげること、大人たちがまず人権に対しての理解を深めていく、そこから子供たちの人権も育っていくのだと思います。こういうふうに政府公報の法務省の広告がされました。

そこで、先ほどの2人の御答弁の中で、それぞれ学校に指示を出したということでございましたが、ことしの5月に発効いたしました「子供の権利条約」と言ってきましたが「児童の権利条約」、これについて先生方の学習はその後どのようなになっているかということ、まず1点伺いたいと思います。

それから心の電話教育相談の結果についてでございますが、細かい資料を昨夜遅くまでかかってつくっていただきました。その中で、平成4年、5年、6年と、この電話相談をされた内容は登校拒否が一番多いわけです。いじめについては、平成6年、これは11月までの資料ですが、4件ということで、4年、5年はここは記されておられません。そこで、この登校拒否の中で、いじめが原因で登校拒否をしているのではないかと思われるのはどのくらいあったかということでございます。これが第2点の質問です。つかんでみえなければ、そのようなお答えで結構でございます。後ほど伺います。

それから心の電話相談、教育相談は今このように実施されておりますが、市民の方から要望として、個人的に相談員の方が悪いということではございませんが、相談の方を第三者、学校の先生をされた以外の方たちにもやってほしいというような要望がありましたので、この点についてのお考えをお聞きしたい思います。

3回質問させていただきますので、第1回目はそれだけです。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） お答えをいたします。

議員の御提言につきましては拝聴しておきます。人権週間にかかわってでございますが、

10月4日から10月10日までのその週間に第46回の人権週間が実施されたわけでございまして、私どももその人権週間に合わせて、先ほども申し上げましたように、8日が日曜日でございますから、5日にその内容と、あるいはいじめの問題も結びつける中で、児童・生徒の人権を守るようにということで通知を出させていただきました。それに基づいて、各学校はそれぞれ研修をしていただいたと思っております。

それから第1点の質問の、児童の権利条約について学校がどういうふうに研修をしているかという問題であります。従来から進めておりますように、各種研修会、校長会でありませつか、教頭会でありませつか、あるいは生徒指導、教務主任会等、いろいろの場を通じましてその研修に努めておるところでありますし、法務局の職員のお話を聞く機会をつくるなど努力しておるところであります。なお、各学校には外務省が発行しましたリーフレット等参りましたので、それを各学級に張るように指示をいたしましたわけでございます。それを通して身近なところ、あの条文を勉強するだけでは、我々にも難しい条文でありますので子供にはわかりませんから、具体的にその場その場で指導していくようにという話がしてございますので、どこがどういう内容で何回研修をしたというようなことの資料は今持ち合わせておりませんけれども、それぞれの学校で実施しておると思っております。

それから心の電話相談でございますが、松本議員の要求に従って研究所の方から資料はお示しをしておると思いますが、皆さんにもお話を申し上げた方がいいと思っておりますので申し上げます。

平成4年度、5年度の相談件数であります。4年度は105件、5年度は161件でございますし、6年度は途中でございませんので、先ほどありましたような状況であります。ちょっと省かせていただきまして、どういう内容があるかということですが、5年度で申しますと、登校拒否にかかわってが82件ございません、これが一番多いわけであります。その中にいじめがあるかどうかという問題であります。個々について今資料をここに持っておりません。しかしながら、登校拒否の子供の心理としては、これは一方的に決めつけるわけにはいきませんけれども、自分が不登校になったということについての正当性を自分に納得させなきゃいけませんという心理になるもんですから、いろいろそうなった理由は多分家庭では言うと思ひます。したがひまして、その中にはいじめられたということは当然あるというふうに思ひしております。それから、非行とか暴力2件、万引き・盗癖3件、服装等の違反3件。いじめについては、5年度は3件、勉強のこと・学力のこと4件。そのほか多いのは、進学・就職について14件。これは中学生だけではなくて、小学生、あるいは一般の方もありますので、合計で161件あります。そういう状況でありますので、いじめについての相談もあるわけだ。それについては、誠心誠意おこたえをしておると思ひしております。

それから第三者に担当させた方がいいのではないかとひいこととあります。心の電話相談の一番の必須の条件は、守秘義務を徹底することとひい思ひしております。これは個人のプライバシーの問題でありますから、このことがほかに漏れていたりなにかするということにつきまひしては、これは本人にとっては重大なこととひいあります。したがひまして、そういう体

験に基づいて守秘義務がきちっと守れる方をお願いをしておるということでありまして、教員であったからということだけが担当者をお願いする条件ではありません。なお、今後はいじめも含めて、不登校児童・生徒の相談相手になれる職員の増員については、財政部局を通して要望をしておるところであります。何分よろしく申し上げます。以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 松本です。

いじめられる子、いじめる子の認識についてでございますが、先ほどの御答弁の中で、いじめられる側が感じるのは、いじめられる子の感じる苦痛が中心的要素であるというような認識の答弁があったかというふうに思いますけれども、いじめる方の子供の問題ですが、この関係で教育長さんの認識を承りたいと思います。

これは、名古屋大学教授の稲津さんという方が中日新聞で述べられていることです。いじめられる側が感じる苦痛が中心的要素である。これはいじめられる子の方です。この点をあいまいにすると、単なるふざけであっていじめではないとか、あの程度のことならいじめにはならないなどと勝手に判断をしてしまい、苦痛を受けているという事実を見落とすことになりがちである。もっとも、いじめっ子の弱さにも問題があるといった反論が返ってくるかもしれないが、しかし仮にそうした問題があるとしても、それはいじめとは別に、いじめられっ子の教育課題として新たに考えるべきことであって、いじめられっ子の弱さゆえにいじめの行為が非難されないということには絶対にならないと。この点の共通確認がいいかげんだと、いじめに対する毅然とした態度は出せないのではないかということが一つ言われておりますし、それからいじめる側の子供ですが、万単位の金を媒介にしたこの人間関係、消費社会にのみ込まれて、恐らくは金に依存する遊びによってかろうじて自分を維持するようないじめっ子たち、そこには、つい最近までバブルで踊った金まみれの大人社会の陰を見ることができる。厳しい入試体制に貫かれた学校教育は言うまでもなく、大きく揺れ動く家庭環境や地域環境の中で、いじめっ子の方も実は疎外と孤立の生活を余儀なくされていたのではないかというようなことが、いじめる側、いじめられる側の子供のことが書かれておりますが、このような認識を持たれるのでしょうかということが1点でございます。

それから先ほどの心の電話相談との関係ですが、可児市じゅうの子供たちにアンケートをとってはどうかという提言をさせていただきたいと思います。

2回目の質問は以上です。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたように、いじめられっ子はいじめられる要素があるから悪いんだという考え方は絶対持つてはいかんということは、これは当然な話でありまして、先ほども言いましたように、各学校への指導への段階では、私はいじめがあるのかないのかは、その被害に遭った子供が心の痛みを感じるか感じんかにあるんだということを申し上げてきておるわけでありまして、今さら、さっき言いましたように、

けんか両成敗でどちらが悪いんだとか、あんたが弱いからだめだというような論拠での指導は一切してはならんというふうに申し上げておりますし、私もそう考えております。

いじめっ子の問題は、これはおっしゃるように、一面において現代世相の中での被害者であるかもしれないと思っております。先ほど申しましたが、一度計算をしてみてください。今、正月が来ると、子供たちはお年玉に500円玉を渡すとあまり喜びません。1,000円、5,000円ともらっておりますが、私が現場にいましたときに調べたら、1人で十何万お年玉をもらった子供がおります。その行方について、どれくらい大人が関心を持っておるかということと思うわけですが、そのときにそのお金を自由にできることが、全部の子供がそうではありませんでしょうけれども、次の浪費の中へのめり込んでいくという引き金になっておる場合がある。概して家庭的に無関心であったり、過干渉であったり、そういう中でうっせきを感じておる子供もあると思います。もちろん家庭だけが悪いわけではなしに、学校が要因になっている場合もあるわけですが、そういう意味では、いじめっ子はいじめによって被害者ということも言えるかもしれませんが、ただし、今回のような事件につきましては、これはいじめの段階を超えたものだと思っております。少年法に違反する犯罪であるというふうにも考えております。そこまで至らしめた我々大人全体の責任であると思っております。以上です。

〔21番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） では、3回目ですので、最後に教育長さんの決意のほどを伺いたいと思っております。

といいますのは、いじめが原因と推定される自殺が、ことしの5月から7人中・高校生が自殺をしております。これは新聞で報道されておりますが、日本じゅうのどこの学校でも起こり得るといようなことが言われております。こうした悲しい事件は、後、絶対に起きてはならないと思うわけで、各小・中学校の校長さんが、私の学校にはいじめは絶対起こさないと、起こらないようにすると。また担任の先生も、絶対に私の学級ではいじめなど、登校拒否、そうした子供の問題を起こさないようにするという。どんな高校へ何人受かったかというようにことよりも、先にこうしたことを、いじめがあってはならないという決意をしていただくことだというふうに思いますが、教育長さんの決意のほどを伺いたいと思っております。簡単でよろしいですので、よろしく願います。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） お聞きするまでもなく、学校においていじめが起こるようなことは絶対に防がなければならんというふうに思っております。ただ、ここでお願いしたいことは、いかなる批判も甘んじて受けまされども、それぞれ学校の先生方は一生懸命やっておるわけでありまして、足らん分もあるかもしれません。それは私どもの指導の足らんところであるかもしれませんが、一方的にその学校を非難するようなことはやめていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（林 則夫君） これをもって一般質問を終結いたします。

12時を過ぎても会議を続行いたします。

認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第99号までについて（質疑・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第3、認定第2号から認定第15号まで、議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第99号までの37議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

議案第100号について（提案説明・質疑・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第4、議案第100号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） お手元の資料番号11番の資料をお願いいたします。

1ページでございます。

議案第100号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について。

これは先ほど、平成6年の11月の25日に公布された政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律と、長い名前ですが、そういった法律が11月25日に公布されております。これに伴いまして、市民税の均等割を課す場合の法人の適用区分を整備するものでございまして、この法律の制定においては、新たに課税するというものではございませんけれども、従来的人格なき社団法人である政党として課税されていたものが、法人である政党として今度課税されるということになったものでございます。従来とは変わりはないということでございます。

それと、もう一つは地方税法の一部改正がございまして、退職所得の分離課税に係る市民税の税率適用区分を変更するものでございます。その他、字句の整備でございます。

以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、先ほど付託いたしました案件とともに、総務委員会にその審査を付託いたします。

議案第 101号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第 5、議案第 101号 請負契約の締結についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） ただいまの12ページをお願いいたします。参考資料は13番のナンバーでお届けをいたしております。

議案第 101号 請負契約の締結についてでございます。

目的といたしまして、下切汚水幹線管渠築造（その1）工事でございます。これは施行延長 501メートル。うち管の推進工がほとんどでございますが、479メートルをこれに充てるつもりでございます。方法といたしましては、一般競争入札、29社で行いました。金額は1億 8,952万円でございます。相手方は、岐阜市福住町1丁目20番地 日本国土開発株式会社岐阜営業所 所長 矢川 周でございます。工期は、議決の日から平成7年3月31日までといたしております。

以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております本案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第 101号 請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本議案については原案のとおり決しました。

お諮りいたします。委員会審査のため、あすから12月20日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議はないものと認めます。よって、あすから12月20日までの7日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（林 則夫君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次は12月21日午後2時から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

長時間にわたり、まことに御苦勞さまでございました。

散会 午前11時52分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年12月13日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

12月21日（水曜日）午後2時00分開議

議事日程（第4日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第100号まで
日程第3 請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化について
日程第4 発議第7号 日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立に関する意見書
発議第8号 道路整備に関する意見書
日程第5 議案第102号 可児市郷土歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第100号まで
日程第3 請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化について
日程第4 発議第7号 日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立に関する意見書
発議第8号 道路整備に関する意見書
日程第5 議案第102号 可児市郷土歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第103号 財産の取得について（日程追加）
日程第7 議案第104号 財産の処分について（日程追加）
-

議員定数 26名

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君

23番 田 口 進 君

24番 林 則 夫 君

25番 林 義 弘 君

26番 澤 野 隆 司 君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	山 田 豊 君	助 役	瀧 瀧 義 昭 君
教 育 長	渡 邊 春 光 君	総 務 部 長	山 口 正 雄 君
民 生 部 長	小 池 勝 雅 君	経 済 部 長	可 児 文 一 君
建 設 部 長	井 藤 實 義 君	水 道 部 長	大 澤 守 正 君
福 祉 事 務 所 長	高 橋 卓 二 君	教 育 部 長	可 児 征 治 君
秘 書 課 長	長 瀬 文 保 君	総 務 課 長	奥 村 雄 司 君
市 民 課 長	青 山 嘉 佑 君	農 政 課 長	曾 我 宏 基 君
土 木 課 長	可 児 教 和 君	学 校 教 育 課 長	丹 羽 一 仁 君
会 計 課 長	田 口 茂 君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林 邦 夫	係 長	籠 橋 義 朗
書 記	勝 野 正 規	書 記	脇 坂 忠 志
書 記	山 田 美 保		

議長（林 則夫君） 皆さん、こんにちは。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願います。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において12番議員 続木重数君、13番議員 可児慶志君を指名いたします。

認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第100号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第2、認定第2号から認定第15号まで、及び議案第76号から議案第95号まで、並びに議案第97号から議案第100号までの38議案を一括議題といたします。

これら38議案につきましては、各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、その審査結果について報告を求めます。

総務委員長 今井成美君。

総務委員長（今井成美君） 総務委員会の審査の結果について報告申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度決算関係が6件、平成6年度予算関係が4件、条例の一部改正が7件で、計17件ございました。

去る12月15日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分、認定第4号から認定第7号までの平成5年度可児市各財産区特別会計歳入歳出決算認定、認定第11号 平成5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、いずれも適正な執行であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第76号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第78号 平成6年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第79号 平成6年度可児市大森財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第83号 平成6年度可児市自家用工業用水道事

業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正と認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第88号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第90号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第95号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定については適正なる処置であると認め、全会一致で原案を可とするものとして決しました。

議案第91号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職員の給与の減額を招くという反対意見はありましたが、賛成多数により原案を可とするものと決しました。

議案第100号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定については、政党助成制度に対する反対の立場からの疑問がありましたが、全会一致で原案を可とするものと決しました。

以上で総務委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 文教民生委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度各会計決算認定が3件、平成6年度各会計補正予算が3件、条例の一部改正が2件の計8件でございました。

去る12月14日、当委員会で慎重に審査をいたしました。

その結果、認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分について、認定第3号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第10号 平成5年度可児市老人保健特別会計決算認定については、いずれも適正な予算の執行であったと認め、全会一致で原案を認定することに決しました。

次に議案第76号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第4号）の所管部分について、議案第77号 平成6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第82号 平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第92号 可児市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定については、条文中の「保健施設」を「保健事業」に語句を改めるものであり、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第93号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法等の改正に伴い、今年度10月から保険給付の対象となっていた食事療養費の給付が一般の療養の給付から切り離され、入院時食事療養費として一部負担金を控除して支給されることになったため、社会的弱者である母子家庭や重度心身障害者と、少子化対策の一環として、乳幼児に対し、入院時食事療養費の標準負担額についても助成するものであ

り、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありましたので申し添えます。

市内全般にわたり、横断歩道、ガイドフェンス、交通信号等、交通危険箇所について再点検を行い、交通事故のない明るいまちづくりに努めていただきたい。

中学生の自殺行為が続発している現状を踏まえ、教育委員会、現場の教師、保護者、社会が一丸となり、このような悲しむべきことが起こらないよう、原因が何であるかを究明して、早急に対策を講じていただきたい。

以上の2点を申し添えまして、文教民生委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 水道経済委員長 可児慶志君。

水道経済委員長（可児慶志君） 水道経済委員会の審査結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度決算認定が6件、平成6年度予算の補正が7件の計13件で、去る12月16日、審査した結果、認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分及び認定第8号、認定第9号については何ら異議なく、全会一致で原案を認定することに決しました。

さらに認定第12号、認定第13号、認定第14号の各下水道関連の決算認定についても適正なる予算の執行であったと認め、全会一致で原案を認定することに決しました。

次に議案第76号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第4号）の所管部分及び議案第80号、議案第81号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号の平成6年度の各補正予算については、今年度の事業推進を図るものであり、適正なる補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がございましたので申し添えます。

花フェスタに向け、市長を初めとする皆さんが全力を傾注されておられることに対しましては敬意を表しますが、同フェスタにおける経済波及効果は、県企画部の報告では県下で500億とも言われておりますが、可児市における経済効果を数値で示すとともに、経済発展につながるよう一層努力をされたい。

さらには、当市における公園管理を統括し、市民はもとより、だれにでも快く使っていただけるよう整備、管理されるようお願いいたします。

以上で水道経済委員会の審査結果報告を終わります。

議長（林 則夫君） 建設委員長 渡辺朝子さん。

建設委員長（渡辺朝子君） 建設委員会の審査結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度決算認定が2件、平成6年度予算の補正が1件、その他3件の計6件で、去る12月19日、審査しました結果、認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分については、予算の執行に対してはいいが、土木費における国庫補助率が84年度以前と比べますと下げられたままであり、その水準へ戻されるべきであるという反対意見もありましたが、賛成多数

により原案を認定することに決しました。

次に認定第15号 平成5年度西可児土地区画整理事業の決算認定につきましては、今回の区画整理の教訓を生かし、市街地形成において地域住民地権者と行政が相互調整され、今後の区画整理においては将来計画の合意を見たと着手されるよう付言し、適切なる執行であったと認め、全会一致で原案を認定することに決しました。

続いて、議案第76号の所管部分についても何ら異議もなく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

さらに議案第97号、議案第98号、議案第99号についても何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がございましたので申し添えます。

桜ヶ丘地区を初めとする全市において道路認定されているにもかかわらず、未管理状態となっているところが数多く見られますので、市として善処されたいということと、都市計画決定されました公園以外の数多くある各所の公園管理も基本的には市で実施されたい。

また花フェスタ関連はもとより今後の公共事業におかれましては、地元業者育成という立場を堅持されるようお願いいたしまして、建設委員会の審査結果報告を終わります。

議長（林 則夫君） 以上で各常任委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員会の審査結果の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許します。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 議長より発言の許可をいただきましたので、私は日本共産党可児市議団を代表し、次の案件の反対討論をいたします。

認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成5年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

認定第2号 平成5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、深刻化する不況と財政難の中で、国際貢献や大企業本位の景気対策等の財源捻出のため、地方自治体と住民に負担と犠牲の転嫁が行われました。平成5年度は、3年度、4年度に引き続き地方交付税の特例減額と加算の繰り延べ及び国庫補助負担率の引き下げの恒久化と一般財源化、さらに地方債の増発による地方単独事業の拡大など、それが端的に示されました。

地方自治体は、高齢者保健福祉対策や環境対策など、住民要求に即した新たな財政需要が求められており、自治体の一般財源である地方税や地方交付税の増額を図ることこそ地方財政政策の中心に据えられなければなりません。にもかかわらず、政府は対米公約と景気対策

のため、政策的に地方単独事業を大幅に拡大しておきながら、その財源となる地方交付税を増額するどころか逆に減額し、地方債の増発で肩がわりさせるといった一方的な地方への負担と犠牲を強いる措置をとりました。地方交付税交付金を見ても、4,000億円の特例減額が行われています。

また、近年の流れの中で、地方分権論を背景に、地方の自主性の尊重を名目に、地方への権限委譲と、それに伴い国庫補助負担金のカットや一般財源化、つまり交付税化を進めるといった方向が政府主導で進められてきました。一般財源化とは、国庫補助・負担金にかわって、一般財源である地方交付税で財源措置することではありますが、先ほど述べましたように、地方交付税の総額は特例減額で削っているわけですから、単なる地方への負担転嫁にすぎません。

ナショナルミニマムを維持するという国の責任が、一般財源化を契機に限りなく薄められてきているのも見逃すわけにはまいりません。昭和61年度に保育所や老人福祉施設等の措置事務が市町村へ権限委譲されましたが、そのことを理由に、平成2年度に措置費の国の負担割合を10分の8から2分の1へ引き下げられました。平成3年度には、国民健康保険事務費の国庫負担の一部870億円、義務教育国庫負担金等のうち共済追加費用及び退職年金・一時金等のうち、国庫負担の一部620億円を一般財源化するなどの措置がとられています。

これらを見ても、地方への権限委譲が国庫補助・負担金カットの口実にされ、総じて国の責任放棄へとつながっているのが実態です。可児市は、一般財源化といっても普通交付税不交付団体であり、交付税措置の対象外であり、単なる補助金カット以外の何物でもありません。

都市基盤整備に追われる可児市では、それ以上に問題なのが公共事業に対する国庫補助率のカットであります。

直轄事業については、負担率を戻したのは当然のことではありますが、補助事業につきましては、昭和59年度の一律カットが始まる以前と比べ、ほとんどが引き下げられています。

可児市にとって大きな影響のある下水道の補助率を見ても、昭和59年度水準では10分の6、3分の2、4分の3の3種類の補助率でありましたが、平成5年度では2分の1、10分の5.5、3分の2にそれぞれ引き下げられ、地方道の補助率では3分の2から2分の1に引き下げられています。この補助率の引き下げの見返りに、地方債の増発で手当てをし、後年度に、その元利償還分を交付税措置することとしていますが、国が措置するのは利払い費の90%のみであり、借金財政の押しつけと負担転嫁が行われています。

こうした厳しい財政の中、平成5年度一般会計決算については、下水道を初め都市基盤整備の積極的な展開や、福祉面においては1歳児の入院医療費無料化を取り入れるなど、評価をするものでありますが、これまで述べてきましたように、国の地方自治体や住民への責任と負担の転嫁に抗議する立場から、本決算認定に反対をいたします。

続いて認定第3号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、低所得者等の保険料軽減分を国、都道府県、市町村で負担するため、平成元年に

法改正により導入された保険基盤安定制度の費用負担方式を、これまでの国2分の1、都道府県、市町村それぞれ4分の1から、国の負担を100億円の定額補助とし460億円も減額をいたしました。この結果、都道府県は今までどおり4分の1、残りの740億円を市町村に負担が押しつけられました。市町村の負担分は交付税措置することになってはいますが、可児市は不交付団体であり、その措置は受けられず、負担増だけが残っています。

また、平成5年度は、条例改正により国保税の賦課限度額を44万円から48万円へ4万円引き上げました。その前年であります平成4年度に42万円から44万円に引き上げたばかりで、国の賦課限度額より若干抑えてあるものの、中間所得層でも賦課限度額に達する現況では大きな負担増となりました。これは、医療費に対する国の負担率を大きく引き下げたことにより多くの自治体の国保財政が圧迫され、可児市も例外でなく、毎年のように国保税の引き上げを余儀なくされてきています。国に対し、国庫負担率をもとの45%に戻すよう強く要求し、本議案に反対をいたします。

続きまして認定第10号です。平成5年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてであります。老人保健法の改悪により、外来の一部負担金が平成5年4月より1,000円に引き上げられ、入院の一部負担金も1日600円から700円に値上げされました。わずかな年金を頼りに生活しているお年寄りに冷たい仕打ちというほかありません。

平成元年に消費税導入されるのに際し、高齢化福祉のためと言いながら、結局お年寄りへの負担を強いる内容となっており、本議案に反対するものであります。

続いて議案第91号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この条例改正は人事院の勧告に沿ったものであります。中でも第21条第2項の改正案は、12月の期末手当の支給率を100分の200から100分の190に引き下げるもので、議案第89号の市議会議員、議案第90号の特別職職員の引き下げに比べ、もともとの支給率が異なっており、反対をいたします。

議案に対する反対は以上4議案ですが、議案第93号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、条例案には賛成をいたしますが、第4条第2項第1号中の当該受給資格者から69歳老人等を除くとあるのを、69歳老人も含めるべきと意見を申し上げます。

さらに議案第100号 可児市条例の一部を改正する条例の制定については、政党交付金については反対をするものであります。減税の部分がありますので、これは賛成といたします。

以上、反対討論を終わります。

議長（林 則夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） これにて討論を終結いたします。

これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております38議案のうち、認定第2号、認定第3号、認定第10号、並

びに議案第91号を除く34議案を一括採決いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、認定第4号から認定第9号まで、認定第11号から認定第15号まで、議案第76号から議案第90号まで、議案第92号から議案第95号まで、議案第97号から議案第100号までの34議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各常任委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件はただいまの報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、本議案はそれぞれ原案のとおり決しました。

次に認定第2号、認定第3号、認定第10号及び議案第91号の4議案を採決いたします。

お諮りします。これら4議案に対する各委員長の報告は原案を可とするものであります。よって、これら4議案を各委員長報告のとおり、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 則夫君） 起立多数と認めます。よって、これら4議案は原案のとおり決しました。

請願5号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第3、請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化についてを議題といたします。

本請願につきましては、総務委員会にその審査の付託がしてございますので、委員長からその審査の結果について報告を求めます。

総務委員長 今井成美君。

総務委員長（今井成美君） 総務委員会に審査を付託されております請願について、審査の結果を御報告いたします。

請願5号 介護休業・短時間勤務制度の早期法制化についてにつきましては、その目的として、家族の介護を必要とする労働者が一定期間休業し、介護を行うための介護休業制度と勤務時間の短縮を設けることによって雇用の継続を図ることとして提出されたものであります。その趣旨は理解でき、賛成できるものの、その基準を検討することについてはなお時間が必要であり、にわかに結論を出すのは困難であるとの結論に達しました。したがって、本請願は継続審査とすることに決しました。以上。

議長（林 則夫君） 以上で、総務委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。
これより請願 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する総務委員長の報告は継続審査でございます。よって、
委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり継続
審査とすることに決しました。

発議第 7 号及び発議第 8 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第 4、発議第 7 号 日本の農林業と食料・環境を守るための政策
確立に関する意見書、並びに発議第 8 号 道路整備に関する意見書の二つの意見書を一括議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2 番議員 遠藤久夫君。

2 番（遠藤久夫君） 日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立に関する意見書の案
の朗読をもちまして提案させていただきます。

日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立に関する意見書（案）。

農林業は、国民生活にとって基本的な物資である食料の安定供給をはじめ、地域社会の維
持・発展、国土と自然環境の保全など多面的な公益的機能を有しています。

しかしながら、昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉におけるミニマム・アクセ
スの受け入れ決定、農林従事者の高齢化など非常に厳しい状況にあり、国民に不安を与えて
いる。

よって、政府におかれては、日本の農林業の発展、食料の確保及び環境の保全等を図るた
め「生産意欲のわく生産者米価確保」「穀物の国内自給率を高めるとともに、備蓄制度の確
立」「農林業担い手の育成、木材産業の再編成整備の促進」等を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第 2 項の規定により意見書を提出する。平成 6 年12月21日、岐阜
県可児市議会。内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、自治大臣、国土庁長官様。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（林 則夫君） 次に 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） 意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備に関する意見書（案）。

道路は、活力ある地域作りや豊かさと、ゆとりを実感できる市民生活の実現を図るうえで

根幹となるものである。

しかしながら道路整備の現状は十分とは言えず、交通渋滞対策・交通事故対策等を進め円滑な道路交通の確保を図るためには、高規格幹線道路から市道に至る道路網の体系的整備を一層促進することが急務である。

さらに、名古屋のベッドタウンとして人口増加にあり、「心豊かな福祉のまちづくり」を目指している本市においては、人に優しい道作りなども強く望まれております。

よって、政府におかれては、平成7年度の予算編成に当たり道路整備の拡充を図り、特に地方の道路整備財源を充実強化されたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成6年12月21日、岐阜県可児市議会。内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、国土庁長官様。

以上です。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

ただいまから発議第7号、並びに発議第8号を一括採決いたします。

お諮りいたします。これらの発議を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、発議第7号、並びに発議第8号は原案のとおり決することといたします。

議案第102号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第5、議案第102号 可児郷土歴史館条例の一部を改正する条例の制定についてを議案といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） お手元の資料番号14番をお願いいたします。

1ページでございます。議案第102号 可児郷土歴史館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この改正の要旨につきましては、以前から国におきましては観光立県推進地方会議というのが設立されているようでございます。したがって、県ではこれを受けまして、岐阜市が観光立県推進地方会議というものをでかしておりますけれども、今回、この地方会議が平成7年3月1日から平成7年5月31日までの間、岐阜市が全国キャンペーンといたしまして大型スタンプラリーの事業を実施されるようでございます。これに伴いまして、観光面から可児市といたしましても協力するというところで、さきの平成6年3月議会

におきまして御議決いただきました「花フェスタ '95」のタイアップ施設の割引同様に、郷土歴史館を特別割引をするということでございます。ちなみに大人 300円を 150円に、それから小人を70円を30円に、団体割引もこれに合わせて行っております。以上でございます。議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第 102号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、本案については原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時42分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 103号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第 6、議案第 103号 財産の取得についてを議題といたします。

ここでお断りを申し上げます。

ただいま議題となっております財産の取得については、地方自治法第 117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある方は除斥の対象となります。よって、理事の職にあります澤野隆司君、田口 進君、奥田俊昭君、松本喜代子さん、小池優之助君、勝野健範君、河村恭輔君、続木重数君、以上の諸君の退場を求めますので、よろしく願いいたします。

〔26番 澤野隆司君、23番 田口 進君、22番 奥田俊昭君、21番 松本喜代子君、20番 小池優之助君、17番 勝野健範君、15番 河村恭輔君、12番 続木重数君 退場〕

議長（林 則夫君） 提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、資料番号16番をお願いいたします。

1 ページでございます。議案第 103号 財産の取得についてでございます。

この件につきましては、かねてから皆様方には御協議を煩わせているところでございますけれども、老人保健施設用地取得については、市開発公社において買収業務をかねてから行っておりましたが、本年8月にこの買収取得業務が完了いたしまして、その後、造成工事に着手をいたしておりました。これも本年11月にすべてを完了いたしまして、今回、開発公社から可児市が造成土地すべてについて譲渡を受けるものでございます。

土地所在地、地目、地積につきましては、可児市土田字戸走 900番ほか3筆、宅地ほかで9,069.16平米でございます。目的といたしましては、老人保健施設用地。方法といたしまして、随意契約。価格は4億2,456万5,000円。契約の相手方として、可児市広見一丁目1番地、可児市土地開発公社 理事長 纈纈義昭でございます。以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第103号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本案は原案のとおり決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

〔26番 澤野隆司君、23番 田口 進君、22番 奥田俊昭君、21番 松本喜代子君、20番 小池優之助君、17番 勝野健範君、15番 河村恭輔君、12番 続木重数君 入場・復席〕

休憩 午後2時46分

再開 午後2時47分

議長（林 則夫君） 再開をいたします。

議案第104号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第7、議案第104号 財産の処分についてを議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では2ページをお願いいたします。

議案第 104号 財産の処分についてでございます。

この案件は、ただいま御議決をいただきました議案第 103号での関連でございます。

公社から市が取得しました土地のうち、改めて老人保健施設用地に供するために、厚生省に譲渡するものでございます。土地所在地、地目、地積につきましては、可児市土田字戸走 900番、宅地といたしまして7,848.72平米でございます。目的は、老人保健施設用地でございます。方法として、随意契約。価格は4億 813万 3,000円。契約の相手方といたしましては、支出負担行為事務官 岐阜県民生部保険課長 地方事務官 加賀興己でございます。

なお、議案第 103号と 104号の面積の残地につきましては、1,220.44平米ほどでございますけれども、これは市の保有地として確保しておくものでございます。以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第 104号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本案は原案のとおり決することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 平成6年第6回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月6日から本日まで16日間にわたり、本会議並びに各委員会を通じまして、報酬給与改定等の条例案件10件、予算案件12件、平成5年度各会計決算認定14件、人事案件1件、その他の案件6件を終始慎重に御審議をいただき、本日ここに全議案につきまして御承認、御議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、会期中に議員各位より賜りました御意見、御要望につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に万全を期してまいります。特に職員の意識改革につきましては、8万6,000市民の負託にこたえるためにも、職員研修の内容充実を努め、市行政のあらゆる分野におけるOA化の一層の推進、事務の効率化を図るとともに、常に市民の立場に立った施策の推進をすべく、職員一人ひとりが明確な組織目標、個人目標を設定して、みずから意識改革

を図り、職務遂行能力のレベルアップを目指してまいります。

さて、平成6年もあとわずかとなりましたが、可児市のこの1年を振り返ってみますと、この夏は異常渇水により、断水という最悪の事態は避けられましたものの、市民の皆様には節水に大変な御協力をいただきました。今後とも、総合水利調整、県営水道の安定供給を強く国・県に働きかけてまいる所存でございます。

4月には、可児商工会議所が関係各位の御尽力により創立され、地域経済振興に寄与いただいております。教育関係におきましては、学校施設の整備充実のほか、図書館桜ヶ丘分館の会館、生涯学習への体制整備が進められております。また、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、在宅福祉事業の推進、住みよい福祉のまちづくり事業により、よりきめ細かな福祉サービスの充実を図られております。

都市基盤整備におきましては、下水道整備の本格的な推進、川合北部土地区画整理事業、幹線道路網の整備も着々と進捗いたしました。

このほか、鈴木前市長のもと、多くの事業を計画し、着手してこられましたのも、ひとえに議員各位を初め市民の皆様の大なる御支援、御協力のたまものでございまして、心から厚く感謝を申し上げます。

いよいよ「花フェスタ'95ぎふ」の開幕まで126日と迫り、その諸事業に全力を注ぎますとともに、懸案事項であります一般廃棄物処理場の建設、生活関連施設整備、地域経済基盤の確立等、21世紀を展望した人に優しく本当に住みよいまちづくりに渾身の努力をしてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、市勢発展と市民福祉の向上に格別なる御尽力と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

これからは寒さも一段と厳しくなります折から、皆様方におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、幸多き新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます、第6回定例会の閉会に際しましてのごあいさつといたします。(拍手)

閉会の宣告

議長(林 則夫君) それでは、これをもちまして平成6年第6回可児市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午後2時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年12月21日

可児市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員